

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可
昭和十四年一月十日發行

同盟旬報

(No. 55) 行發日十月一・號六十三第 卷二第

【號旬下月二十年三十和昭】

主 要 記 事

第七十四回 帝國議會開會
政府、對支國交調整方針宣明
支那事變第七回 論功行賞
晋西掃蕩戰開始さる
汪精衛國民黨を離脱す
米國、對日新通牒手交
伊、佛伊協定廢棄を通告
米獨關係大戰以來の危機

行發社信通盟人法團社

同盟旬報 第二卷第卅六號 主要目次

●印は「表紙掲出」記事

宮廷

皇后陛下、孤獨者孤兒へ御下賜金
鉢後援事業團體等に御下賜金
社會事業協會に御内帑金
大正天皇祭

李鍵公殿下第一公子御命名
武勳の諸將軍に御陪食
皇太后陛下同人會に醫藥資下賜
三内親王櫻山御用耶へ
野戰糧食を召させ給ふ
富山縣下雪崩時に御下賜金

米の對日通牒全文
【北支戰況】
襄中捕獲戰々果
連雲港附近の敗敵攻勝
【晉西掃蕩戰】
王曲村の遊擊隊殲滅
敵の襲撃部隊擊滅
臨汾西北方に激戦展開
汾河南方からも猛進
沿河右岸山麓の敵掃蕩
黃河左岸の要衝船窩鎮に迫る
杉山最高指揮官外國武官招待
澳門當局と交涉
彼我損害一覽表(十一月末迄)
海軍作戰の成果(聖戰第二年)
陸軍への獻金獻品合計(十二月迄)
戰死將校氏名

東久邇宮殿下軍狀御奉上
鹽澤提督歸京、軍狀奏上
牛鳴滿少將歸京
四手井侍從武官歸京
近藤英次郎少將歸京
小林信男少將歸還

天津情勢
天津防衛司令部交通制限令公布
天津電話接收問題解決
天津在邦人中學校設立
王竹林氏暗殺
中國安清同盟成立大會

【中支情勢】
抗日戰備
張學良前線出動說
各戰區長官入れ替へ
南支新編軍團司令に張發奎
抗戰各軍を整理改編
汪精衛重慶脫出河内着
周佛海も汪と同行か
國府發言人汪の外遊を表
汪添名で河内の某華人宅に
注の出國事情

上海々關收入增加
大上海瓦斯會社創立
漢口人口既に五十萬
武漢留日同學會成立
武漢地方郵便開始
武昌治維會成立
武漢留日同學會成立
武漢地方郵便開始
漢口人口既に五十萬
上海情勢

【佛國】
佛印經由抗戰資材輸送活潑
佛印政府武器製造管理部新設
外紙論調

陳公博香港到着

要人三名更に重慶を去る

蔣介石大狼狽

汪精衛行動諸説紛々

汪添名で河内の某華人宅に

注の出國事情

蔣介石反駁聲明發表

米、治外法權撤廢建議重視

【中支概况】
國民黨漸次共產黨化す
李漢魂の後任は鄧義光

支那公使波外相と會談

孔祥熙、米支借款を語る

蔣政務米に小統發注

米國會社からトランク購入

蔣抗戰放送

國際マ首傳本部重慶へ移轉

輸出稅免稅辦法

華僑資金吸收の獎勵辦法

韓出爲替法を緩和

國社黨、共產黨を痛擊

蔣更に抗戰強化を力説

「勝利か敗北があるのみ」(陳誠談)

【西南情勢】
四川開發に一千萬元公債

トック不足で昆明に滯貨の山

滇緹線開工式舉行か

昆明中心の航空路増發

蘭州から綿甸へ自動車連絡

西康省開準準備成る

雲南反日妨禦運動解決

米大使に蔣穎権援助要請

事變公債賈却問題となる

【米國】
汪潔明と列國反響

汪及其一族香港に集る

支那紙評論

南洋華僑に衝動

顧孟餘、汪派を去る

汪潔明の重大影響

國民政府憂色深し

汪香港より重大聲明を發す

顧孟餘、汪派を去る

支那公使波外相と會談

彭雪浦逮捕、何應欽免職

天津租界悉く銀銀行承認



句間大觀

山西省西部に蠢動する共産匪の大討伐戦は本旬歎然開始され、黒龍關、船窓鎮、牛城、大寧等の敵據地は次々に陥落した。

【三・二】御仁慈深く渉らせ給ふ皇后陛下には歲末御恒例に依り赤十字病院、濟生會、慈惠會、福田會育兒院の四私設團體に救助收容されてゐる孤獨者、孤兒の身上を想召され廿一日金一封下賜はされた。

【三・三】皇后陛下、孤獨者孤兒へ御下賜金
【三・三】御仁慈深く渉らせ給ふ皇后陛下には歲末御恒例に依り赤十字病院、濟生會、慈惠會、福田會育兒院の四私設團體に救助收容されてゐる孤獨者、孤兒の身上を想召され廿一日金一封下賜はされた。

統後援事業團體等に御下賜金

【三・三】吳き通りでは廿三日皇太子殿下第五回の御誕辰の佳き日、難事業たる結核療養所を始め一般社會事業並に職時下銃後援事業に活躍する十二社會事業團體に對し事業御奨勵補助の思召を以て金一封宛額金十五萬圓餘を下賜はされた。

社會事業協會に御内帑金

【三・三】天皇陛下には畏くも社會事業御奨勵に深き大御心をぞゝがせ給ひ廿三日財團法人中央社會事業協會に對し同會事業基金として御内帑金十萬圓下賜の御沙汰があつた。

大正天皇祭

【三・三】大正天皇は廿五日午前十時宮中靈殿に於いて儀式を行はせられた。秋父宮殿下を始め奉り各皇族方御參列近衛首相以下文武顯官等御参列、多摩陵には勅使として小出掌典を參向奉幣せしめられた。

李鍵公殿下第一公女子御命名

【三・三】去る十九日御目出度く御誕生あらせられた李鍵公殿下第一公女子の御名は廿五日「沃子(ハルヨ)」と御命名あら

支那

事變

この不動確固たる聲明が國際的に我國に磐石の勢威を加へた時、蔣政權にては桂石汪精衛が國民黨を離脱して香港に來り重大聲明を發した。國府部内の狼狽は聚より南洋華僑また驚愕し列國も等しく彼の行動に注視を向けてゐる。汪の眞意は知らず、知るは國民黨崩壊の兆である。

東久邇宮殿下軍狀御奏上

鹽澤提督歸京、軍狀奏上

【三・三】大陸の御征旅に三軍を御統率あそばされて八ヶ月、武漢攻略に不滅の御武勳を擰てさせられた東久邇中將宮殿下には此の度軍事參議官に御榮轉、廿一

年半後二時廿五分東京驛御着晴れて御歸

鹽澤提督幸一中將は廿一日午前九時十分

【三・三】揚子江週航艦隊指揮官として

【三・三】中支艦隊から歸還、陸軍野戰砲兵學校監事に轉任の小林信男少將は卅

年半後三時神戸入港の天津航路長江丸で

【三・三】友邦ボルトガル領澳門駐在

【三・三】

せられた旨宮内省から發表された

武勳の諸將軍に御陪食

【三・五】天皇陛下には廿六日正午東久邇中將宮殿下を始め前線から歸還しに電務局長町尻量基少將、航空總監部總務部長鈴木率道少將、前參謀長青木重誠大佐等に御恩召の恩召に依り豊明殿に於いて御陪食を仰付けられた

皇太后陛下同人會に醫藥資下賜

【三・六】皇太后陛下には今次事變に際し財團法人同人會が醫療防護班を組織して支那民眾に對し施薬救療に從事して博愛の實をあげその宣撫の效果甚からざるを思召され特に恩召を以て醫藥費として御手許より金一封を同會に賜つた

野戰糧食を召させ給ふ

【三・七】女子學習院に御在學の照宮、孝

宮、順宮三内親王様には廿六日御捕ひに

て葉山御用邸に入らせられた

【三・九】長くも天皇、皇后兩陛下には、あらゆる園苦缺乏にたへて勇奮する第一練將兵の上を恩召され、御日常の御生活は御簡素を旨とせられ給ふと承はるが、御微恙も御過極めて御調治に涉らせ給ふ陛下には廿七日正午皇后陛下と御捕ひにて大奥御食堂に出御、御盡餐に飯盒をとらせ給ひ、糧秣本廠から御取り寄せの野戰糧食を召させられた

富山縣下雪崩禍に御下賜金

【三・一】(官内省發表) 本月廿七日富山

縣下北部奥山櫻平附近に於て崩雪の爲發

電工事從事者中多數の死傷者を出したる

懸闇召され御救援として天皇皇后兩陛下

より金一封同縣へ下賜せられた

三千三百名に達し、額に與へた損害總計

は數千とも二百萬を超すものと推算され

忠勇なる將士の數は四萬七千三百三十三名

である、なほ主なる齒獲品の數は現在判

明した分は左の如くであるが實際はこれ

より遥かに多數に上る筈である

△小銃 廿萬八千 △機銃 一萬一千

△青刀 一萬二千 △野、騎、山砲

六百八十 △迫擊砲 千二百 △戰車

トランク五百六十 △客、貨車 二千二百 小銃彈一千三百六十萬 △ダムダム彈二萬 △手榴彈 二百三十萬 △砲彈 八十一萬七千 △迫擊砲彈 百七十一萬八千

又十一月末現在における北中支戰線は南

は杭州附近より岳州、信陽、開封等を經て山西省境に及び安北東北方地區に達し

て全長約二千九百七十五糠、之を世界大戰における西部戰線約七百九十九糠に比すれば約四倍、南支方面は戰線四百廿五糠で日露戰役における奉天附近の戰線二百卅糠の約二倍に達してゐる。占據地域は察哈爾、綏遠、河北、山東、山西、江蘇安徽の全省及び河南の大部、浙江、江西

で日露戰役における奉天附近の戰線二百

卅糠の約二倍に達してゐる。占據地域は

北支に於ける敵軍需品の出入を封じ、

勃海より南は南支那海に至る蜿々二千數百浬の支那沿岸に於て寒暑風濤と闘ひ具に苦酸を嘗め、默々として封鎖作戦に從事し支那船舶の交通を遮斷すると共に我海上交通を保護し在支作戦部隊をして些かも後顧の憂なからしめたり

○渾餘の江上の機雷掃清岸の殘敵掃蕩に從事しつゝあり、一方海軍南支方

面部隊は陸軍と協同して十月十二日ベイアイス灣に敵前上陸を敢行し僅かに一

月にして十月廿一日廣東を攻略し次で海軍部隊の一部即ち珠江を遡江して廣東

イヌス湾に敵前上陸を敢行し僅かに一月にして十一月十二日岳陽に達せり。目下揚子江に於て江陰に至る六〇

○渾餘の江上の機雷掃清岸の殘敵掃蕩に從事しつゝあり、一方海軍南支方面部隊は陸軍と協同して十月十二日ベイアイス灣に敵前上陸を敢行し僅かに一月にして十月廿一日廣東を攻略し次で海軍部隊の一部即ち珠江を遡江して廣東

イヌス湾に敵前上陸を敢行し僅かに一月にして十一月十二日岳陽に達せり。目下揚子江に於て江陰に至る

廿七萬三千五百十七圓七十六錢、又慰問袋二百六十二萬三千八百七十個、銀紙八百七十四萬一千九十四枚、銅錢盾六十一萬一千八百八十四枚、其他軍品二千五十一萬二千六百六十六的巨額に達して居る

國の英靈中第六回に次で調査を終了せる

同 同 同 藤田 駿(千葉)

功六旭八 歩上等兵 川井 義信(岐阜)

陸軍(功五級以上)

功六旭八 三空兵曹 金原 國廣(長崎)

五千九百廿九名と今次事變の勤務に従事し數々の武勳を樹て不幸病没せる將士三

百七十六名とある、戰(戰傷)死者の範

同 同 同 功四旭五 步少佐 太田 政明(青森)

功六旭七 步伍長 外村 嘉平(滋賀)

功五旭四 步少佐 麻井德太郎(山口)

同 同 同 功五旭四 步少佐 麻井德太郎(山口)

一萬一千八百八十四枚、其他軍品二千

百七十六名とある、戰(戰傷)死者の範

同 同 同 功四旭五 步大尉 村田 大瀬 孝美(石川)

功六旭八 步上等兵 白井龍太郎(滋賀)

同 同 同 功六旭八 步上等兵 奥村 梅助(滋賀)

同 同 同 功六旭八 步上等兵 奥村 梅助(滋賀)

五十一萬二千六百六十六の巨額に達して居る

同 同 同 功四旭五 步少佐 石端 勇吉(同)

功六旭七 步伍長 坂本 正(京都)

同 同 同 功五旭四 步少佐 麻井德太郎(山口)

同 同 同 功五旭四 步少佐 麻井德太郎(山口)

年九月中旬頃迄、地域的には北支、中支

の殆んど各方面に及んで居る、病死者に

同 同 同 功五旭五 步少佐 郡山良久(鹿兒島)

功六旭八 步上等兵 岸井 龍(鹿兒島)

同 同 同 功五旭五 步少佐 郡山良久(鹿兒島)

に生存者に先立ち慶典の光榮に浴した次

者と同時に發表せられて居たが今は特

同 同 同 功五旭六 步少尉 藤原 繁(愛知)

功六旭七 步軍官 近藤 富市(同)

同 同 同 功五旭六 步少尉 藤原 繁(愛知)

に生存者に先立ち慶典の光榮に浴した次

者と同時に發表せられて居たが今は特

同 同 同 功五旭七 步曹長 濱田 茂(徳島)

功六旭八 步伍長 中川 政等(熊本)

同 同 同 功五旭七 步曹長 濱田 茂(徳島)

第五回論功行賞

同 同 同 功五旭八 步少尉 松田 三郎(同)

功六旭九 步伍長 松原 錠(同)

同 同 同 功五旭九 步伍長 松原 錠(同)

大尉 岩下不二夫(長野縣) 中尉 渡

同 同 同 功五旭十 步少佐 山本 誠明(同)

功六旭十一 步伍長 横山 白石眞吾(同)

同 同 同 功五旭十 步少佐 山本 誠明(同)

邊義吾(福井縣) 中尉 大橋甲三(岐

同 同 同 功五旭十一 步伍長 松原 錠(同)

功六旭十二 步中佐 行本 勇(山口)

同 同 同 功五旭十一 步伍長 松原 錠(同)

阜縣) 中尉 小澤實(滋賀縣)

同 同 同 功五旭十二 步少尉 村田 義美(石川)

功六旭十三 步上等兵 白井龍太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭十二 步少尉 村田 義美(石川)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭十三 步少尉 村田 義美(石川)

功六旭十四 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

同 同 同 功五旭十三 步少尉 村田 義美(石川)

▲松尾部隊 少尉 内田 幸一(京府)

同 同 同 功五旭十四 步少尉 村田 義美(石川)

功六旭十五 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

同 同 同 功五旭十四 步少尉 村田 義美(石川)

【三・三】 原暎發表

同 同 同 功五旭十五 步少尉 村田 義美(石川)

功六旭十六 步上等兵 白井龍太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭十五 步少尉 村田 義美(石川)

【三・三】 原暎發表

同 同 同 功五旭十六 步上等兵 白井龍太郎(滋賀)

功六旭十七 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

同 同 同 功五旭十六 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭十七 步少尉 田邊 敏雄(同)

功六旭十八 步上等兵 安藤正一(同)

同 同 同 功五旭十七 步少尉 田邊 敏雄(同)

大尉 岩下不二夫(長野縣) 中尉 渡

同 同 同 功五旭十八 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭十九 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭十八 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

邊義吾(福井縣) 中尉 大橋甲三(岐

同 同 同 功五旭十九 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭二十 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭十九 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

邊義吾(福井縣) 中尉 大橋甲三(岐

同 同 同 功五旭二十 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭二十一 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭二十 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭二十一 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭二十二 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭二十一 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭二十二 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭二十三 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭二十二 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭二十三 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭二十四 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭二十三 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭二十四 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭二十五 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭二十四 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭二十五 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭二十六 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭二十五 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭二十六 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭二十七 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭二十六 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭二十七 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭二十八 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭二十七 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭二十八 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭二十九 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭二十八 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭二十九 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭三十 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭二十九 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭三十 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭三十一 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭三十 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭三十一 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭三十二 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭三十一 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭三十二 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭三十三 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭三十二 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭三十三 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭三十四 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭三十三 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭三十四 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭三十五 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭三十四 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭三十五 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭三十六 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭三十五 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭三十六 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭三十七 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭三十六 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭三十七 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭三十八 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭三十七 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭三十八 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭三十九 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭三十八 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭三十九 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭四十 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭三十九 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭四十 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭四十一 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭四十 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭四十一 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭四十二 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭四十一 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭四十二 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭四十三 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭四十二 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

▲人見部隊(戰傷死)

同 同 同 功五旭四十三 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭四十四 步少佐 丸野說太郎(滋賀)

同 同 同 功五旭四十三 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

△陸軍省發表

今般發表せられたる論功行賞は支那事變に於て名譽の戦死又は戰傷死をなせる譲

同 同 同 功五旭四十四 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭四十五 步少佐 指宿通春(鹿兒島)

同 同 同 功五旭四十五 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭四十六 步少佐 河合 卵一(同)

同 同 同 功五旭四十六 步中佐 岩下不二夫(長野縣)

功六旭四十七 步少佐 飯沼 栄一(岐阜)

功五旭七 二等兵 曹川田治男(北海道)

同 同 同 功五旭七 二等兵 曹川田治男(北海道)

功五旭八 二等兵 池田 魁夫(熊本)

功五旭九 一等兵 松野 正晴(山梨)

同 同 同 功五旭九 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭十 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭十一 一等兵 松野 正晴(山梨)

同 同 同 功五旭十一 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭十二 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭十三 一等兵 松野 正晴(山梨)

同 同 同 功五旭十三 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭十四 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭十五 一等兵 松野 正晴(山梨)

同 同 同 功五旭十五 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭十六 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭十七 一等兵 松野 正晴(山梨)

同 同 同 功五旭十七 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭十八 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭十九 一等兵 松野 正晴(山梨)

同 同 同 功五旭十九 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭二十 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭二十一 一等兵 松野 正晴(山梨)

同 同 同 功五旭二十一 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭二十二 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭二十三 一等兵 松野 正晴(山梨)

同 同 同 功五旭二十三 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭二十四 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭二十五 一等兵 松野 正晴(山梨)

同 同 同 功五旭二十五 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭二十六 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭二十七 一等兵 松野 正晴(山梨)

同 同 同 功五旭二十七 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭二十八 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭二十九 一等兵 松野 正晴(山梨)

同 同 同 功五旭二十九 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭三十 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭三十一 一等兵 松野 正晴(山梨)

同 同 同 功五旭三十一 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭三十二 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭三十三 一等兵 松野 正晴(山梨)

同 同 同 功五旭三十三 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭三十四 一等兵 松野 正晴(山梨)

功五旭三十五 一等兵 松野 正晴(山梨)

同 同 同 功五旭三十五 一等兵 松野 正晴(山

近衛聲明の反響

功五双光旭日章
海軍(功五級以上)
歩大尉 小山源之助(長野)
功五旭六中尉 榎原 清三(茨城)
佐世保鎮守府
功五旭五特中尉 福島 崇(宮崎)
功五旭五特中尉 福島 崇(宮崎)

政治・外交欄参照
首相、新支那國交調整方針聲明
【三・三】近衛首相は廿二日夜新興支那との國交調整に關する根本方針を發表した。帝國の歛手たる態度を中外に宣明した。
蔣介石反駁聲明發表
上海【三・三】重慶來電、蔣介石は去る廿六日總理記念週に際し近衛首相の談話に關聯して中國の民衆に對し重ねて徹底抗戦を主張する聲明を發表したが廿八日

同志諸君、我等の抗戦は既に新段階に到達した。過去十八ヶ月が第一期の抗戦であつたことは屢次に亘つて指摘されたが之は抗戦の前期であつて今より後の一二期抗戦は抗戦の後期と呼ばるべきものである。現在我が方の南北各戰場に在る前線の勇士が戰鬪精神秘めて旺盛であることは開戦以來未だ曾てない程である。各地軍民の意志は愈々高まり齊しく國家の危機を認識し萬衆一心最後の勝利に向つて刻苦努力を續けてゐる。此間近衛首相は談話を發表、更生中國と國交の調整を行ふべき旨を聲明したが、其の内容は陳腐濫費であつて我が國家、我が民族を滅亡せんとする計畫陰謀を暴露せるものに過ぎ

きず、便宜上左の四點に分つて見れば、通常の事情は自ら明白となる。

一 東亞新秩序の建設 東亞新秩序なる言葉は屢々用ひられてゐるが、所謂新生中國なるものは要するに獨立の中國を消滅せしめ奴隸の中國を生産せんとするものに外ならない、赤化防止に

名を藉りて中國の軍隊を抑へ東洋文明擁護に名を藉りて中國の民族文化を亡し、經濟的障壁の撤廃に名を藉りて歐米の勢力を排斥し獨り太平洋に翻を唱へんとするものに外ならない。

二 東亞協同體の理論 東亞協同體といふも或は日滿不可分といふも或は日滿支互助關係といふも政治經濟文化の各部門に亘り日本が治者となり滿支を被治者となさんとするものに外ならぬ。

三 經済單元の強化 經済單元或は經濟集團の強化は事實上經濟的併合の手段に過ぎず北支開發、中支振興兩會社の創立、日滿支經濟懇談會の開催の如き等それが實質に移されつゝあるがこれ要するに中國の關稅金融を操縦し中國の生產と貿易を壟斷するものに過ぎない我等民族の生存を消滅するものに過ぎない。

四 國院の成立 この間にあつて興亞院が設立せられたがこれ中國を滅亡せしめんとする計畫を適當する総合機關であり日支事變の最後目的を達成せんがため中國の滅亡を長期に亘つて執行せんとするものに外ならない、更に近衛首相の談話の裏を考へれば表面の字句は偽致し共同防共といふ目的は本來防共に非す、防ソに非す、實はこ

れに名義を藉りて中國を亡さんとするものなること明白である、又中國が若し東亞新秩序と日滿支共同關係を承認すれば中國の領土全部は日本の所有する一大租界と化し實際上には日本と合併される事となるのであらう。

▲支那紙論評
△大公報 香港【三・三】 大公報は近衛首相の聲明につき廿三日の社説に於て次の如く飽迨我が方の意向を曲解した所論を掲げ民衆の反日意識を煽つてゐる。

近衛聲明の内容を見るに日本は断乎たる態度を以て飽迨其全國を羅成すべく名を棄てゝ實を取る方法で支那を屬領化せんとしてゐることは明かである。即ち

一 支那をしてお手製の滿洲國を承認せしめ自ら第二の滿洲國たらしめんとしてゐる

二 防共勸説を要求、防共の口實を基に永久に支那の内政に干渉、外交を指導せんとしてゐる

三 防共に藉口して要地に駐兵、永久に自由獨立の主權を奪はんとしてゐる

四 一切の經濟資源を奪はんとし特に河北内蒙の徹底的支配を要求してゐる

五 日本人の内地避居容認を要求、外法權の撤廃、租界の返還の意圖を表示してゐるが満洲に於ける實例を見ても一切は悉く日本人の掌握するところとなり撤廃返還をすると否とは全然關係がない、同じ筆法で暫時欺瞞せんとしても誰が信じようか。

以來一貫した傳統政策に外ならず、領土に非す賠償に非すと拂し乍ら實質的明と和平の語言」と題し大要左の如く論じてゐる。

△同紙 香港【三・四】廿四日の大公報は左の如き社説を掲げた。

侵略戰爭は現に進行中であり同時に日本軍は占領地區にて傀儡政權を組織し支那の主權を根本から消滅せんとしてゐる時、支那には唯持久戦あるのみ、侵略者の何たるを問はず、いさゝ

かも變る所はない、近衛聲明は歸する所支那に大滿洲たらんことを要求したので修辭上極力粉飾してゐるが實質的には從來の一貫した政策を表現してゐるに過ぎぬ、聲明中目新しい點は領事裁判権拋棄の意志を表示したことだ

が日本は既に滿洲に於ては領事裁判権を必要としない狀態にいたつたのではないか、さりながら日本が駐兵を要求するならば國家統治の大權は全く喪失する、日本が事實上支那を掌握した場合、領事、裁判権の如きは問題となる餘地はないわけだ、最近の國際環境は支那にとって一層有利に展開しある、今後如何なる困難をも押切つて和平と正義の立場に則り抗戰徹底あ

る、のみ、日本が支那を壓迫して防共團に勸説せしめて以て他國侵略の工具と

一 中國と滿洲國との外交關係を自働的に成立すること

二 日支防共協定

三 日本軍の中國駐兵

四 內蒙を割して特別反共區とする

△星島日報は本日の社説に「近衛首相の聲明と和平の語言」と題し大要左の如く論じてゐる。

満洲國を承認し防共協定に参加せよと述べてゐるのである、外國軍隊に占領されたる國に如何なる主權の獨立があるとか汪は某方面談判と進行に當つてるとか汪は某方面談判と進行に當つてゐるとか「國民政府」(參照)様々の謠言が飛んでゐる、かゝる謠言は日本の常套手段で吾人は全くこれを信ずること

が出來ない今回近衛聲明に於て吾人の注意すべきは日本は既にその軍事行動を繼續するに決したことで國民黨政府を完全に消滅することが前提となる

てある、この前提に立つて東亞の新秩序建設の和平條件が割出されてゐる、吾々はこれを次の五點に分ち得る、吾々はこれを次の五點に分ち得る、

一 中國と滿洲國との外交關係を自働的に成立すること

二 日支防共協定

三 日本軍の中國駐兵

四 內蒙を割して特別反共區とする

五 日支提携合作に關して日本は中國に對し日本人の中國内地居住及び貿易の自由権を要求してゐる

△ニューヨーク【三・三】廿一日の近衛首

は事變始まつて以來現はれた最大の矛盾の聲明であると云へる、近衛公は支那の主權を尊重し獨立完整の爲め必要にして支那に於ける治外法權撤廢なりとして支那に於ける治外法權撤廢の返還等を論ずる口調の下から

支那はその領土内に日本の駐屯を認め満洲國を承認し防共協定に参加せよと述べてゐるのである、外國軍隊に占領されたる國に如何なる主權の獨立があるのか、これを完全なる効果はないだらう、日本は支那に於て獨立などといふのはそれ自體矛盾なるのみならず、大體外國軍に操られる傀儡政府下の國民には獨立はあり得ないのだ、治外法權の撤廃は固より外國租界に關する近衛公の言の如きは空々しき限りである、斯る優しい言葉も決して蔣介石の抗戰決意を鈍らせるほどの効果はないだらう、日本は支那に於て經濟上の獨立を獲得したり、又支那に第三國權限制限を要求したらする意向なしとの主張の裏には「いつれの國が東亞新情勢の意味を理解し、その理解の下に行動せんとするか」といふ言葉が隱されてゐる、その眞意は即ち云ふことをきかぬものには差別待遇をするといふにあるのだ

△上海【三・三】近衛首相の聲明に關しては中國を滅亡せんとしてゐるのであるが、最もして支那は絶対に承認出來ぬ、最後に日本國民に告げる、我々の決心は反征服、反侵略、國府擁護、蔣介石のノース・チャイナ・デーリー・ニュースは近衛首相の談話に關してはその承認せぬ支那の新政權からかゝる提議を持た第一印象は

支那治外法權撤廃の提議は支那の門戸を惹いてゐるが當地の消息筋に與へ注目を惹いてゐるが當地の消息筋に與へた第一印象は

。

支那治外法權撤廃の提議は支那の門戸を惹いてゐるが當地の消息筋に與へた第一印象は

。

支那治外法權撤廃の提議は支那の門戸を惹いてゐるが當地の消息筋に與へた第一印象は

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

又もし新政権が日本軍の援助をかりて治外法権撤廃を强行すれば結局日本と列國の間に重大紛糾を誘發しようと見る向きが多い様である

ワシントン【三・三】近衛首相の談話はビットマン上院外交委員長の日獨問題聲明と同様目下米國で注意の焦點となつてゐる米獨關係悪化のニースに押されてその割合に小さく扱はれ、ウエルズ國務長官代理も廿二日の定例會見に於て近衛首相の談話については一切批評を避けた然し治外法權撤廃問題は既に日本が考慮してゐるト傳へられてゐた所であり、日本が在支利益を獨占壟斷するためだといふ批評は多くの人から聽て聞いた所で別に驚いてゐない様子である。

「新しき東亞を理解しこれに即應して行動せんとする新意の第三國の利益を制限するが如きことを支那に求めたい」と述べたのは、日本は自己を支援する意圖のある國の権益だけを尊重する旨を示唆したものと思はれる、更に支那を侵略し守備軍を駐屯せんとしてゐる日本が支那に對する好意の表示とし、又支那の獨立完成のためと稱して外國租界で治外法權の擴張を提唱し外國相手は支那の獨立尊重の趣旨に反すると述べてゐるのは矛盾してゐる、英國は今の所日本が近衛首相の談話中外國権益に關する部分を更に敷衍するのを待つものである、更に英國政府はクレーリー大使の有田外相との會談結果に關する正式報告を待つて居り、その到着

一　特に第三國の権益につき「新しき問題」を理解し、これに即應して行動せらるべきとする善意の第三國の利益を制限せんとする「第三國の利益を制限せんとする善意の第三國の利益を制限せんとする」ことを明確にするが、その意味が必要もしも明瞭でない様子でロンドン・ターム紙もこれは諷刺的な言ひ廻しで日本政府の解説が必要であると述べてゐる

三大原則は從來から譲り受けられてゐた所で、格別驚くに足らず、従つてフランスの態度は從来と不變である旨左の如く報道してゐる。

日本の對支政策に關する近衛首相の腰懸明は別段驚く必要のないものだ、日本側の聲明に盛られた内容は支那の經濟軍事建設に際して日本の防共監視である點左に特殊的地位を容認する意圖を表明したものであることは全く明かである。

支那に於ける治外法權問題に對するフランスの態度は從來と變らず更にフランスは英米と同様に九國條約に忠實である一方的變更には絶対反対である、それ故英米佛三國は今後も共同で在支權益を全力を盡して擁護することに努めるであらう。

駐屯軍や内蒙特殊地位は事實上右聲明と抵觸する

一 日本は治外法權及び租界制度撤廢といふが日本が支那に於て政治、經濟並に軍事上の地位を確保するに反し西歐諸國は一切の地位を喪失することゝなり日本のみに有利である

以上フランスは理論上且つ利害關係上聲明の主旨には全的に反対であるが自ら率先して對抗策を樹てる自信なく英米追随の程度を出ないものと見られる、唯今同聲明の影響の重大性に鑑み英、米、支那はシステム主義や聯盟決議を橋に強硬態度を表明するものと期待されフランスもこれに歩調を合せることゝならう

▲佛紙論評 ベリ【三二】廿三日ベリ紙の多くは近衛首相の聲明要點を擧へ

ロンドン【三一三】ロンドン政界では日支關係の根本的調整に關する廿二日の近衛首相の談話が開創的聲明として重視してゐるが、一般に日本の公正な立場を認めず殊に支那に於ける第三國の權益に關係ある部分に特別の關心を示して左の如き見解を表明してゐる。

後日本政府に對して新しい外交措置を取るべきか否かを決定するものと期待されてゐる

の如く論じてゐる
第三國の政府も實業家も近衛首相の聲明の中に何か保障になるような字句を見出することは出来まい、然し日本政府の三回に亘る聲明が何れも九國條約並びに門戸開放主義の愈々につき言明を避けていることは注目を惹かう、吾人

パリ【三・三】 近衛首相の對支根本策懇明については官邊の意見表明は未だないが、政界消息通は支那事變勃發以來最も重要な政策開明で支那及び關係各國に將來永く影響ありとして大要次の如き見解を表明してゐる

た東京電報を「東亞新秩序の内容」とか「日本モンロー主義」とか題して掲載してゐるが共産黨機關ニマニテ紙以外には論評を加へたものはない、又漁業條約締結交渉につきソヴェト政府の態度が依然不満足な場合東郷大使に對し引揚げ命令を發するだらうとの東京新聞の報道を傳へ

蔣介石政権は支那に於ける英國が承認した唯一の政府であるが蔣介石は恐らく日本の示唆する日支防共協定の締結を受諾し得まい日本の支那に於ける目的は今や何人の目にも明らかであるから日本が支那に軍隊を駐屯せしめる口實として共産主義の脅威を云々するのは些か可笑しいとは言へ日本の支那征服はまだまだ終局に達してゐない、近衛首相の談話中英國が最も關心を抱いてゐるのは在支外國權益の處置に關する部分であるが、近衛首相が特に日本は

局は廿三日「未だ駐日大使から公電がない」とが新聞報道の通りならば何ら驚くことはない」と言明してある。ロンドン・タイムズ紙は國際政局欄のトップに聲明全文を掲載したのを始め各紙ともその要旨を掲げてゐるが未だ批評は加へられるに至らない、然し消息筋の観測を総合すれば大要次の通りである。

は再び天然資源の開發につき特權を要求することが果して門戸開放政策に矛盾せぬか否かを問ひ度い、口先だけの約束では餘り抽象的で我々を納得させるには足らない、

一 日本は新政権を守り立て防共協定に日本は新政権を守り立て防共協定に満洲國承認その他の政策實現に邁進しやうがこれは侵略の結果に基く條約、協定その他一切を違法としたスチムソン主義及び聯閥數次の決議に反し從つてフランスは絶対に承認出来ない

一 防共駐屯軍設置や内蒙特殊地位承認は九國條約の行政保全條項に違反し、且日滿支經濟特殊提携も同條約の機會均等、門戶開放原則違反である

一 日本は領土的要求をなさず支那の主權を尊重すると言ふが防共之名を繕う

獨・明瞭な國策闡明として重視
ベルリン【三・三】近衛首相の聲明に對するベルリン政界の印象は日本の東亞防共新體制の樹立をドイツは脇脛より賛同支持するといふにある。近衛首相の聲明内容はD.N.B.通信社を通じて漸く廿二日夕刻政府及び各新聞社へ配付されたため政府筋の公式發表は未だないが政界消息筋では今回の聲明を以て變更轉換以來最も明瞭に日本の態度を表明、且防共の體も沿つて明確な國策を闡明したものとし

パリ〔三・三〕近衛首相の對支關係の根本的調整に關する聲明内容はアヴァス電で速早くパリに報道され日本政府の重大な聲明として各方面的反響を呼んでゐるがアヴァス通信社は廿二日パリ外交界の見解として近衛首相の聲明中に闡明された

一 防共駐屯軍設置や内蒙特殊地位承認は九國條約の行政保全條項に違反し、日滿支經濟特殊提携も同條約の機會均等・門戸開放原則違反である

内容はD.N.B通信社を通じて漸く廿二日夕刻政府及び各新聞社へ配付されたため政府筋の公式式発表は未だないが政界消消息筋では今回の聲明を以て事變勃發以來最も明瞭に日本の態度を表明、且防共の練に沿つて明確な國策を説明したものとし

て極めて重視してゐる、ドイツの「有

力外交通は語る

ナチス・ドイツは元來極東の勢力を現

實的に計量し歐米民主主義の敗北と日

本の翻權確立を信じ今事變に對して來

た、特にヒトラー總統は防共日本のみ

方であるから今回聲明の趣旨に必ず賛

成すると信ずる、最近は英米方面から

極東プロックの歐米排除が傳へられて

イツに對しそれ見よがしの報道が來た

が我がドイツは防共各國の提携を信じ

て疑はなかつた、東亞防共新態勢を歎

迎するドイツは今後支那の開發にも大

いに協力しよう、聲明中には領土的要

求も賠償の要求もなさずあるが實に

公明正大の態度である、にも拘らず蔣

介石は尚抗戰の意思を捨てぬだらうか

ら戦闘は未だ續くと見られる

▲獨紙論評 ベルリン【三・三】近衛首

相の聲明に對し廿三日のベルリン各紙は

一齊に社説を掲げ同聲明が防共を強調し

たことに賛意を表してゐるがその主なも

のは次の通り

△フェルキッシャー・ペオバハター紙(ナ

チス黨機關)日本の戦事目的が日支經

濟提携及び防共にあることは開戦當初

から渝りない、然るに蔣介石は英、ソ

を好みとし對日協力を回避せんとした

が日本の體力には敵し得ず奥地へ遁入

し他方内蒙も反共の防壁として獨立の

形勢となつた、この情勢を前にして日

本は今回日支協力の用意あり且つ通商、

獨占の意を表明すると同時に列

國も特殊權益のあるものは抱棄されね

ばならぬことを公表した、日滿支三國

提携の具體的形態は右聲明に明かでな

いが當分支那の占領を繼續、各自治政

府を合同せしめ防共に邁進するだらう

ナチス・ドイツは元來極東の勢力を現

實的に計量し歐米民主主義の敗北と日

本の翻權確立を信じ今事變に對して來

た、特にヒトラー總統は防共日本のみ

方であるから今回聲明の趣旨に必ず賛

成すると信ずる、最近は英米方面から

極東プロックの歐米排除が傳へられて

イツに對しそれ見よがしの報道が來た

が我がドイツは防共各國の提携を信じ

て疑はなかつた、東亞防共新態勢を歎

迎するドイツは今後支那の開發にも大

いに協力しよう、聲明中には領土的要

求も賠償の要求もなさずあるが實に

公明正大の態度である、にも拘らず蔣

いが當分支那の占領を繼續、各自治政

府を合同せしめ防共に邁進するだらう

ナチス・ドイツは元來極東の勢力を現

實的に計量し歐米民主主義の敗北と日

本の翻權確立を信じ今事變に對して來

た、特にヒトラー總統は防共日本のみ

方であるから今回聲明の趣旨に必ず賛

成すると信ずる、最近は英米方面から

極東プロックの歐米排除が傳へられて

イツに對しそれ見よがしの報道が來た

が我がドイツは防共各國の提携を信じ

て疑はなかつた、東亞防共新態勢を歎

迎するドイツは今後支那の開發にも大

いに協力しよう、聲明中には領土的要

求も賠償の要求もなさずあるが實に

公明正大の態度である、にも拘らず蔣

介石は尚抗戰の意思を捨てぬだらうか

ら戦闘は未だ續くと見られる

▲獨紙論評 ベルリン【三・三】近衛首

相の聲明に對し廿三日のベルリン各紙は

一齊に社説を掲げ同聲明が防共を強調し

たことに賛意を表してゐるがその主なも

のは次の通り

△フェルキッシャー・ペオバハター紙(ナ

チス黨機關)日本の戦事目的が日支經

濟提携及び防共にあることは開戦當初

から渝りない、然るに蔣介石は英、ソ

を好みとし對日協力を回避せんとした

が日本の體力には敵し得ず奥地へ遁入

し他方内蒙も反共の防壁として獨立の

形勢となつた、この情勢を前にして日

本は今回日支協力の用意あり且つ通商、

獨占の意を表明すると同時に列

國も特殊權益のあるものは抱棄されね

ばならぬことを公表した、日滿支三國

提携の具體的形態は右聲明に明かでな

いが當分支那の占領を繼續、各自治政

府を合同せしめ防共に邁進するだらう

ナチス・ドイツは元來極東の勢力を現

實的に計量し歐米民主主義の敗北と日

本の翻權確立を信じ今事變に對して來

た、特にヒトラー總統は防共日本のみ

方であるから今回聲明の趣旨に必ず賛

成すると信ずる、最近は英米方面から

極東プロックの歐米排除が傳へられて

イツに對しそれ見よがしの報道が來た

が我がドイツは防共各國の提携を信じ

て疑はなかつた、東亞防共新態勢を歎

迎するドイツは今後支那の開發にも大

いに協力しよう、聲明中には領土的要

求も賠償の要求もなさずあるが實に

公明正大の態度である、にも拘らず蔣

介石は尚抗戰の意思を捨てぬだらうか

ら戦闘は未だ續くと見られる

△ベルリナー・ターゲーブラット紙 安定

ローマ【三・三】廿一日の新東亞建設に

關する近衛首相聲明に對しイタリア官邊

外強力な日滿兩國の友邦としてその義

務を遂行する途はないからである

伊、全幅的支持

ローマ【三・三】廿一日の新東亞建設に

關する近衛首相聲明に對しイタリア官邊

外強力な日滿兩國の友邦としてその義

務を遂行する途はないからである

日本は今やアジア民族大團結の大業

を成就しつゝある、而も其の主たる導

因はソヴェト聯邦の策動であつた、チ

ニコラエフ連邦の策動であつた、チ

ニコラエフ連邦の策動であつた、チ

る、通牒の骨子は

既存條約の門戸開放原則を無視して打

ち建てられた支那の新秩序を承認し難

し

△ベルリナー・ターゲーブラット紙 安定

ローマ【三・三】卅一日午前米國務

省から發表された支那に於ける門戸開放

に關する對日通牒の成文次の通り

十月六日附米國政府公文に對する十一

月十八日附日本政府の回答を接受し充

と/orにあり挑戦的態度こそ無いが可な

り強硬な言辭を含んでゐると云はれる、

右に關し消息通は米國が既に主張した點

を繰返して念を押したものと解釋しこれ

により米國は滿洲國成立に際して採つた

同一の態度を採り武力に依る新事態小

さに對する外交的壓

迫みにしてゐるが、揚子江の水運を壓

米の對日通牒全文

△前記回答文の終結部分に於て日本政府

確信を表明するものである

不當なるのみならず、自殺的に協定さ

れた日米兩國並に或る場合に於ては他

の諸國をも締約國とする數種の義務的

國際協定の規定に反するものなりとの

見解と密接に一致するものと爲し實意を

表してゐる、尤も米國側としてはクレ

ギー駐日大使が最近有田外相と會見して

批評を避けてゐる、然し消息筋は右通牒

中で示された米國政府の方針は英國側の

不當なるのみならず、自殺的に協定さ

れた日米兩國並に或る場合に於ては他

の諸國をも締約國とする數種の義務的

國際協定の規定に反するものなりとの

見解と密接に一致するものと爲し實意を

表してゐる、尤も米國側としてはクレ

ギー駐日大使が最近有田外相と會見して

批評を避けてゐる、然し消息筋は右通牒

中で示された米國政府の方針は英國側の

不當なるのみならず、自殺的に協定さ

れた日米兩國並に或る場合に於ては他

の諸國をも締約國とする數種の義務的

國際協定の規定に反するものなりとの

見解と密接に一致するものと爲し實意を

表してゐる、尤も米國側としてはクレ

ギー駐日大使が最近有田外相と會見して

批評を避けてゐる、然し消息筋は右通牒

中で示された米國政府の方針は英國側の

不當なるのみならず、自殺的に協定さ

れた日米兩國並に或る場合に於ては他

の諸國をも締約國とする數種の義務的

國際協定の規定に反するものなりとの

見解と密接に一致するものと爲し實意を

表してゐる、尤も米國側としてはクレ

ギー駐日大使が最近有田外相と會見して

批評を避けてゐる、然し消息筋は右通牒

中で示された米國政府の方針は英國側の

不當なるのみならず、自殺的に協定さ

れた日米兩國並に或る場合に於ては他

の諸國をも締約國とする數種の義務的

國際協定の規定に反するものなりとの

見解と密接に一致するものと爲し實意を

表してゐる、尤も米國側としてはクレ

ギー駐日大使が最近有田外相と會見して

批評を避けてゐる、然し消息筋は右通牒

中で示された米國政府の方針は英國側の

不當なるのみならず、自殺的に協定さ

れた日米兩國並に或る場合に於ては他

の諸國をも締約國とする數種の義務的

國際協定の規定に反するものなりとの

し之等の保護を仰がざれんことを要
求した、日本政府はこれに對する回答
に於て日本官憲の手によつて現出乃至
鑿成せられた極東に於ける「新事態」及
び「新秩序」を米國其他の政府が譲解す
ることを條件として右権會均等の原則
を遵守する意向なる旨確言されたと思
惟するものである、極東の事態に關聯す
る諸條約はその中に種々の問題に關
する規定を有してゐる、これ等の條約
締結に當つては^前各國間に「ギヴ
アンド・テイク」の交渉經緯あり即ち
これ等諸規定の或種のもの實施を可能
ならしめんが爲に其他の諸規定が考案
され、且同意され、又或種の件に關し
て自國の爲に安全なる利益を確保せん
が爲に、各締約國は其他の或種の件に
關して自製することを承認したもので

立された精神である。斯る程度を尊重するに於ては、東亞に於ける「新情勢」及び「新秩序」に關する日本當局の觀念の正當性を承認するか否かによつて決定するといふ如きことは、米國政府としては矛盾も甚しきとの見解をとらなければならぬ。米國政府が機會均等の原則を固執し、且右を擁護せんとする所以のものは、右原則に關する諸規定より自然的に發生する商業上の利益獲得の希望のみによつて生ずるものではない。

△これは右原則を遵守するに於ては經濟的、政治的安定を齎らし以て國內的福祉並に國際間の互助的平和關係の兩方面に貢獻し得るとなす堅き信念及び原則を遵守せざるに於ては、國際的摩擦並に非友誼的感情を生じ、その結果は特

民の権利なる所の多年に亘つて確立せられた機會均等並に公平待遇の権利を勝手に米國より剥奪するが如き政權が如何なる第三國の意によつても其の特別の目的の爲めに樹立せらるゝことは容認得ないものである

公從來長く本質的に賢明安富なりと思考せられ來り且廣く採用遵守せられ更に又一段的に適用されて來た機會均等の原則の如き基本的原則は一方的主張によつて否認せらるゝが如きものではない、日本政府の回答文に於ける極東に於ける「現在及び今後の專懲」は從來の觀念及び原則の改訂を必要としてゐるとの示唆に關しては米國政府は日本政府に對して米國政府の協定改訂問題に關して堅持する方針を想せられる

る諸問題の調整」を提倡する旨声明し
た、最近二、三十年間度々の機會に於
て日本及び米國を含む諸列國は極東に
於ける各種の事態並に各種の問題に關
して相互に連絡し又協議する機會を有
したが、これらの事項に關しては當該
關係諸國は例外なく過去及び現在の諸
事實を考慮すると共に事態變更の可能
なるべきか又望ましきものなるかにつ
き常に注意してゐたのであつた、又條
約締結に當つて關係諸國は有利なる事
態の進展を容易ならしめんとする同
時に問題の一地域又は諸地域に利害關
係を有するが爲めに該問題に關心を有
し又は關心を有することがあるべき
各國間の摩擦の發生を消滅又は防止
せんことを企圖せる諸規定を立案し且

諸變化、即ち所謂「新事態」及び「新秩序」の建設に至るが如き諸變化も又同様米國政府の關心事であり且つこれは將來共一向變化なきものである。米國政府は極東の事態の變化なきものである。米國政府は極東の事態の變化につき充分承知してゐる。米國政府は又右諸變化の多くは日本の行動により招來せられたるものなることを充分承知して居るが、然し米國政府は如何なる一國に對してもそれが自らの主權に屬せざる地域に於ける「新秩序」の條件の何たるかを指示し又當該國自體を權力の專有者となし且右に關して自らを運命の決定者なりとなすが如きことの必要性又は正當性を容認し得ないものである。

は今や東亞の天地に於て新たな情勢の展開しつゝある時に當り、事變前の事態に適用ありたる觀念乃至原則を以て其體現在及び今後の事態を律せんとするは何等當面の問題の解決を滞らす所以非ざるものならず。又東亞恒久平和の確立に資するものに非ざることを確信する旨並に「米國其他の列國に於て如上の趣旨を諒解せられ以て企業貿易の諸分野に亘りて東亞再建の大業に参加せられることに對しては日本として何等これに反対する意向なき旨聲明された。米國政府は去る十月六日附公文に於て日本政府が支那との關係に於て機會均等の原則を遵守する意志あることを繰返し保障したに鑑み且斯くすべき條約上の義務があるにも鑑め、日本政府に於て之等の義務を遵守

△かくして一致を見たる諸規定は自己防衛並に全體の利益を目的とした取締め即ち一方に於ては主權の保全・他方に於ては經濟上の機會均等の相關的原則により綜合的に構成されてゐるものと言ひ得る、從來の經驗に従すれば右原則中前者の毀損は殆んど例外なく後者の無視を伴ふものである、如何なる政府と雖もその管轄権の範圍を逸脱した地域に於て政治的權力を行使し始める時は何時も必然的に右政府の國民は特惠的待遇を要求し、且この要求が右政府によつて與へられるが如き事態の展開を見るものであつて、機會均等は終結し、摩擦を生じ易き差別待遇が普及するものである、米國市民の支那に於ける無差別待遇は一般的且既に充分確実ある

に右原則を遵守しなかつた國に對しては勿論のことその他の總べての國に對しても有害でありとする堅き信念並に右原則の遵守は通商路の開發に資しての結果互惠の基礎の上に國家團體、市場、原料及製造品の利用を可能ならしめるものであるとする同様に堅き信念に基づくものである、更に經濟上の機會均等の原則は多年に亘り且幾多の機會に於て日本政府の明確に贊同し來つた所である、右は日本政府がその遵守を各種の國際取締め及び諒解に於て誓約し來つた所であり、又列國側に於てもその遵守すべきことを日本政府が自ら率先して屢々主張し來つた所であり且又日本政府に於てその遵守方の保障を最近屢々繰返聲明し來つた所でもある、米國市民及び米國政府は法律的に

ことを要望するものである。米國政府は曾つて一九三四年四月廿九日附の對日申入れ中に於いて「條約は法律手續を以て修正乃至終止せしめ得べきも右は唯其の結約國に依つて成文化されるか、暗に承認せられたるか又は新に合意せられたるものなるか、いづれかの手續を經て爲さるべきもの」となす見解を表明した。右申入れに於て米國政府は更に「米國市民及び米國政府の見解によれば他の主權國の權利、義務並に正當なる利益に關係せる事態に關しては如何なる國家も他の關係諸國の同意なき限り自國の意志のみを以て決定的なものとなさんとすることは適法に非ず」と申述べた。一九三七年七月十六日附のハル國務長官の公式且公開聲明に於て米國政府は「平和的討議

前述の諸事實に鑑み又特に明確なる目的を以て隨時厳粛に同意された條約の各規定の目的及び性質に關聯して諸協定締結國中の一國が——その出先官憲による行動並に政府當局の公式聲明に依り表示せられた如く——條約上の誓約並に他の關係諸國の有する嚴然たる権利を無視してその國自身の選擇せる手段により極東に於ける所謂「新秩序」を單獨的に創造するが如き方向に輩出した事實は米國政府の承認し得ざるところである、従つて極東の事態に發生したる變化が如何なるものであるにせよ又現存事態が如何なるものであるにせよ、これらの事項は過去に於いて極東に普遍的なりし事態と同様米國政府に利害關係ある關心事である、然して

卷之三

卷之三

潰滅した、次で同五時半には迫撃砲を有する敵が北方より方間村警備隊を襲撃し、來つたが直ちに擊破され、又同時刻連軍も風陵渡警備隊を砲撃したが我が方の反撃に躊躇した間に沈黙した。

晋西捜蕩戰開始

臨汾【三・五】山西省西部に活動する敗殘匪捕獲を目指す晋西肅清戰は寒風驟く山野に展開されその一翼を承る三村、十河、池田、成田の各部隊は廿三日夜早くも行動を開始し汾河北岸の孫曲村（臨汾北方八キロ）に進出、先づ三村部隊によつて戦闘の火蓋は切られた、即ち廿四日拂曉同部隊は積雪暗夜の高原に行駆を起して一氣に西進、白雪を蹴つて離六十一キロ軍の土門村宿衛線たる古鎮（孫曲村西方四キロ）北側及び西南側高地よりその南方毛淇村（孫曲村西南方五キロ）に亘る約五キロの陣地に肉薄、猛撃を開始した。暗夜に轟く成田、池田兩部隊の掩護砲撃は敵陣地の頭上に間断なく炸裝し果敢な三村部隊の決死的突撃は抵抗線を完全に粉粹、午前八時五十分古鎮及び毛淇村を完全に占領引續き敵を追撃前進、又孫曲村より北進した十河部隊も廿四日午後四時陳家庄（孫曲村北方五キロ）及び大閻村の敵陣地を攻撃之を占領した。

汾河南方からも猛進

重慶城は

は廿五日朝來襲陵西北土門村陣地を攻撃、工藤部隊は同日正午これを奪取し、午後六時土門村西北六糸に進出、高木部隊主力は襄陵北方六キロの峪裡村附近の陣地を突破し更に西方四キロの高地を奪取一方襄陵西北七糸の山麓から敵の右脇背に向ひ進撃した三村、米川兩連隊は山澗飛行部隊の協力のもとに枕頭村前進陣地を突破廿六日午後敵第六十一軍長陳長文が死守する枕頭村に殺到しつゝあり

△南部戰線 南方河津方面から攻撃を開始した山根、山崎、金、中山各部隊は廿五日午前東北十糸北方平、樊村鎮兩陣地を突破、正午その先鋒は東北午芹から西鹿口の線に進出、猛進撃を行なしてゐる

△この二方面の攻撃に對して敵は頑強なる抵抗を試みてゐるがその大部分は四方又は北方に退却、我が軍は險難を冒して進撃を續けてゐる

北土門村陣地を攻
上正午これを奪取し
北七ヶ所の山麓から
八糸に進出、高木
享した三村、米川
方平、樊村陣兩村に
先鋒は東北午芹
廿六日午後敵第
一面から攻撃を開
て敵は頑強な
中山各部隊は西
その大部分は西
勢に轉じ同日正
は南北相呼應し
した、北方に於
村陣地に對する
と之に呼應する
迷夢を覺醒すべ
山岳地帯に歩武
勢に轉じ同日正
が軍は險難を冒
「、猛進撃を駆行
守する枕頭村に

兩部隊は、り同陣地に、敵の奇襲を受ける。占領、引つて猛烈の大部隊に於ける南中山、金つて、猛烈の天險によ天險により地を一氣快速猛進、區内に於る山麓地帯相呼應し、猛進を開く。陝西河津保せる山山、金谷砦口、然る捲しつゝ、鎮及びそ山各部隊は、高地を占め、は南方に於ける山岸の要衝五時それよりの高地を、追つゝ、黒龍關占臨汾〔三、中のわが三

これ亦米川側に對する。山根の諸隊は、この線に進出する。なる抵抗を受ける。安屹塙(あじづな)に居る陸軍部隊は、北の山麓地帯に居る敵を擊破して、城内に居る敵を攻撃する。一方、河西方面に進出する陸軍部隊は、夕刻頃西壁(にしふみ)の西北に進出する。陸軍部隊は、北の山麓地帯に居る敵を擊破して、城内に居る敵を攻撃する。一方、河西方面に進出する陸軍部隊は、夕刻頃西壁(にしふみ)の西北に進出する。

作戦によ
飛行部
全に之を
河北側に
我が軍に
中の川崎
陣地によ
時頃流
を以つて
内野(?)
指して
作戦地
の字型】
に全員
敵を追撃
敵を席
ロ西坡
、續く
キロの
の一部
崎、中
黄河左
ロ)に
軍を山
に敵に
一陳二
眉一部
銀砲重
迫向河
がびを
陳に禹
出伏更
臨銀砲
一部眉
に敵に
山を軍

ハ八十一軍の軍勢は、南高地に據り、敵陣に對し猛攻撃を爲したが、其の反撃は、水、米、肉、火薬等の供給が、完全に粉砕され、潰滅した。その希望は、全く失敗した。

一 東頭村方
高鍋占領 部隊は所在するので、引續き黒龍江軍の敵を擊破する時敵第六十
軍を開始して、東頭村方四百人を殺した。陳景文を逮捕する。
一 昨廿六日 防備に於て我軍は執拗に攻撃するので、奪取せる中
河津縣城へ向けて數ヶ月間、船頭にて敵を擊滅せんが爲めに舟を轉
北西兩省の高鍋占領で、我軍は勢いよく攻撃するので、敵を擊滅せん
のである。此の戦は敵の大激戦で、我軍は奮闘して敵を撃滅したのである。
敵を撃滅する唯一の後、敵は北上を強制するので、我軍は奮闘して敵を撃
敗り混亂に陥る。敵は北上を強制するので、我軍は奮闘して敵を撃滅したのである。

止むなきに至つたものである

臨汾【三・七】廿六日夕刻河津北方西端口西方四キロの紫金山中の最高地たる千三百廿四高地を占領、引續き西方に向ける黄河方面に敵を壓迫中の我が山崎部隊は

昨廿六日午後七時頃敵軍の後方連絡線たる黄河左岸禹門口の渡河點を占領した中山、金剛部隊も西方の敗敵中を猛進中であつたが昨廿六日午後四時四十分これ又

黄河左岸の要衝船橋を占領した

晋西大殲滅戦の完成近し

北京【三・八】廿五日拂曉を期して開始した山西西部大掃蕩戦の戦局は攻撃三日

に達せざる廿七日夜までに著しく進展し敵の根據地たる汾河、黄河兩河に挟まれた山岳地帯は我が北上、西進兩部隊及び

廿七日早朝北方汾陽、中陽を進撃した南下部隊によつて東南北の三方面から完全に包囲され各部隊は諒毅を以て猛進

し着々其の包圍圈を縮少しつゝあり山西に蠢動する最後の敵も刻々殲滅の運命に

近づきつゝある、即ち一、襄陵附近を進撃の三村、十川、清水米川の各部隊は前面土門村陣地を突破して其の先鋒は二十七日夜附近要衝に重壓を加へゝ大寧街道を西進しつゝある

一、河津附近を進撃した山根、山崎、中山、金谷部隊は激戦の結果廿七日夜迄に敵の重要退路たる禹門口、船窓鎮兩渡河點を奪取

一、谷口、澇谷、金森、松井の各南下部隊は廿七日中の擊義東方十キロの東舗鎮、櫻底鎮を占領南下しつゝあり、之により敵は西北方、北方、西南方の三方面より壓迫され退却を續けてゐるが

大寧街道を急速進撃する我が西進部隊

は南方より滑走する敵退路を奪ふことになり我が巧妙なる捕獲殲滅戦は早くも其の完成に近付きつゝある

晋西の匪團に北方から猛撃

太原【三・九】西部山西に蟠據する閻錫山軍を撃破し壓迫する可く北上西進の各部隊に呼應して廿七日早朝汾陽、中陽に連る

各部隊は前面の敵百十五師六百八十四、六百八十五の兩側に重壓を加へゝ南進を續けてゐるが、松井部隊の一部は同日

午前九時半孝義西方十キロ東舗鎮に據れた山西西部山岳地帯を猛進する我

が南北各部隊は着々として戰果を擴大し

勝利の目的を達成しつゝ黄河両畔を目指し益々意氣昂揚なるものがある、廿七日

夕刻中部襄汾縣に殺到してこれを占領した、我が三村、十川、米川の各部隊は

引續き敵を追撃しつゝ大寧を目指して

進撃中であつたが廿八日午後六時頃隰縣

に登る櫻根及び城内軍事建築物を猛烈に反覆撃穿し山陣地に甚大なる損害を與へて歸還の途次敗走中の敵部隊に本果敢たる地上掃射を浴せかけ之を全く潰滅せしめて無事歸還した

南京【三・三】中支江南南北兩方面に於け

る敵遊撃隊は劉桂緒の率ゐる正規軍五ヶ

師共產新四軍及び無湖上道附近的百四十

四、百四十五師等を江南の主なるものと

及び紫金山附近を掃蕩中であつた山崎、中山、金、山根の各部隊も引續き廿九日

北側よりする脅威的快進撃により黒龍關

拂曉を期し西坡鎮附近を更に〇〇方面へ

猛進を開始した、作戦開始後僅か三日間にして我が軍は既に豫期以上の戰果を收

め正月は黄河両畔で將兵の意氣益々旺

黑龍關より蒲縣に突入

臨汾【三・六】臨汾西北方の要衝黑龍關

を壓取し山間の隘路を猛進しつゝ敵を急

撃を開始し鄉寧に重壓を加へゝ北進中

要衝大寧に突入これを占領した

臨汾【三・七】我が飛行部隊の報告によれば我が西進部隊は殆んど全部大學の線

部隊は廿九日午前十時五十分頃水河畔の

要衝大寧に突入これを占領した

臨汾【三・八】我が飛行部隊の報告によれば我が西進部隊は殆んど全部大學の線

部隊は廿九日午前九時半馬廠を掃蕩し卅日早

午前九時半孝義西方十キロ東舗鎮に據れた山西附近に蟠據する劉樹的率ゐる第

八十三師の一部は臨汾東南方の民土を煽動して執拗なる暗躍を續けその一部は去

る廿九日深更小糸にも臨汾東南側沂我

が守備線に迫り來つたが此の事あるを豫

期してゐた我が警備隊の爲め撃退され東

臨汾【三・九】我が山西西部蒲清北進部

方指して潰走した、之に引續き本卅日午

前我が山瀬、國校等の航空部隊は相協力

して敵の暗躍を續けその一部は去

る廿九日深更小糸にも臨汾東南側沂我

色工作ルートを黄河左岸の〇〇〇に遮断すべく猛進中、一方河津平野より北方に

につけ歸順匪團が漸増今日迄に約一萬に

向け猛進中の北川部隊は廿九日夕刻敗敵を擊破しつゝ嶺上(西坡鎮西方十二キロ)

尙最近一ヶ月間に於ける討伐戰果左の通

過を開始し鄉寧に重壓を加へゝ北進中

である、この南北兩戰線の快速進展によ

り晋西共產軍の山西遊擊ルートは完全に

遮斷され敵根據地吉縣の陥落は既に時日

の問題となつた

臨汾【三・十】我が飛行部隊の報告によれば我が西進部隊は殆んど全部大學の線

部隊は廿九日午前十時半馬廠を掃蕩し卅日早

午前九時半孝義西方十キロ東舗鎮に據れた山西附近に蟠據する劉樹的率ゐる第

八十三師の一部は臨汾東南方の民土を煽動して執拗なる暗躍を續けその一部は去

る廿九日深更小糸にも臨汾東南側沂我

が守備線に迫り來つたが此の事あるを豫

期してゐた我が警備隊の爲め撃退され東

臨汾【三・九】我が山西西部蒲清北進部

方指して潰走した、之に引續き本卅日午

前我が山瀬、國校等の航空部隊は相協力

して敵の暗躍を續けその一部は去

多大の戰果を挙げたが、肅清工作の進歩につれ歸順匪團が漸増今日迄に約一萬に

達して中支は日に増し明朝化してゐる、

尙最近一ヶ月間に於ける討伐戰果左の通

過を開始し鄉寧に重壓を加へゝ北進中

△敵遭棄死體 九三〇△鹹豐重機輕機

一〇△小銃 二三〇

綏寧湖、馬鹿溝掃

徐州【三・四】我が出雲部隊は廿三日來

綏寧湖附近に蟠據する約五百の敵匪團の

攻撃を開始し廿四日も攻撃續行中である

が同戰闘に於て田中准尉は壯烈な肉彈戰

を演じて遂に名譽の戰死をとげた、尙山

朝鎮上を進撃した北進部隊は西方鄉寧に

に達した、一方河津平野を掃蕩し卅日早

午前九時半孝義西方十キロ東舗鎮(鄉寧西方七キロ)

重壓を加へゝ狼馬鎮(鄉寧西方七キロ)

を經て一路北進、卅日午後二時三塊鎮南

を占領した

方五キロの地點を通過敵最後の據點○縣

に登る櫻根及び城内軍事建築物を猛烈に

空襲を行ひ卅分に亘り同縣城内の中央

に登る櫻根及び城内軍事建築物を猛烈に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

盧山西麓の敗敵掃蕩

九江【三・五】廬山の西麓一帯に蟠踞する散兵は糧食の缺乏と寒氣に堪え難れて最近騒動を始めたので我が松井部隊は廿七日拂曉から掃蕩を開始し猛撃を加へてゐる

空中戦・空爆

☆海空軍

▲廿四日(桂林爆撃) 上海【三・三】(艦隊報道部午後四時發表) 數日來天候恢復の機を得難しつゝある海軍航空隊は廿四日南支方面於て桂林市街を空襲、市中で散在する重要軍事施設を爆撃、これに大損害を與へ三、四ヶ所より盛んに誘撃を起さしめたり、既に數次に亘る我が攻撃に市街軍事據點は概ね潰滅するに至れり、市中陣地よりの高角砲機銃の防禦は青龍江方面の偵察攻撃に任じつゝありしが赤塘埠下流及び新品附近に於て大型軍用船一隻を大破、其他倉庫一、軍用舟艇二を大破せり

▲廿七日(柳州飛行場爆撃) 上海【三・三】(艦隊報道部午後四時發表) 昨廿七日南支方面に於て海軍航空隊は廣西省の敵空軍據點柳州を攻撃し多大の戦果を收めたが、即ち野中大尉及び新郷大尉の指揮する〇〇機は悪天候を冒し突如同地飛行場上空に現れ數ヶ所の高角砲陣地より猛烈なる反撃側の大形建築物數棟及び滑走路を撃破したるほか將に離陸せんとする敵大型飛行機一機を大破撃墜せしめたるに空中に敵影を認めず、我が方損害な

く全機無事歸還せり

▲廿九日(桂林爆撃) 上海【三・三】(艦隊報道部午後四時發表) 一昨廿九日南支

方面に於て最も柳州市攻撃に多大の戦果を

収めたる海軍航空隊は桂林を襲ひ、的確

なる爆撃により同地重要軍事施設の大部

を爆破粉砕し北部及び南部の數ヶ所より

火災を起さしめたり、市街周邊の敵高角

砲陣地よりの反撃極めて熾烈なりしも我

が方損傷なく全機無事基地に歸着せり

下を從へ勇躍征途に上り途中悪天候を克

し堂々數十機を連ねて之が進攻をなせり

即ち午前十時半田中、服部、今川、北村

古林各部隊長は各自の先導機に搭乗し部

隊開闢が廿四日相協力して長驅再び西安

が陥る荒巣中村、兒森爾爆撃隊及び鈴木

四日南支方面に於て桂林市街を空襲、市

戰闘隊が廿四日相協力して長驅再び西安

が

五十萬圓とし支那有力實業家五名を加へ置する他更に北京、天津、唐山の三ヶ所に各子會社を設立することとなつた。尙上物件は先づ高梁、黑豆、小麥粉及び玉蜀黍の實物決算取引を行ひ(株式、棉花は追つて上場)附帶義務として金礦及び倉庫業を兼營することゝし業務開始は来年六月の豫定である。

中華通義會設立式舉行

北京【三・二】國共の跳躍によつて衰滅に瀕しつゝある中國古有の道義精神の将来を憂ひ北支の義人、俠士が團結して士道を振興し道義國家を建設すべく卅日午後二時から北京驛馬市大街、米市胡同で中華道義會の發會式を行つた。集まつた約百五十人は全部河北省で有名な親分達を補助し道義會に通ずる左

記道路以外は何人とも通行す可からず。

一 大日本軍は天津に於ける抗日共產分子の活動その他の事態に鑑み左の如く交通を制限す。

一 イギリス、フランス租界に通ずる左

記道路以外は何人とも通行す可からず。

一 萬國橋、旭街、中街(六時一廿四時)

芙蓉街、山口街、イギリス駕馬場通り、泰安通り(六時一廿時)

右時間以外には第三國の軍人、軍隊、外交官及びその同行者、旅客を所持する第三國人並に日本軍の發行せる時間外交通許可證を所持する者のみ通行を許可す。

一 電車、自動車その他總ての車輛は日

本租界若しくは特別第一區又は特別第

三區内に停車し日本軍の検査を受く可

右に違反した者は日本軍司令官の定むる所に甚き處罰す。

一 昭和十三年十二月廿二日

大日本軍天津防衛司令官

天津防衛司令部交通制限令公布

天津【三・三】イギリス、フランス租界

内に騒動する抗日共產分子一掃に乘出し

た日本軍は更にその徹底を期するため廿

二日新公路正面並にイギリス、フランス

租界西南正面にも鉄條網を構築、租界外

との交通を完全に遮断、所期の目的貫徹

に邁進することとなつた、而して外國租

界側ではこれ等措置に關して食糧品の租

界賃入トラック、人力車まで嚴重な制限

を加へてゐることは人道上由々しき問題

であると敦勵いてゐるものもあるといは

れるが、日本軍としては何等これらに對

し搬入を制限するものではなく差支へな

き者ほどして通してゐる状態である、

たが物分れとなつた、我が方は要求が貢

うに各子會社を設立することとなつた、尙

上物件は先づ高梁、黑豆、小麥粉及び

玉蜀黍の實物決算取引を行ひ(株式、棉

花は追つて上場)附帶義務として金礦及

び倉庫業を兼營することゝし業務開始は

来年六月の豫定である。

中華通義會設立式舉行

北京【三・三】國共の跳躍によつて衰滅

に瀕しつゝある中國古有の道義精神の將

來を憂ひ北支の義人、俠士が團結して士

道を振興し道義國家を建設すべく卅日午

後二時から北京驛馬市大街、米市胡同で

中華道義會の發會式を行つた。集まつた

約百五十人は全部河北省で有名な親分達

を補助し道義會に通ずる左

記道路以外は何人とも通行す可から

ず。

一 大日本軍は天津に於ける抗日共產分子の活動その他の事態に鑑み左の如く

子の活動その他の事態に鑑み左の如く

むことゝなつた、當分輸送力等の關係から通常郵便物中書狀と葉書とに限つて販賣ひ最初の郵便は大體一月四日漢口から發送されることゝなつた、新聞雑誌等も追つて取扱ふ筈であるが、小包郵便物の取扱開始迄には相當の時日を要するものと見られる。

上海情勢

上海海關收入增加
上海〔三三三〕廣東漢口陷落後に於ける
十一月中の全支海關收入は二千二百卅萬
元で十月中の二千五百萬元に比し三百
萬元の減少を示した、其内訳は〔単位萬
元〕

輸入稅 一、五〇〇(十月一、六〇〇)
輸出稅 一一〇(十月一三〇)

漢口【三・三〇】武漢新政権は明春中に成立し新支那建設の大理想達成に乘出す運

びとなつたことは湖北、河南、江西三省
數百萬民衆の絶大なる共鳴と支持を得何
關のみに就て見ると十一月は九百九十九萬
元で全國の四割四分を示し、十月の九百
七十萬元、三割六分比交（貢文臣等）

れもその日を鶴首待望してゐるが一方武漢三鎮の治安情況も之と併行して日増しに良好となり最近に於ける支那側復興振興の急速なることは驚くべきものがある。即ち武漢陥落後僅か二ヶ月余にして漢口の難民復帰者は我軍入城當時の三倍に達し人口五十萬を數へるに至つて居り特に一二區、三區及び新設の二つ日華區、中國區（中華民國人の住む區域）などに於ては各商店が續々開店した外市場も三ヶ月は各商店が續々開店した外市場も三ヶ月

所に開設を見てゐるが更に武昌、漢陽に於ても避難民の復歸するもの陸續として

後を断たず治安維持會を中心として各自の宅に歸つて商業を營み若しくは進んで自宅開業を圖る。治安維持に協力してゐるが

警備を組織 治安維持に協力するなど、
劍なる復興振りを見せてゐる、従つて三
領住民の安居樂業に必要な治安基礎を

確立すべき武漢治安維持會の使命は二ヶ月餘にして既に半ば達成せられたわけだ。今後は一路武漢新政府の成立を待つのみとなり武漢三鎮は新しき年を迎へんとして愈々明暦化しつゝある。

國民政府

ねばならぬ

二、各國の政黨にして特別に國內の一
地方を占據して特殊の政策を行ひ一

種の法律を有し又一種の行政を行つてゐる場合は被壓迫民族が獨立を獲得した場合によるもので現在の中中國に於けるが如きは變則も甚だしい。

中國共產黨は西北に在つて自己の官制を樹て自己の財政を定め自己の學校を設置してゐる、共產黨は宜しく斯る割據的態度を放棄すべきである。

次に毛先生に望みたいのは共產黨の理論である、共產黨の特徴はその階級性にある、階級闘争を以て政權を奪取せんとすることがある、これマルクスの稱へたところでレーニンが之を實行した所である、中國共產黨はその階級闘争の最中に於て滿洲事變に遭遇し階級闘争が中國にとり不適當なるを悟り、轉じて民族戰爭説を唱へるに至つた、而して民族闘争は人民全體を以て主體となし階級はこれを問題にしない、三民主義を以て民族闘争を以て出發點として居る、其產黨は六中全會に於て三民主義を歪曲して居り結局マルクス主義に徹底してゐる、マルクス主義を以ては甚だ疑問である、吾人は眞の團結をなすために國家至上主義に終始し一黨一派の利益を放棄すべきである、即ち吾人は毛先生に對し共產黨は抗日長期合戦の爲にはその信奉するマルクス主義を放棄せんことを希望してやまない。

飛更に抗戰強化を力説

西 南 情 勢

明を中心とする定期航空線の暢軒に鑑み

明年一月一日次の如く新スケジュールを

決定した

香港【三・二九】當地漢字紙星島日報重慶來電に依れば過度の重慶會議に於て蔣介石は各將領に對し持久抗戰に關する決意を表明すると共に新階段に處すべき抗戰の理証五ヶ條を指示したが、特に

一、政治は軍事より重し
二、遊擊戰は陣地戰より重し

工作強化の必要を力説した

の二點を強調、民衆動員の徹底及び宣傳

勝利が敗北があるのみ（陳誠談）

上海【三・三〇】重慶來電によれば十二月廿二日の近衛首相談話は支那側各方面に亘つて相當甚大なる反響を喚起しつゝあるが去る廿六日總理記念週に際して蔣介石が長文の談話を行つたのに續いて大本

河内【三・三】旅行者の談によれば昆明市内は奥地向け輸送機關の缺如による滯留貨物が氾濫し、十二月上旬來港政府は此等の計費が先月下旬佛印當局より突如發せらるるが如きも蔣政權及びビ

滯留貨收容の爲め劇場等迄使用する等非常手段を講じてゐることで、郵便物の停滯だけでも現在四千噸に達し此等滯貨

トランク不足で昆明に滯貨の山

トランク不足で昆明に滯貨の山

河内【三・三】旅行者の談によれば昆明

佛印の對飛騰鐵道活況

河内【三・三】修印經由の對支輸送は英

米の對支借款額の影響と廣西、雲南を直通鐵道新公路の完成により海防、南寧、昆明海防の大循環輸送系統により是近頃に活況を呈して居る、國に政府が

凌ぐ有力新輸送幹線とすらなつて居る

横模で在佛印の支那側各輸送機關は海防

色晉寧を經て昆明に至る廣西雲南新公路

△重慶—昆明線 月、水、金往復

川省政府は兩年成に於ける經濟開發事業資金として一千萬元の公債を發行するこ

となり之が發行許可方を國民政府に申

請したと

蘭州から緬甸へ自動車連絡

香港【三・三】中華旅行社代表周天任は最近甘肅省蘭州より自動車でビルマのラ

ングーンまでの視察旅行を終へ香港に歸

來したが、同人の談によれば既に蘭州、

フラングーン間を自動車にて突破すること

が出来、滇緬公路の如きも蔣政權及びビルマ政廳の協力によつて立派に完成、今

後方方面的交通は更に一大發展を見るものと期待されてゐると言はれる

河内【三・三】旅行者の談によれば昆明

佛印の對飛騰鐵道活況

河内【三・三】修印經由の對支輸送は英

米の對支借款額の影響と廣西、雲南を直通鐵道新公路の完成により海防、南

寧、昆明海防の大循環輸送系統により

是近頃に活況を呈して居る、國に政府が

凌ぐ有力新輸送幹線とすらなつて居る

横模で在佛印の支那側各輸送機關は海防

色晉寧を經て昆明に至る廣西雲南新公路

△重慶—昆明線 月、水、金往復

川省政府は兩年成に於ける經濟開發事業

資金として一千萬元の公債を發行するこ

となり之が發行許可方を國民政府に申

請したと

蘭州から緬甸へ自動車連絡

香港【三・三】中華旅行社代表周天任は最近甘肅省蘭州より自動車でビルマのラ

ングーンまでの視察旅行を終へ香港に歸

來したが、同人の談によれば既に蘭州、

フラングーン間を自動車にて突破すること

が出来、滇緬公路の如きも蔣政權及びビルマ政廳の協力によつて立派に完成、今

後方方面的交通は更に一大發展を見るものと期待されてゐると言はれる

河内【三・三】旅行者の談によれば昆明

佛印の對飛騰鐵道活況

河内【三・三】修印經由の對支輸送は英

米の對支借款額の影響と廣西、雲南を直通鐵道新公路の完成により海防、南

寧、昆明海防の大循環輸送系統により

是近頃に活況を呈して居る、國に政府が

凌ぐ有力新輸送幹線とすらなつて居る

横模で在佛印の支那側各輸送機關は海防

色晉寧を經て昆明に至る廣西雲南新公路

△重慶—昆明線 月、水、金往復

川省政府は兩年成に於ける經濟開發事業

資金として一千萬元の公債を發行するこ

となり之が發行許可方を國民政府に申

請したと

蘭州から緬甸へ自動車連絡

香港【三・三】中華旅行社代表周天任は最近甘肅省蘭州より自動車でビルマのラ

ングーンまでの視察旅行を終へ香港に歸

來したが、同人の談によれば既に蘭州、

フラングーン間を自動車にて突破すること

が出来、滇緬公路の如きも蔣政權及びビルマ政廳の協力によつて立派に完成、今

後方方面的交通は更に一大發展を見るものと期待されてゐると言はれる

河内【三・三】旅行者の談によれば昆明

マのラシオでは目下各種の準備が着手されてゐる。既にビルマ鐵道長官ローランド、技師長トラーの兩氏は支那西南運輸會社ラシオ支店支配人とと共にラシオに到着し、連絡が考慮され國境のキロンガでマンダレー、ラシオ鐵道と結ぶこととなる機関車を設置を發表、全國を二大戰區に分つて全面的反攻を誇示すると共に最近では廣東奪還の爲めに西南省政府の改組強化を行ひ、且つ廣東奪還の宣傳に全力を傾けてゐる支那側では更に張學良を起用して廣東奪還の重大任務を課す湘南倉西北部の聖衡院陸に配備したとの極めてセンセーシヨナルのニュースを發表した。張學良は西安事變以來全く動靜の消息を断つて今日に至つたものであるが今回の事が眞實であるとしてその効果は何等期待されるべきものなく、支那側の前線再編成のためによる宣傳と見られてゐる。同時に支那側では湖南省政府の改組も傳へ、現主席張治中に代て薛岳を新主席に任命すべき意圖を洩してゐるが敗戦に沈没せし民心刷新のため新しい刺戟を注入することに汲々たる感を與へてゐる。

☆ 打印機

香港【三・三】重慶來電によれば蔣介石は同地に於ける軍事會議の決定に係る四川を建設し西南を強固に西北を保障するの原則に則つて軍政機構の全般的刷新を企て全國に亘る各戰區の新規劃定に伴ひ各戰區司令長官の入替を盛んに行ひ、あり第九戰區司令長官陳誠の後任は薛岳に、西北行營主任には程潛を決定せる外湖北、湖南、河南三省政府の改組を行ふ事になつて居る

香港【三・三】重慶來電によれば蔣介石は同地に於ける軍事會議の決定に係る四川を建設し西南を強固に西北を保障するの原則に則つて軍政機構の全般的刷新を企て全國に亘る各戰區の新規劃定に伴ひ各戰區司令長官の人替を盛んに行ひ、あり第九戰區司令長官陳誠の後任は薛岳に、西北行營主任には程潛を決定せる。外湖北、湖南、河南三省政府の改組をも行ふ事になつて居る。

個帥に上つて居る、改編の報に接した各軍は損害の大なるものは編遣委員の派遣に先立つて地方民衆、土匪を編入しつゝあるが想ざるもの多く隨所に反抗氣運が漲つて居る、又自軍の消耗を誇大に報告して補充を得んとしたものは改編を免れんとするに汲々たる有様で編遣命令に接しても指定された集結地點に集合せぬものが多く隨所に妨害行為が行はれてゐると言はれる、斯る情勢に對し蔣介石は各軍の微妙なる動向に注意しつゝ編遣方針を進め一方最近漸く暗闇の表面化せんとしてゐる廣東、廣西獨立、西南派の行動に疑惑を懷き湖南、廣西兩方面の保衛を中央直系軍で固めんとして居る張發奎の後任に陳誠股肱の部下たる羅卓英が任命された事實は此の間の消息を示唆するものと解されて居る

汪精衛國民黨離脫

當然重慶を脱出するの外なき事柄に
つた、唯茲に問題となるのは現在の如き抗戰派の中心舞臺に於ける重慶に於て果して汪にかくの如き脱出の機會が與へられたか否かといふことで此點甚だ疑問なきを得ない。

▲ 汪脱出の原因(UP電) ニューヨーク

【三・元】 汪精衛の行動は米國に於てより多くの注目を蒙めてゐるが廿九日ニニューヨークに達したUP上海電報は汪精衛脱出の原因につき次の如く報じてゐる。汪精衛と蔣介石との間に離間を來したのは共産黨の勢力が増大したことによると評判のよくない無能の輩が多かつた。周佛海も汪と同行か。

上海【三・三】 汪精衛の外遊説は各方面の注目を惹いてゐるが汪精衛重慶脱出による後常に達した支那側消息によると、就きその後常に達した支那側消息によると、

▲中央通信確認 香港【三・四】中央
信昆明電は汪精衛の國外脱出の事實を
め左の如く報じてゐる

汪精衛は雲南省政府主席龍雲との約
により去る十八日重慶より昆明に飛
だが途中飛行時間が長かつたので宿
を再發し遇々佛印河内に眠瘧の醫著
居たので友人の勧めに従ひ廿一日治
の爲め河内に赴いたものである、然
健康が恢復すれば直ちに重慶に歸る
である

▲消息通の観測 香港【三・三】 汪精
の河内着が愈々事實とすれば外遊名義
如何に拘らず實質上重慶を脱出せるも
と看做され長期戰問題に對する深刻な
國民黨内部の紛糾を如實に暴露したも
のである、之によつて黨内反共和平派は
領袖を失ひ抗戰派は愈々勢ひを得ること
なるが消息通は此の問題について左
如き觀測を下して居る

陳果夫一派の國民黨最右翼C・C團
提携せる汪精衛は反共和平論者とし
誤れる焦土抗戰と遊擊戰の攻撃にこ
努めて來たものである、此の汪の策
に對し中國共產黨側は常に汪を以て
日政客の巨魁となし愛好トロツキス
として居たものであるが更に今回國
黨の重慶會議に於ては汪は諸重要政
につき事毎に蔣介石、孫科子右任等
意見を異にするのみならず殊に最近
誠一派の抗戰主流と結ぶ中國共產黨
民族革命結成運動に壓倒されて其政
立場は愈々困難を加へ來つたもの
と傳へてゐる

當然重慶を脱出するの外なき事情にあつた、唯茲に問題となるのは現在の如き抗戰派の中心舞臺に於ける重慶に於て果して汪にかくの如き脱出の機會が與へられたか否かといふことで此點干渉問題なきを得ない▲汪脱出の原因(UP電) ニューヨーク
【三・元】 汪精衛の行動は米國に於てみて最大的の注目を蒙めてゐるが廿九日ニニューヨークに達したUP上海電報は汪精衛脱出の原因につき次の如く報じてゐる
汪精衛と蔣介石との間に離間を來しましたのは共産黨の勢力が増大したことによる近江精衛派が多數罷免されたに負ふのである、尤も罷免された者には餘り評判のよくない無能の輩が多かつた周佛海も汪と同行か

の無定期により昆明經由續々歸來した在外華人の有力者間に、確定的な事實として傳へられてゐた點より見るも汪の重慶逃亡は決して突發的行動ではなく、五中全會當時より早くも國府の内部紛糾が外部からも決定的事實として察知出来たものと見られる。

要人三名更に重慶を去る

香港【三・五】廿九日のチャイナ・メーリー紙重慶特電によれば廿八日夜更に國民政府要人三名が飛行機で突如重慶を出發河内に向つたと書はれる、之等三要人の目的に就ては全く不明だが汪精衛と何等かの關係あるものと信ぜられてゐる。

陳公博香港到着

香港【三・五】廿九日のチャイナ・メーリー紙重慶特電によれば廿八日夜更に國民政府要人三名が飛行機で突如重慶を出發河内に向つたと書はれる、之等三要人の目的に就ては全く不明だが汪精衛と何等かの關係あるものと信ぜられてゐる。

陳公博香港記者に語る

香港【三・五】廿九日の香港アレグラフ紙は汪精衛の行動に關し汪派の有力者陳公博とのインタービューを試み次ぎの如く報道してゐる。

陳公博は廿九日河内よりエアーフラーンス機で香港に到着したが、陳公博の談により汪精衛の香港訪問は確實視されるに至つた。汪精衛は既に汽船により河内出發、香港に「ひつゝあり」、三日中に到着する筈である、蔣介石と汪精衛との意見對立説に關しては陳公博は語るを避け「余は去る二日以來、汪精衛と會つて居ない、從つても申上げる地位にない」旨を述べ、汪精衛に關する種々の風説に關しても陳公博は語る。

事を避けた

彭學沛逮捕、何權欲免職

香港【三・三】星報(孔祥熙系機關紙)重慶特電によれば教育部次長で汪精衛派の有力者たる彭學沛は遂に蔣介石のため逮捕、監禁されたと云はれる、彭學沛は

汪精衛の重慶脱出に際し飛行機の世話を

なしたことと判明したとはへられる、又支

那側報道によれば何應欽も汪精衛を授け

たとの嫌疑により蔣介石のため免職され

たと云はれる、汪精衛派の要人姓名は既

に重慶を離れ中央宣傳部長周佛海は目下

ハノイにあつて活動中だと傳へられる

汪香港より董大慶明を發す

香港【三・三】重慶脱出以來その去就に就いて全世界の注目を集めてゐる汪精衛は本卅日午後九時蔣介石並に國民黨、中央政治會議、中央執行委員會、中央監察委員會に冗次の大如き重慶メッセージを發表した、聲明全文左の通り

△去る四月開催された臨時全國代表大會に於て廢せられた中國現在の抗戰理由に關する部分に次の如き一節があつた

一九三四年塘沽停戰協定締結の後あらゆる屈辱を忍んで日本との交渉に應じてきたのは一つに軍事行動を避け、次

の二事業を平和的方法によつて遂行せ

等の措置に出づべきである、第二の

點は防共撲滅である、この問題は過去

数ヶ年に亘り日本政府によつて極めて

解決を實現せんとしたのである、即ち

政治的に我々の要求する最小限の條件

は我國に於ける外國權益の不侵害、獨

立の保障、領土の保全にあり他方經濟

的には我々の指導方針は互惠主義と平

定は現存する日獨伊三國防共協定成文

溝橋事件の勃發により支那は上記の如き平和的解決への希望の到底實現し得ざるを知ると同時に武器を執つて抵抗せざるを得ざるに至つた、然るに日本政府は去る十二月廿一日の聲明に於て

日本支國を再調整に關する日本政府の根本方針を闡明した、右方針に於て強調された第一の點は吾國並に友好の主義

である、即ち右聲明は日本は支那に對

し領土をも賠償をも要求するものに非

ず

△日本は支那の主權を尊重するも、然し

支那の完全なる獨立を確保する爲には

日本は日本が明治時代に於て實行せる

政策の例に倣ひ、日本人が支那に於て

自由に生活し且商業を營み得る代價と

して日本は支那に對して租界を還し且

つ支那に於ける治外法權の撤廃に同意

せんとしてゐる、日本政府がかかる宣

言を般に發表せる以上平和的手段に

よつて北支各省の安全を保障し得るの

の領土主權、行政的獨立並に領土保全

をなし得るであらう、されば我々は大

れた領土をも恢復し得、かくて支那

の二事業を平和的方法によつて遂行せ

等の措置に出づべきである、第二の

點は防共撲滅である、この問題は過去

数ヶ年に亘り日本政府によつて極めて

解決を得る爲に我々の態度を決定し何

等かの措置に出づべきである、第二の

點は防共撲滅である、この問題は過去

数ヶ年に亘り日本政府によつて極めて

解決を得る爲に我々の態度を決定し何

等かの措置に出づべきである、第二の

點は防共撲滅である、この問題は過去

数ヶ年に亘り日本政府によつて極めて

解決を得る爲に我々の態度を決定し何

等かの措置に出づべきである、第二の

點は防共撲滅である、この問題は過去

数ヶ年に亘り日本政府によつて極めて

解決を得る爲に我々の態度を決定し何

等かの措置に出づべきである、第二の

點は防共撲滅である、この問題は過去

と同様な精神に於て締結さるべき旨の

余は慎重なる考慮の後次の如く確信す

極めて卒直なる聲明をなした以上斯る疑惑は今や徹底されても可なりである

防共協定の目的が共産黨の國際陰謀を

加之中國共產黨は既に三民主義に従ふ

べきを誓約した以上共產黨としては

その黨組織並に宣傳工作を止め、その

邊境政府を廢止すると共に、又その特

別軍事組織を廢止し且つ中華民國政府

の法律制度に絕對的に服従すべきであ

る

△三民主義なるものは支那國民の根本主

義であり從つて祖國を防衛する我々の

義務を遂行する爲には我々は自動的に

且積極的に右の主義と背馳するあらゆ

る組織とか宣傳とかを厭惡しなければ

ならない、第三の點は經濟提携である、

この問題も亦同様過去數ヶ年に亘り日

本政府から屢々申込みがあつた、然し

本政府から屢々申込みがあつた、然し

現在迄我々は政治的混亂が未解決の

まゝ残されてゐる限り經濟提携の如き

は全く問題にならぬとの見解を持して

來た、然し日本政府は今や敵艦に日本

は支那の主權、政治的獨立及び領土を

尊重すると言明し且つ經濟的に日本は

支那に於する獨占的支配を目的とする

ものでなく又支那に對して第三國權益

の制限を堅持せんとするものでない、

否日支兩國間の經濟的協力のため平等

主義が斯の如くであるならば我々は原

則として之に同意しその基礎の上に各

種の具體的提案を提出せねばならない

△國民政府は上記三點の基礎の上に速かに和平復讐のため日本政府と意見の交換をなすべきである、此の際去る十一月三日日本政府がその聲明に於て一月十六日の聲明に述べた態度を變更した

過程に於て我國は甚大なる打撃を蒙つた、若し我々が正義に則つて平和を再建し得るならば商議への途は開かれる

ことを想起せねばならない、從つて若し國民政府が上記三點を和平討議の基

礎とするならば商議への途は開かれる

のである、支那の武力抵抗の目的はそ

の國家的存在と獨立とを確保する爲で

ある、既に一年以上に及ぶ現在の戰の

過程に於て我國は甚大なる打撃を蒙つた、若し我々が正義に則つて平和を再建し得るならば商議への途は開かれる

ことを想起せねばならない、從つて若し國民政府が上記三點を和平討議の基

礎とするならば商議への途は開かれる

ないであらることは蔣の述べる如くである、それ故今回の行動は全く個人的な理由からであることは明かで間も速かに聰明を發して政府に忠誠を誓へば兎角の喩高い海外の誤解を一掃することも出来ると思ふ。

▲「汪の眞面目」(星島日報)香港【二】

三】汪精衛の重大聲明に對し香港星島日报は卅一日朝刊で「汪精衛の眞面目」と題する社説を掲げ左の如く論じてゐる

汪精衛は去る十八日蔣介石が前線に在つて指揮中突然重慶を離れ河内に飛んだ、この突飛なる行動は各方面の臆測を生み廿二日の近衛聲明に對する廿六日の蔣介石の反駁聲明などにつき世上諸説紛々たるものがあつた、蔣介石は

汪精衛の出國を以て完全に個人の行動なりとし何等政府の使命を帶びてゐないことを明かにした、吾人は汪精衛

が抗戦の新段階に對する毎に和平的談話を發表し必ず日本側の聲明に相呼應することに特に注意して來た、これは吾人が汪精衛の過去に於ける政治的地位に愛情掛く能はざるからである、汪

精衛は遊擊戦に反対し焦土抗戦に反対した、然し從來の汪精衛の言論はかゝ

る傾向を明瞭に示さず、巧にカモフラージュして來た、然し吾人は汪精衛が抗戦に反対し國民政府に反対する日の遠からざるを豫期せしめた、果せるかな十八日汪精衛は重慶を脱出し、今茲に和平聲明を發するに至つた、吾人は汪精衛の聲明を一讀する時これが完全に近衛聲明と軌を一にすることを認め、日本に所謂領土の要求なしとか賠償の要求せずとかは日本の常套的欺瞞

政策であることは三歳の童子と雖も之を知つてゐる、故に汪精衛の浦電は全く侵略者に譲歩を認め、我々の屈服を條件としたものである、汪精衛の浦電に對して吾人は之を反駁の口なしと斷つた、蔣介石の聲明こそ之に對する最

も痛烈なる論駁であるからだ、和を云ふものは漢奸なりとは蔣介石が國人を戒めた言葉である、汪精衛は現職の官吏でありながらみだりに國都を離れ海外に在つて抗戦建國の方針に反対の通電を發した、これ我々國民の許す能は

ざるところである、漢奸汪精衛の恨面は剥がされ眞面目は茲に暴露するに至

つた

▲「汪に感謝する」(立報)香港【三】

共産黨系漢字紙立報は本日の紙上に「吾々は汪精衛に感謝する」と題する社説を掲げ次の如く論じて居る

十數日來大衆の議となつて居た汪精衛の態度問題は現在汪精衛が和平宣言を爲したので此の問題に關する限り完全に解決を見た、吾々は既に此の問題について頭を悩ます必要もない、吾々は

先生の言は即ち建議の性質に屬する、汪先生は總理を輔佐し革命を領導する

般の明白に認識してゐる所である、汪

先生の言は即ち建議の性質に屬する、汪先生は總理を輔佐し革命を領導する

事數十年、國民黨の歴史的地位にあり

中國と世界全般の局勢に通じなかつた

ことがない、今こゝに國家民族の極め

て困難なる時に際しよくこれを察し申

つて頭を悩ます必要もない、吾々は

唯讀者諸君がよく汪精衛の宣言を讀んで試みに王克敏、梁鴻志等の最近發表

した所の和平通電と比較して見られる

がよい、所謂善隣、防共、經濟合作等の漢奸的字句が多いのに驚かれる事であらう、之れ日本の佛儒的動作に非ずして何であらう、斯る行爲には吾々は

何等批評の價値を持たぬものだ、日本が中國の主權及び領土の完整性を尊重す

る誠實があるかどうかに關しては時介

石が最近の近衛聲明に對する反駁の中

で完膚なきまでに痛撃して居る、吾々

は汪精衛の此の態度に何等悲觀する事はない、却て無限の喜びを感じざるだけ

だ、汪精衛一派が漢奸であつた事は之

は不然か、中國が滅亡するかは之は二者

と共に不可能である、然らば終局に和平に到了した事に對して吾々はその大陸さ

に感心する、一方吾々は汪精衛の十數

年來の偽革命黨が今日總決算を受けた事に對して吾々はその大陸さ

の重要建議(南華日報)香港【三】

三】當地の汪精衛派機關紙南華日報は本日の社説に「汪精衛の重要建議」と題し次の如く述べてゐる

卅日汪精衛は中央に電報し國家の大權に關し建議することころあつた、汪先生の國家民族を愛護する苦心は國民一般に認識してゐる所である、汪

先生の言は即ち建議の性質に屬する、汪先生は總理を輔佐し革命を領導する

内蒙に限り駐兵を認める」と言つてゐるが、日本も勿論之を實行し中國の主權と領土の完整性を尊重するであらう、

間内特定の地點に駐兵を認める、即ち内蒙に限り駐兵を認める」と言つてゐるが、日本も勿論之を實行し中國の主權と領土の完整性を尊重するであらう、

汪先生は總理を輔佐し革命を領導する

事數十年、國民黨の歴史的地位にあり

中國と世界全般の局勢に通じなかつた

ことがない、今こゝに國家民族の極め

て困難なる時に際しよくこれを察し申

つて頭を悩ます必要もない、吾々は

唯讀者諸君がよく汪精衛の宣言を讀んで試みに王克敏、梁鴻志等の最近發表

した所の和平通電と比較して見られる

がよい、所謂善隣、防共、經濟合作等の漢奸的字句が多いのに驚かれる事であらう、之れ日本の佛儒的動作に非ずして何であらう、斯る行爲には吾々は

何等批評の價値を持たぬものだ、日本が中國の主權及び領土の完整性を尊重す

る誠實があるかどうかに關しては時介

石が最近の近衛聲明に對する反駁の中

で完膚なきまでに痛撃して居る、吾々

は卅年戰でも百年戰争でも結局和を講じたのである、近衛首相の最近の

聲明に關しては去る廿六日の蔣介石

が中国が滅亡するかは之は二者

と共に不可能である、然らば終局に和平に到了した事に對して吾々はその大陸さ

に感心する、一方吾々は汪精衛の十數

年來の偽革命黨が今日總決算を受けた事に對して吾々はその大陸さ

の重要建議(南華日報)香港【三】

三】當地の汪精衛派機關紙南華日報は本日の社説に「汪精衛の重要建議」と題し次の如く述べてゐる

卅日汪精衛は中央に電報し國家の大權に關し建議することころあつた、汪先生の國家民族を愛護する苦心は國民一般に認識してゐる所である、汪

先生の言は即ち建議の性質に屬する、汪先生は總理を輔佐し革命を領導する

内蒙に限り駐兵を認める」と言つてゐるが、日本も勿論之を實行し中國の主權と領土の完整性を尊重するであらう、

間内特定の地點に駐兵を認める、即ち内蒙に限り駐兵を認める」と言つてゐるが、日本も勿論之を實行し中國の主權と領土の完整性を尊重するであらう、

汪先生は總理を輔佐し革命を領導する

事數十年、國民黨の歴史的地位にあり

中國と世界全般の局勢に通じなかつた

ことがない、今こゝに國家民族の極め

て困難なる時に際しよくこれを察し申

つて頭を悩ます必要もない、吾々は

唯讀者諸君がよく汪精衛の宣言を讀んで試みに王克敏、梁鴻志等の最近發表

した所の和平通電と比較して見られる

がよい、所謂善隣、防共、經濟合作等の漢奸的字句が多いのに驚かれる事であらう、之れ日本の佛儒的動作に非ずして何であらう、斯る行爲には吾々は

何等批評の價値を持たぬものだ、日本が中國の主權及び領土の完整性を尊重す

る誠實があるかどうかに關しては時介

石が最近の近衛聲明に對する反駁の中

で完膚なきまでに痛撃して居る、吾々

は卅年戰でも百年戰争でも結局和を講じたものである、近衛首相の最近の

聲明に關しては去る廿六日の蔣介石

が中国が滅亡するかは之は二者

と共に不可能である、然らば終局に和平に到了した事に對して吾々はその大陸さ

に感心する、一方吾々は汪精衛の十數

年來の偽革命黨が今日總決算を受けた事に對して吾々はその大陸さ

の重要建議(南華日報)香港【三】

三】當地の汪精衛派機關紙南華日報は本日の社説に「汪精衛の重要建議」と題し次の如く述べてゐる

卅日汪精衛は中央に電報し國家の大權に關し建議することころあつた、汪先生の國家民族を愛護する苦心は國民一般に認識してゐる所である、汪

先生の言は即ち建議の性質に屬する、汪先生は總理を輔佐し革命を領導する

内蒙に限り駐兵を認める」と言つてゐるが、日本も勿論之を實行し中國の主權と領土の完整性を尊重するであらう、

間内特定の地點に駐兵を認める、即ち内蒙に限り駐兵を認める」と言つてゐるが、日本も勿論之を實行し中國の主權と領土の完整性を尊重するであらう、

汪先生は總理を輔佐し革命を領導する

事數十年、國民黨の歴史的地位にあり

中國と世界全般の局勢に通じなかつた

ことがない、今こゝに國家民族の極め

て困難なる時に際しよくこれを察し申

つて頭を悩ます必要もない、吾々は

唯讀者諸君がよく汪精衛の宣言を讀んで試みに王克敏、梁鴻志等の最近發表

した所の和平通電と比較して見られる

がよい、所謂善隣、防共、經濟合作等の漢奸的字句が多いのに驚かれる事であらう、之れ日本の佛儒的動作に非ずして何であらう、斯る行爲には吾々は

何等批評の價値を持たぬものだ、日本が中國の主權及び領土の完整性を尊重す

る誠實があるかどうかに關しては時介

石が最近の近衛聲明に對する反駁の中

で完膚なきまでに痛撃して居る、吾々

のである、その言ふ所を分析すれば日本軍隊の中國々境への即時撤退云々は懐諭事件勃發の當初中國政府の提出したる要求であるが日本は取て之を顧みず遂に一年半に亘る戦事が開始されたので今に至つて日本が果してよく撤兵し和平が直ちに實現するか否かは三尺の童子も亦よく知る所で汪が此の理を知らぬと言ふ事があり得やうか、汪は明かにそれを知つてゐる、知つて居て尙之をモ諾せんとする事は彼自身賣して極權を解かんとする相談でしかない、抑々中國は果して此の亡國の條件を甘じて接受するとすれば佛儒として利用され得る以外に何があるか、蔣委員長は重慶に於ける訓辭にて近衛聲明を反駁し日本の平和歸法を亡國の道と喝破して居る、之は充分汪の迷夢を啓くもので再び汪の言に反駁するの要はない、文汇报は「汪は切腹するや」と題し左の如き社説を掲げてゐる

汪潔明と列國反響

を求望する

つてゐる、尙ニユーヨーク・タイムズ紙
特派員アーペンド氏の上海電は右は久し
く隠され來つた支那政府内部の意見并格

事變與列國動向

桑港及日妨碍運動解決

サンフランシスコ [三三] 左
翼系労働者及び支那人の對日輸

由鐵屑の積込妨碍運動は其後港業者側と埠頭人夫側との折衝により妥

を見たので埠頭人夫側は廿一日よりギ
シヤ貨物船スピロス號及び英國貨物船

ツケナム號に鐵屑積込作業を開始した

長は左の如く語つた

輸出禁止促進の全國的運動に合流する

になつたのである

大使に蔵積穀援助要請

國大使は本國政府からの歸朝命令に接
十二月中旬重慶を出發昆明經由歸國の

についたがジョンソン大使は重慶出發後立去る十一日落ト石川島にて水

政府の對蔣援助策につき相當突込んだ見つけ出しを、一貫する。

ヨークに達したA.P.香港電は蔣、ジョ

味ある消息を傳へてゐる

確實な筋からの消息によれば蔣介石がショーンソン米國大使の歸國に先立ち去

る十一日重慶に於いてジヨンソン米國大使と會見を遂げたことが初めて明か

僕は對し一英米兩國が支那に對し擴助を與へない場合には支那はソヴェト

ばで國及びその領土内に於て證券を賣買するには登録を要し未登録公債を賣却したもののは最高五千弗の額金或は5ヶ年の禁錮に處せられる事になつてゐるので、ケント氏の來布は日布時事社の仲介が右法律にふれるか否かを検討する使命を帯びたもので如何なる決定を見るか、事は在留邦人の愛國心に關聯した事だけに注目されてゐる。

ジョンソン・米大使昆明發電

香港【三・三】昆明來電によれば賜暇歸

朝の途同地滯在中の米國駐支大使不ルソ

ン・ジョンソン氏は廿一日午前昆明發電

國の途にいた、昆明ビルマ公路經由ビ

ルマに出る筈である。

米外交委員長反日獨聲明

ワシントン【三・三】日支問題の新展開

並びにユダヤ人迫害問題を續つて日獨兩

國に對する米國の輿論が漸次硬化しつゝある折柄米國上院外交委員長ピットマン

氏は廿二日新聞記者團に對し米國人は日

獨兩國政府を好まぬ旨次の如く注目すべ

き聲明書を發表した。
米國民は第一に日獨兩國政府を好まず、第二に共產主義であれファシズムであれ獨裁主義の政治形態に反対である、而して第三に米國人は米國との間に締結された平和條約に基いて道義と正義とを貫徹せしめる權利があり、又これを貫徹せしめる實力もある、米國民の欲する所も亦こゝにあるが米國は徒らに武力を行使せんとするものではなく絶対に必要の起らぬ限り武力を訴へることはあるまい。

右の言明に續いてピットマン委員長は以上の言明は全く個人の資格で行つた

もので上院外交委員長としての公式の聲明ではないが、この際事實を直面しておることは種々利益のあること

述べておくことは種々利益のあること

と思ふ、尤も余は現在の國際情勢の下

で特定の事件に促されてこの言明を行つたのではない。

ジ・モゼレー少將は廿九日インディアナ

州立議會で演説を行ひ對獨作戰の必要上

と聲明したが、ピットマン委員長がルー

ズヴェルト大統領の外交上の代辦者と見

られたる點に鑑み以上の言明は米國政

府の日獨兩國に對する制衡態度を示唆す

るものとして注目される。

米國內に米蔵借款反對の聲

ニューヨーク【三・三】廿四日のニュー

ヨーク・ヘラルド・トリビューン紙ワシントン特電によれば共和黨下院議員ロイ・

・ウッドラフ氏は米國の對支借款賦與

に反對し左の如く語つた。

米國の供與した對支クレジットは明らかに中立法違反を構成する、それは明

らかに交戰國たる支那に對する戰債に

外ならないからだ、この場合支那民眾

に對する同情は問題ではない、米國民

は如何なる外國の紛争に捲込まれること

も認めず、米國は支那の窮状を訴へ

ても反対の旨幾度もその意向を表明

してゐるのではないか、借款問題に關するモーゲンソーア財務長官の言明は米國

の知性を侮辱するものだ、クレヂ

トを與賦するといつても結局これを負

してゐるのではないか、借款問題に關するモーゲンソーア財務長官の言明は米國

の得に成功したものと言はれる、なほモ

ゲンソーア長官の對蔵援助は更に借款に止

て泣きつき、又陳光甫がこれに引續き米

國に於て運動を行つた結果遂に借款獲

得に成功したものと言はれる、なほモ

ゲンソーア長官の對蔵援助は更に借款に止

兩洋に於て敵面を作り悪罵を放つやうなことは避けなければならぬ、ニダヤ人に對する壓迫は反獨的言辭によつては緩和し得ぬものである。

米を動かす支那の策動

パリ【三・三】英米兩國の對蔵經濟援助

積極化の真相は各方面の注目を惹いてゐるが、廿九日パリに達した支那側情報に依れば米國が過激支那に二千五百萬弗の借款を與へたのは專らモーゲンソーア財務長官の盡力によるものと傳へられる。即ち本年夏モーゲンソーア長官が來佛の際外ならないからだ、この場合支那民眾は如何なる外國の紛争に捲込まれることも認めず、米國民は如何なる外國の紛争に捲込まれることも認めず、米國は支那の窮状を訴へても反対の旨幾度もその意向を表明してゐるのではないか、借款問題に關するモーゲンソーア財務長官の言明は米國の知性を侮辱するものだ、クレヂトを與賦するといつても結局これを負してゐるのではないか、借款問題に關するモーゲンソーア財務長官の言明は米國の得に成功したものと言はれる、なほモ

ゲンソーア長官の對蔵援助は更に借款に止

て泣きつき、又陳光甫がこれに引續き米

國に於て運動を行つた結果遂に借款獲

得に成功したものと言はれる、なほモ

努めてゐるもので、今後の成行如何は注目に値する。

米國陸軍の戰略家として知られるジョー・ロイド・モゼレー少將は廿九日インディアナ

州立議會で演説を行ひ對獨作戰の必要上

と聲明したが、モゼレー少將の演説要旨の通り上

の英國下院は十九日の日支問題討議に引續き日支問題に關する

質疑應答で眼ひ對日報復行動、ビルマ經由輸送問題、京滬鐵道調查問題等に關し

各派議員とバトラー外務次官との間に次

の應酬が行はれた。

▲對日報復問題

△モーガン・ブライス議員(労働黨)

本が英米の對支貿易に對し差別待遇を

加へてゐる現狀に鑑み政府は米國と共に

同して探るべき對日報復措置につき米

國政府と協議する意向はないか

△バトラー外務次官 即ちヘンダーソン

議員に對しお答して置いた通りである

△ハドソン貿易相 支那向け輸出に關聯

して何等かの保障を與へようとの或る種の提議がなされ目下考慮中である。

然しながら其の詳細に關しては分現

在交渉中のものであるので答辯の限り

ではない。

▲京滬鐵道調査問題

△ヘンダーソン議員(労働黨) 實際上政

府は米國政府との間に緊密な關係を維持してゐるのではないか

△バトラー次官 御説御尤もである

京滬鐵道に關する調査は軍事的理由に

より英人技師に對しては依然禁止され

てゐる。

▲京滬鐵道調査問題

△モアリング議員(保守黨) 政府はこの

問題に關して英國の申入れに對する日

本の回答に満足してゐるのか

らであるのは敬服に堪へない

尙マンダース議員(自由黨)も京滬鐵道問

題について質問を行ひ英國議會の全議員

はこの問題に重大關心を持つてゐる旨述

べた。

△ビルマ橋梁問題

△クレイヴン・エリス議員(保守黨) 今

や支那の重要軍事輸送路となつたビル

マ雲南鐵道のビルマ側終點と支那側起

點との間に架けられた橋梁は重量十噸

のトラックの通過に對し危險のない様

に補強を完了してゐるかどうか

麻酼問題で英議員毒づく

ロンドン【三・三】本年度最終議會の廿二日労働黨フレッチャーリー議員は支那に於ける麻薬問題につき質問を行ひ日本が支那に於いて頻りに麻薬販賣に從事してゐる旨を認つて次の如く述べた

日本は現在盛んに麻薬を密賣し支那人を墮落させるためにこれを利用せんとしてゐると言はれるがこれでは國際聯盟の麻薬取締り活動を日本が次々に破壊してゐることになるではないか

これに對しバトラー外務次官は次の如く答辭した

支那に於ける麻薬問題については去る六月臨時阿片諮詢委員會が作成し次いで八月聯盟によつて審議された事態につき英國政府は多大の關心を拂つてゐる、日英兩國政府は一九三六年麻薬取引に關する協定を結び、極東駕馳の英國領事と日本領事とが互に緊密な協力を保つて麻薬取引の取締に當ることになつてゐる、ハリファックス外相のもとに集つた情報では日本政府が故意に支那に於ける麻薬取引を増加させ支那民衆を計画的に墮落させやうとしてゐるといふ證據は全く無い

尙請會はフレッチャーリー議員の質問をもつて本年度議事を打切り明年一月卅一日迄休會を開く旨の政府提出の休會動議を採擇して休會に入つた

英下院阿片問題醜聞全文

ロンドン【三・三】クリスマス休暇を控へて挙席の英下院本會議に於て行はれたフレッチャーリー議員(労働黨)とバトラー外務次官の間に交された支那及び滿洲に於ける麻薬問題の醜聞全文左の通り

フレッチャーリー議員 聰聞は麻薬取引につ

き日本の勢力下にある支那の一部に於て麻薬の状況が漸次悪化に向ひつゝある事實につき注意を喚起する旨の決議を採擇したが英國政府はこの決議に從つて麻薬取引難易のため如何なる積極的行動に出でてゐるか、現に香港に於ては三千以上の阿片窟があり香港政廳も如何とも手の下しやうがない有様である、香港だけで一日に消費するヘロイン丸薬の數は三十萬個の多數に達し阿片吸飲者は四萬名に上つてゐる、ラッセル・パシャの報告によれば日本が直接間接に支配してゐる地域では盛んに麻薬の取引が行はれてゐると言ふが、これは聯閥の麻薬取締り活動を日本が次々に破壊してゐるやうなものではないか、日本が斯く全世界に亘つて秘密に麻薬取引を促進してゐるのは支那民衆を退歩せしめんとする政策に他ならぬと言はれるが、もし以上の非難が事實なら日本を文明國と呼ぶことが出来やうか、余は「國旗の後に貿易進む」との英國のスローガンは餘り感心出來ないが、日本流の「國旗の後に麻薬進む」との日本流スローガンに比べればまだましぢらう

バトラー外務次官 政府が各方面から集めた報告によると最近ヘロインの消費が非常に増大した模様だがこれは阿片の消費に比べ一層重大な關心を拂ふべきことである、日英兩國政府は既に麻薬取締りに關する協定を締結し麻薬の取締り活動を擴大したがこれは阿片と共に最近ビルマ經由の支那向け軍需品亦麻薬取引に關する二三の法令を發布して居るがその法令の效果は未だ測定し難い、英國政府は夫等新法令の效果を看視するであらう、余は議會に對して所持する情報を提出する事を約束しよう、英國政府の目にも國民政府令の諸法令を輸送せられ、あることを

出来まいが、我々がかく日本側代表と緊密な連絡を保つてゐることは政府が問題の重要性を充分認識してゐる證左

となら、ハリファックス外相の手にある情報によれば支那における麻薬取引の增加が日本政府の計畫の結果であるとか支那人を墮落せしめんと計畫的行動に出でてゐるか、現に香港に於ては三千以上の阿片窟があり香港政廳も如何とも手の下しやうがない有様である、香港だけでも一日に消費するヘロイ

ン丸薬の數は三十萬個の多數に達し阿片吸飲者は四萬名に上つてゐる、ラッセル・パシャの報告によれば日本が直

接間接に支配してゐる地域では盛んに麻薬の實狀に關し報告する様英國の駐在代表者に命じてゐる、中支に於ける

状況は北支ほど惡くは無い、南京維新政府は最近麻薬取引取締に關する法令を發令したがその結果に關しては明確

であると思ふ、即ち我々の受理する報告は昨年六月の阿片諮詢委員會の席上述べられた諸説明を確認するかに見え

る、一九三七年日本軍が占領する以前北支に於ては國民政府が一九三五年發布せる徹底的な阿片、麻薬修令を強制的に施行するよう試みが行はれて居つた、國民政府の此の試みは或る程度成功して居た様子である、此の地方が日本軍の占領に歸して以來同地方では之等の大規模な彈壓手段は消失し、之等の彈壓手段の消失によつて事態は悪化したようであつた、一九三八年二月に

は國民政府令は合計三十件以上も北京臨時政府によつて廢棄せられて居り五月には北京臨時政府財務局は阿片窟三百の營業開始を許可した、臨時政府も亦麻薬取引に關する二三の法令と共に最近ビルマ經由の支那向け軍需品輸送が問題となつてゐるが廿一日ビルマは連絡は事態の安靜と共に明年一月から開行動を探るよりは他の諸國政府と協同して慎重に検討する意向であつたがそ

の後同問題は沙汰止みとなつた

香港、澳門間電話開通

香港【三・三】日支事變の影響により運

送が不通となつてゐる香港、澳門間の電話

日から深圳までの連絡を開始するこ

ととなつた

香港【三・三】我が南支作戦後一時停止

されても广九鐵路英領線は來る一月一

月から深圳までの連絡を開始するこ

ととなつた

英領廣九線も運轉再開

香港【三・三】我が南支作戦後一時停止

されても广九鐵路英領線は來る一月一

月から深圳までの連絡を開始するこ

ととなつた

佛印經由抗戰資材輸送活動

河内【三・三】最近支那奥地の

物資は極度に缺乏し民心の不安

と共に最近ビルマ經由の支那向け軍需品

と共に供給順調ならず輸送資材も又甚だ不

足してゐるので支那側では佛印經由約八千臺のトラックを運輸して奥地輸送策を講ずる計畫であり一方佛印經由の抗戰建

設材料資材の大量輸入についても種々畫

策して居たが成果思はしからず奥地向

地に山積する有様で之が打開は國民政府

當局の最緊要問題であつた、此の爲め支

那側では從來も再三人を派して佛印當局

と交渉する一方河内、海防を中心にして在來の中和公司西南運輸、中國旅行社等以外に最近數箇の輸送業者を配置して必死のトラック輸送工作をなさしめ、各商社は海防、重慶間一噸につき二百元で請負ひ日夜輸送に當つて居りこの數日來殊に活況を見せてゐる、彼等により支那内地に送られる自動車は公定數一月百臺以下では決してないと見られてゐる、現在海防埠頭には倉庫内及び露天二ヶ所に約千臺の自動車が山積してゐるがこれが倉庫料だけでも莫大なもので支那側當局の焦慮が想像される

香港【三二五】佛印海防から最近香港に歸來した一支那人の談によれば佛印から

の對蔣トランク、武器の輸送は最近殊に英米の借款成立後頓に活況を呈し毎日平均約十五臺のトラックが武器を運載して廣西經由奥地へ送られて居る模様である

即ち佛印當局は一時武器、軍需品の輸送を一切禁止するかの如きヂエスチュアを見せたが事實は一層巧妙なる手段で依然續行され、殊に英米の對蔣援助態度明瞭化されたが事實は不介入方針に違反する旨を強調遺憾の意を述べてゐる、要左の通り

日支事變程侵略者犠牲者の判然としたらかに軍需品と目される貨物を全部人目を避けてトンキン州東北部海岸クアンエノ陸揚げしてこれを廣西國境に近く最近對蔣輸送中継の大中心となつた諒山に運び、一方トランクは夜間密かに空車接フーランツォンから諒山に出で此處で武器、軍需品を積み換へ龍州(廣西省の南寧)へ出で、或るものは附近の戰地へ、或るものは最近開通した百色經由

直接昆明へ出る公路を經由して昆明へ夫々輸送されて居ると言はれ、右の事實によつて佛印當局の言明が事實は空證文となり現在も盛んに武器が同所經由支那側の手に送られて居る事が判然とするに至つた

佛印政府武器製造管理部新設

河内【三二四】佛印政府は廿一日附官報

で今回政府内に武器製造と工業統管する一部を新設する旨公布した、同部は總務長官の直轄下に置かれその經費は政府豫算より支出されるが之は最近八鎰しい佛印の國防自主論と積極的工業化論に應するもので武器製造と工業化の具體的計畫はまだ不明である

「日本に殘された經濟報復手段」
(米紙)
ニューヨーク【三二三】ウォールストリート・ジャーナル紙は廿二日の紙上に

「日本に殘された經濟報復手段」と題する社説を掲げ事變を繰る日支關係につき左の如く述べてゐる

日本は對支借款に對して報復手段をとらんとする氣配を示してゐるが東亞全體を以てその勢力範囲とし支那に對する援助は形式の如何を問はず日本に對する敵對行為と認めてゐる、日本としては決して不思議なことではない、し

かし日本はその對支政策の遂行により

米國その他の對する經濟報復をなし得べき力を失つてゐる、對支貿易の全機能が日本によつてコントロールされん

としてゐる今日萬一支那が勝利を收めない限り英米は勿論最後に獨逸まで

對支貿易から締出しを食ふことは殆ど確質だ、従つて日本のとり得べき唯一

の經濟報復手段はこの對支貿易獨占化

をしてゐる今日第三國の權益を無視して居るかの如きこの通牒が無視されば重ねて通牒を發せず何か實際の方策を探るであら」と豫想してゐる

されたわけだが次の手段は未だ確定してゐない様だ、然し若しこの通牒が無視されば對支援助論(英紙)

ロンドン【三二三】支那に於ける星軍の作戦進捗に伴ひ英國としてはその權益保護の立場を考慮する必要はない、英國としては好意的中立を維持し支那に對して各種の援助を與へ自國の權益の保全を計るべき

を固めて行くが疑問であるが、日本は今日迄第三國の權益を無視して居るか

ら諸國としても何等日本の立場を考慮する必要はない、英國としては好意的中立を維持し支那に對して各種の援

助を與へ自國の權益の保全を計るべき

で、右は日本側のやり方に對する妥當なる報復と言へよう

なる報復と宣言するのみだ

主筆エドワード・ハワード氏の長文の論

説を重要記事として掲載してゐる、右論

新支那建設論道(佛紙)

日本は全く泥田に足を踏み入れた感がある、蔵介石は全國民の支持を受け更に降伏の氣配も見せず、ダリラ戦に有利

である、マニテ紙が例の調子で毒づいてゐる他論調は未だ現はれてゐない、又日ソ漁業問

題はモスクワ・アヴァヌス電の簡単な解説

で佛印政府は武器統管と工業統管する一部を新設する旨公布した、同部は總務長官の直轄下に置かれその經費は政府豫算より支出されるが之は最近八鎰しい佛印の國防自主論と積極的工業化論に應するもので武器製造と工業化の具體的計畫はまだ不明である

「日本に殘された經濟報復手段」
(米紙)
ニューヨーク【三二三】ウォールストリート・ジャーナル紙は廿二日の紙上に

「日本に殘された經濟報復手段」と題する社説を掲げ事變を繰る日支關係につき左の如く述べてゐる

日本は對支借款に對して報復手段をとらんとする氣配を示してゐるが東亞全體を以てその勢力範囲とし支那に對する援助は形式の如何を問はず日本に對する敵對行為と認めてゐる、日本としては決して不思議なことではない、し

かし日本はその對支政策の遂行により

米國その他の對する經濟報復をなし得べき力を失つてゐる、對支貿易の全機能が日本によつてコントロールされん

としてゐる今日萬一支那が勝利を收めない限り英米は勿論最後に獨逸まで

對支貿易から締出しを食ふことは殆ど確質だ、従つて日本のとり得べき唯一

の經濟報復手段はこの對支貿易獨占化

をしてゐる今日第三國の權益を無視して居るかの如きこの通牒が無視されば重ねて通牒を發せず何か實際の方策を探るであら」と豫想してゐる

されたわけだが次の手段は未だ確定してゐない様だ、然し若しこの通牒が無視されば對支援助論(英紙)

ロンドン【三二三】支那に於ける星軍の作戦進捗に伴ひ英國としてはその權益保護の立場を考慮する必要はない、英國としては好意的中立を維持し支那に對して各種の援

助を與へ自國の權益の保全を計るべき

で、右は日本側のやり方に對する妥當なる報復と言へよう

なる報復と宣言するのみだ

主筆エドワード・ハワード氏の長文の論

説を重要記事として掲載してゐる、右論

新支那建設論道(佛紙)

日本は全く泥田に足を踏み入れた感がある、蔵介石は全國民の支持を受け更に降伏の氣配も見せず、ダリラ戦に有利

である、マニテ紙が例の調子で毒づいてゐる他論調は未だ現はれてゐない、又日ソ漁業問

題はモスクワ・アヴァヌス電の簡単な解説

的報道が廿日フィガロ紙に掲載された他新聞が小さく載せただけで殆んど注意を惹いてゐない、一方マタン紙は十六日及び廿日の紙上に同紙上海特派員エルヴィ・ジエー氏の上海通信の續きを載せたが右は新支那建設事業の進捗振りを次の如く紹介してゐる

日本は既に北支、中支、南支の重要な地帶を悉く占領したが占領地域の復興によつては、各々と進行し次第に樹立されて行く新政權も蔵内石見限つた支那によつて組織されてゐる、この現在の事情は満洲國成立の際と全く同様で滿洲國を自向きもしなかつた列國は今や次第にこれを承認せんとしてゐるのではないか

有田外相駁明評（佛紙）

パリ〔三・二三〕 タン紙は廿二日の紙上に「日支事變の將來に關する社説」を掲げ、特有田外相の外國記者團に對する聲明を批評し左の如く述べてゐる

有田外相は日本は原則として全世界に亘る經濟活動自由の原則を堅持してゐるが東亞に於ては日滿支三國の國防及經濟的諸條件の必要から諸外國の權益に一定の制限を加へざるを得ないと述べ、しかし長い眼から見れば東亞の安定は結局諸外國をも含むことゝなら、その適例は滿洲國であると主張した、かゝることも可能ではあるが、しかし兎に角以上の理論が從來支那とあるものであることは明白である、有田外相は更に九國條約のある部分は東京の新事態に適用し得ぬと述べたが、か

る條約改正は一方的に行はるべきものではなく、加盟国全部が合意しなければ駄目である、ところで現在の情勢では英米だけを見ても兩國が條約改正に瞧するものは思はれぬ、諸條約の精神及び明文に違反せる軍事行動によつてではあるが兎も角日本が支那において特殊の地位を確保したといふ既成事實を認めざるを得なくなる日が何時かは来るかも知れぬが、しかし諸外國としては如何なる場合にもこの特殊地位が列國の條約に基く權益を脅かすに至ることを容認し得ぬであらう

△レピュブリック紙(社説) 隨分高飛車な政策だが日本は結局これを無理押し通すかも知れず日満支と汎アジア實現の曉には恐るべき脅威とならう
△レピュブリック紙(記事) 支那では引き続き日本による占領地帯の建設が着々と進行してゐる。支那人の大部分にとつては支配者が誰であらうと秩序さえ實現すればよいので既に全國民の大割合までは新秩序を承認し日本と協力するしようときへしてゐる。殊に支那資本家は蔣介石の將來をよく見限つてゐるのであるから、西洋諸國就中フランスが現實とかけ離れた政策を探つてゐるのは不當である
又廿七日の夕刊タン紙でデュ・ボスク氏は「東亞の現實」と題し最近タン紙に掲載された東京及び上海通信を引用して左の如く論じてゐる
日本が占領した支那各地で既に經濟活動が着々と始められてゐる。日支事變が假りに起らなかつたとしても蔣介石の新生活運動が成功したかは疑はしいから日本によつて支那が開發されることとは支那人自身にとつても有難いことかもしれない。列國としても主義上の問題に拘泥せざる點から見る現實に則し日支合辦會社に投資を行ふこと等を眞面目に問題にすべきではないか
極東問題論調(佛紙)
パリ〔二・三二〕廿九日のパリ各紙は極東問題に關して蔣介石が近衛首相の聲明に反駁を加へた旨の電報を載せた他目ぼしい論評は殆んどないが、急進社會黨案ウーヴル紙上で外報部長タブイ女史は支那軍の抗戦意識は依然旺盛である旨次の如く

論じてゐる
日本側の聲明にも拘らず支那軍の抵抗は益々甚んである。廣東陥落の原因がモーゲンソーカ財務長官が幣制維持のために支那との間に通貨協定に應じることは支那の抵抗を益々強化させ因の一となつた

を決定、十時五十分散會した

貴族院部長理事

【三・四】 貴族院各部の部長理事は互選の結果左の如く決定した

△第一部

部長 公一條實孝
理事 男佐藤達次郎

△第二部

部長 伯公一條實孝
理事 男佐藤達次郎

△第三部

部長 伯酒井忠正
理事 里木三次

△第四部

部長 伯松村義一
理事 里木三次

△第五部

部長 侯大山柏
理事 木場貞長

△第六部

部長 侯大久保利武
理事 大井成元

△第七部

部長 侯土方寧
理事 白根竹介

△第八部

部長 侯兒玉秀雄
理事 東久世秀雄

△第九部

部長 侯鳥津忠重
理事 男安保清種

貴族院無所屬世話人交換

【三・五】 貴族院無所屬有志會の世話人は小野塙喜平次、鷺山資英、田澤義輔、

松本恭治の四氏であつたが一年交替制により廿四日大山柏公、田中館愛楠、吉田

茂、長世吉の四氏が代ることとなつた

貴族院豫算分科部属變更

【三・六】 貴族院の豫算各分科會は厚生省の新設に伴ひ從來の部屬に變更を加ふる必要が生じたので廿四日の各派交渉會で協議の結果左の如く變更することとなつた

△第一分科

外務、司法、拓務

△第二分科

農林、商工

△第三分科

内務、文部、厚生

△第四分科

陸軍、海軍

△第五分科

鐵道

△第六分科

内閣、文部、厚生

貴族院奉答文起草協議

【三・七】 貴族院では廿六日開院式終了後午前十一時半より院内議長室に松平、佐々木正副議長各派交渉委員並に各部部長、理事の聯合協議會を開き開院式に賜りたる勅語奉答文起草につき協議を行ひ正午散會した

日本會議

廿七

廿七日の貴族院本會議は午前十時五分振鈴傍聴席には僅かに數名の傍聴者が點在するのみ、開會に先立ち松平議長

去る九月廿九日皇后陛下御懇親の御趣

御發表あらせられたので佐々木副議長

は同日宮中に參内して御祝辭を申上げ

ました、又去る十月廿七日武漢三鎮の

陥落に際つて、佐々木副議長は宮中に

參内して御祝ひを言上致しました

旨を報告、次いで同十二分開會を宣し、

文案を朗讀し全院一致をもつてこれを可

決、松平議長は勅語奉答文撰呈のため宮中に參内、佐々木副議長代つて議長席に

つき日程に入り

一 全院委員長の選舉

開票の結果徳川國順公(火曜)多數を以て當選、次いで

一 常任委員の選舉

に移り各部において選舉のため同四十二

分休憩、午前十一時廿八分再開、閣僚席には板垣陸相、米内海相着席、松平議長

に起立して

議長は宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ奉答文を呈呈したところ天

皇陛下には重ねて優渥なる御勅語を賜

はりました

とて全員起立裡に勅語を捧讀、次いで日程を追加し

一 陸海軍に對する感謝決議案

を上程し提案趣旨説明のため

島津忠重公(火曜)登壇

昨年七月事變勃發以來陸海軍の赫々たる武勳は我等國民の常に感謝措く能はざるものである、今や星軍の占領地域は我國面積の二倍に及び事變は新しき段階に入りつゝある、これもとより御稟威の然らしむるところではあるが

星軍將士が克く困苦艱乏に耐へ、かく

の如き戰役を擴張せられたことに對し

感謝の外はない、又戰死者並にその遺

家族及び傷病兵諸士に對して深く感謝

するものである

昨年七月事變勃發以來陸海軍の赫々たる武勳は我等國民の常に感謝措く能はざるものである、今や星軍の占領地

域は我國面積の二倍に及び事變は新しき段階に入りつゝある、これもとより御稟威の然らしむるところではあるが

星軍將士が克く困苦艱乏に耐へ、かく

の如き戰役を擴張せられたことに對し

感謝の外はない、又戰死者並にその遺

兵並びに戦没者に對し御慰撫なる決議を頂きましたことは深く感謝に堪へないところである、直ちに前線將士に傳達するとともに戦没者の家族にも貴族院の御厚意を傳へることとする、時局

は愈々重大を加へ、我が眞の目的たる新東亞の建設は愈々その緒に就かんと

してゐる、將兵は益々奮闘して上聖旨に應り奉り下國民の興望に酬いんとするものである

陸下更ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發

擇トニ依リ東亞ノ新秩序ヲ建設シテ東

亞永遠ノ安定期ヲ確保セムコトヲ示サセ

ノ如キヲ得ムヤ

米内海相

只今滿場一致の院議により我が海軍將兵並に戦死傷者に對し御慰撫なる決議を頂き感謝するものである、速に

兵並に戦死傷者に對し御慰撫なる決議を頂き感謝するものである、速に

兵並びに戦没者に對し御慰撫なる決議爰ニ第七十四回帝國議會開院ノ盛典ヲ行ハセラレ優渥ナル

ク艱難ヲ排シテ已ニ支那ノ要域ヲ戡定シタリ寔ニ

勅語ヲ賜フ恭ク惟ルニ忠勇ナル皇師ハ克

達するとともに戦没者の家族にも貴族

院の御厚意を傳へることとする、時局

は愈々重大を加へ、我が眞の目的たる新東亞の建設は愈々その緒に就かんと

してゐる、將兵は益々奮闘して上聖旨に應り奉り下國民の興望に酬いんとするものである

陸下更ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發

擇トニ依リ東亞ノ新秩序ヲ建設シテ東

亞永遠ノ安定期ヲ確保セムコトヲ示サセ

ノ如キヲ得ムヤ

米内海相

只今滿場一致の院議により我が海軍將兵並に戦死傷者に對し御慰撫なる決議を頂き感謝するものである、速に

兵並に戦死傷者に對し御慰撫なる決議を頂き感謝するものである、速に

兵並びに戦没者に對し御慰撫なる決議を頂きましたことは深く感謝に堪へないところである、直ちに前線將士に傳達するとともに戦没者の家族にも貴族院の御厚意を傳へることとする、時局

は愈々重大を加へ、我が眞の目的たる新東亞の建設は愈々その緒に就かんと

してゐる、將兵は益々奮闘して上聖旨に應り奉り下國民の興望に酬いんとするものである

陸下更ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發

擇トニ依リ東亞ノ新秩序ヲ建設シテ東

亞永遠ノ安定期ヲ確保セムコトヲ示サセ

ノ如キヲ得ムヤ

米内海相

只今滿場一致の院議により我が海軍將兵並に戦死傷者に對し御慰撫なる決議を頂き感謝するものである、速に

兵並に戦死傷者に對し御慰撫なる決議を頂き感謝するものである、速に

兵並びに戦没者に對し御慰撫なる決議を頂きましたことは深く感謝に堪へないところである、直ちに前線將士に傳達するとともに戦没者の家族にも貴族院の御厚意を傳へることとする、時局

は愈々重大を加へ、我が眞の目的たる新東亞の建設は愈々その緒に就かんと

してゐる、將兵は益々奮闘して上聖旨に應り奉り下國民の興望に酬いんとするものである

陸下更ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發

擇トニ依リ東亞ノ新秩序ヲ建設シテ東

亞永遠ノ安定期ヲ確保セムコトヲ示サセ

ノ如キヲ得ムヤ

米内海相

只今滿場一致の院議により我が海軍將兵並に戦死傷者に對し御慰撫なる決議を頂き感謝するものである、速に

兵並に戦死傷者に對し御慰撫なる決議を頂き感謝するものである、速に

兵並びに戦没者に對し御慰撫なる決議を頂きましたことは深く感謝に堪へないところである、直ちに前線將士に傳達するとともに戦没者の家族にも貴族院の御厚意を傳へることとする、時局

は愈々重大を加へ、我が眞の目的たる新東亞の建設は愈々その緒に就かんと

してゐる、將兵は益々奮闘して上聖旨に應り奉り下國民の興望に酬いんとするものである

陸下更ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發

擇トニ依リ東亞ノ新秩序ヲ建設シテ東

亞永遠ノ安定期ヲ確保セムコトヲ示サセ

ノ如キヲ得ムヤ

米内海相

只今滿場一致の院議により我が海軍將兵並に戦死傷者に對し御慰撫なる決議を頂き感謝するものである、速に

兵並に戦死傷者に對し御慰撫なる決議を頂き感謝するものである、速に

兵並びに戦没者に對し御慰撫なる決議を頂きましたことは深く感謝に堪へないところである、直ちに前線將士に傳達するとともに戦没者の家族にも貴族院の御厚意を傳へることとする、時局

は愈々重大を加へ、我が眞の目的たる新東亞の建設は愈々その緒に就かんと

してゐる、將兵は益々奮闘して上聖旨に應り奉り下國民の興望に酬いんとするものである

陸下更ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發

擇トニ依リ東亞ノ新秩序ヲ建設シテ東

亞永遠ノ安定期ヲ確保セムコトヲ示サセ

ノ如キヲ得ムヤ

米内海相

只今滿場一致の院議により我が海軍將兵並に戦死傷者に對し御慰撫なる決議を頂き感謝するものである、速に

議案の採擇を順次に行ひ、何れも全員起立、萬雷の如き拍手裡に滿場一致兩決議案を可決、このとき

小山議長 賽死者の英靈に對し敬弔の意を表するため默禱を擇ける、全員の御起立を乞ふ

と述べれば、全員起立し一分間の默禱を擇げ、次いで兩決議案に對し謝辞を述べるため

板垣陸相登壇

直ちに前線將兵に傳達するとともに戰死者の英靈に奉告する

衆議院の嚴篤なる決議に對し全陸軍を代表して謝意を表する、決議の趣旨は

直ちに前線將兵に傳達するとともに戰

死者の英靈に奉告する

衆議院の嚴篤なる決議に對し全陸軍を

代表して謝意を表する、決議の趣旨は

直ちに前線將兵に傳達するとともに戰

死者の英靈に奉告する

衆議院の嚴篤なる決議に對し全陸軍を

代表して謝意を表する、決議の趣旨は

直ちに前線將兵に傳達するとともに戰

死者の英靈に奉告する

衆議院の嚴篤なる決議に對し全陸軍を

代表して謝意を表する、決議の趣旨は

直ちに前線將兵に傳達するとともに戰

死者の英靈に奉告する

衆議院の嚴篤なる決議に對し全陸軍を

代表して謝意を表する、決議の趣旨は

直ちに前線將兵に傳達するとともに戰

死者の英靈に奉告する

過去卅年間、大過なく在職し得たのは先輩同僚及び選舉民諸君の御援助指導によるものである、今後益々勤勉努力して君の御期待に副ふ考へである

と云々謝辞を述べかくて議長より

休會明けの開會期につきなるべく速かに開會するやう政府に申出たが事務の

都合上一月廿日迄は開會不可能とのこ

とにつき例年通り一月廿日まで休會す

る

と述べ、諸般の報告あつて年内の議事全

部を終了し同二時四十分散會

した陸海軍に對する感謝決議並に戰死者

に對する敬弔決議の全文左の如し

△陸海軍に對する感謝決議

廿七日午後の衆議院本會議において可決

した陸海軍に對する感謝決議並に戰死者

に對する敬弔決議の全文左の如し

櫻井兵五郎、眞鍋儀十、山本厚三、中山

理事 福田關次郎(民)

委員長 小林三郎(民)

理 事 松尾孝之(民)

稻田直道(政)

玉野知義(政)

佐竹晴記(社)

△誦願委員

委員長 佐保畢雄(政)

理 事 坂東幸太郎(民)

愛野時一郎(民)

川崎巳之太郎(政)

伊藤岩男(政)

佐藤義雄(社)

△常任委員長 常任委員各候補並に院

内幹事は院内總務一任に決し終つて小泉

又次郎氏の發聲により兩院下萬歳木檜新

會長の發聲により民政黨萬歳三唱して

同四時閉會引續き同四時半より丸の内中

央亭本店に於て議員懇談會を開き勢揃ひ

を終つた

△民政幹事長挨拶【二・三】 日支事變勃

事入り、院内總務は慣例により選舉を

省略して總裁指名一任に決定、仍つて町

田納義より主任總務係孫一氏以下別項の

如く指名發表あり、これに對し儀氏新役

員を代表して挨拶をなし續いて全院委員

長 常任委員長、常任委員各候補並に院

内幹事は院内總務一任に決し終つて小泉

又次郎氏の發聲により兩院下萬歳木檜新

會長の發聲により民政黨萬歳三唱して

同四時閉會引續き同四時半より丸の内中

央亭本店に於て議員懇談會を開き勢揃ひ

を終つた

△民政幹事長挨拶【二・三】 日支事變勃

事入り、院内總務は慣例により選舉を

省略して總裁指名一任に決定、仍つて町

田納義より主任總務係孫一氏以下別項の

如く指名發表あり、これに對し儀氏新役

員を代表して挨拶をなし續いて全院委員

長 常任委員長、常任委員各候補並に院

内幹事は院内總務一任に決し終つて小泉

又次郎氏の發聲により兩院下萬歳木檜新

會長の發聲により民政黨萬歳三唱して

同四時閉會引續き同四時半より丸の内中

央亭本店に於て議員懇談會を開き勢揃ひ

を終つた

△民政幹事長挨拶【二・三】 日支事變勃

事入り、院内總務は慣例により選舉を

省略して總裁指名一任に決定、仍つて町

田納義より主任總務係孫一氏以下別項の

如く指名發表あり、これに對し儀氏新役

員を代表して挨拶をなし續いて全院委員

長 常任委員長、常任委員各候補並に院

内幹事は院内總務一任に決し終つて小泉

又次郎氏の發聲により兩院下萬歳木檜新

會長の發聲により民政黨萬歳三唱して

同四時閉會引續き同四時半より丸の内中

央亭本店に於て議員懇談會を開き勢揃ひ

を終つた

△民政幹事長挨拶【二・三】 日支事變勃

事入り、院内總務は慣例により選舉を

省略して總裁指名一任に決定、仍つて町

田納義より主任總務係孫一氏以下別項の

如く指名發表あり、これに對し儀氏新役

員を代表して挨拶をなし續いて全院委員

長 常任委員長、常任委員各候補並に院

内幹事は院内總務一任に決し終つて小泉

又次郎氏の發聲により兩院下萬歳木檜新

會長の發聲により民政黨萬歳三唱して

同四時閉會引續き同四時半より丸の内中

央亭本店に於て議員懇談會を開き勢揃ひ

を終つた

△民政幹事長挨拶【二・三】 日支事變勃

事入り、院内總務は慣例により選舉を

省略して總裁指名一任に決定、仍つて町

田納義より主任總務係孫一氏以下別項の

如く指名發表あり、これに對し儀氏新役

員を代表して挨拶をなし續いて全院委員

長 常任委員長、常任委員各候補並に院

内幹事は院内總務一任に決し終つて小泉

又次郎氏の發聲により兩院下萬歳木檜新

會長の發聲により民政黨萬歳三唱して

同四時閉會引續き同四時半より丸の内中

央亭本店に於て議員懇談會を開き勢揃ひ

を終つた

△民政幹事長挨拶【二・三】 日支事變勃

事入り、院内總務は慣例により選舉を

省略して總裁指名一任に決定、仍つて町

田納義より主任總務係孫一氏以下別項の

如く指名發表あり、これに對し儀氏新役

員を代表して挨拶をなし續いて全院委員

長 常任委員長、常任委員各候補並に院

内幹事は院内總務一任に決し終つて小泉

又次郎氏の發聲により兩院下萬歳木檜新

會長の發聲により民政黨萬歳三唱して

同四時閉會引續き同四時半より丸の内中

央亭本店に於て議員懇談會を開き勢揃ひ

を終つた

△民政幹事長挨拶【二・三】 日支事變勃

事入り、院内總務は慣例により選舉を

省略して總裁指名一任に決定、仍つて町

田納義より主任總務係孫一氏以下別項の

如く指名發表あり、これに對し儀氏新役

員を代表して挨拶をなし續いて全院委員

長 常任委員長、常任委員各候補並に院

内幹事は院内總務一任に決し終つて小泉

又次郎氏の發聲により兩院下萬歳木檜新

會長の發聲により民政黨萬歳三唱して

同四時閉會引續き同四時半より丸の内中

央亭本店に於て議員懇談會を開き勢揃ひ

を終つた

△民政幹事長挨拶【二・三】 日支事變勃

事入り、院内總務は慣例により選舉を

省略して總裁指名一任に決定、仍つて町

田納義より主任總務係孫一氏以下別項の

如く指名發表あり、これに對し儀氏新役

員を代表して挨拶をなし續いて全院委員

長 常任委員長、常任委員各候補並に院

内幹事は院内總務一任に決し終つて小泉

又次郎氏の發聲により兩院下萬歳木檜新

會長の發聲により民政黨萬歳三唱して

同四時閉會引續き同四時半より丸の内中

央亭本店に於て議員懇談會を開き勢揃ひ

を終つた

△民政幹事長挨拶【二・三】 日支事變勃

事入り、院内總務は慣例により選舉を

省略して總裁指名一任に決定、仍つて町

田納義より主任總務係孫一氏以下別項の

如く指名發表あり、これに對し儀氏新役

員を代表して挨拶をなし續いて全院委員

長 常任委員長、常任委員各候補並に院

内幹事は院内總務一任に決し終つて小泉

又次郎氏の發聲により兩院下萬歳木檜新

會長の發聲により民政黨萬歳三唱して

同四時閉會引續き同四時半より丸の内中

央亭本店に於て議員懇談會を開き勢揃ひ

を終つた

△民政幹事長挨拶【二・三】 日支事變勃

事入り、院内總務は慣例により選舉を

省略して總裁指名一任に決定、仍つて町

田納義より主任總務係孫一氏以下別項の

如く指名發表あり、これに對し儀氏新役

員を代表して挨拶をなし續いて全院委員

長 常任委員長、常任委員各候補並に院

内幹事は院内總務一任に決し終つて小泉

又次郎氏の發聲により兩院下萬歳木檜新

會長の發聲により民政黨萬歳三唱して

同四時閉會引續き同四時半より丸の内中

央亭本店に於て議員懇談會を開き勢揃ひ

を終つた

△民政幹事長挨拶【二・三】 日支事變勃

事入り、院内總務は慣例により選舉を

省略して總裁指名一任に決定、仍つて町

田納義より主任總務係孫一氏以下別項の

如く指名發表あり、これに對し儀氏新役

員を代表して挨拶をなし續いて全院委員

長 常任委員長、常任委員各候補並に院

内幹事は院内總務一任に決し終つて小泉

又次郎氏の發聲により兩院下萬歳木檜新

會長の發聲により民政黨萬歳三唱して

同四時閉會引續き同四時半より丸の内中

央亭本店に於て議員懇談會を開き勢揃ひ

を終つた

△民政幹事長挨拶【二・三】 日支事變勃

事入り、院内總務は慣例により選舉を

省略して總裁指名一任に決定、仍つて町

田納義より主任總務係孫一氏以下別項の

如く指名發表あり、これに對し儀氏新役

員を代表して挨拶をなし續いて全院委員

長 常任委員長、常任委員各候補並に院

内幹事は院内總務一任に決し終つて小泉

又次郎氏の發聲により兩院下萬歳木檜新

會長の發聲により民政黨萬歳三唱して

同四時閉會引續き同四時半より丸の内中

央亭本店に於て議員懇談會を開き勢揃ひ

を終つた

△民政幹事長挨拶【二・三】 日支事變勃

事入り、院内總務は慣例により選舉を

省略して總裁指名一任に決定、仍つて町

田納義より主任總務係孫一氏以下別項の

如く指名發表あり、これに對し儀氏新役

員を代表して挨拶をなし續いて全院委員

長 常任委員長、常任委員各候補並に院

内幹事は院内總務一任に決し終つて小泉

又次郎氏の發聲により兩院下萬歳木檜新

會長の發聲により民政黨萬歳三唱して

同四時閉會引續き同四時半より丸の内中

央亭本店に於て議員懇談會を開き勢揃ひ

を終つた

△民政幹事長挨拶【二・三】 日支事變勃

添田敬一郎	平川松太郎	岡本實太郎	山耕藏、野田文一郎、鶴見祐輔、松田
池田秀雄	小山倉之助	青木亮貫	淺七、山田六郎、森田寅次郎、松浦周
中井川浩	武知勇記	太郎、遠山房吉、土屋竜、塚本三、山	田順策、福田鬪次郎、西田郁平、古田
内藤正剛	木檜三四郎	喜三太、小林三郎、村瀬武男、土屋清	喜三郎、宇賀四郎
信太儀右衛門	中野邦一	原玉重、松尾三藏、長井源、伊藤五郎	△決算委員 中村梅吉、飯田助夫、古島義英、木村
議案係添田、池田、内藤	中井川、添田(兼)	南雲正朔、服部英明、木原七郎、田村	太郎、遠山房吉、土屋竜、塚本三、山
院内幹事	委員係青木、岡本、平川(兼)	秀吉、仲井間宗一、一松定吉	田順策、福田鬪次郎、西田郁平、古田
【三・二】 民政黨常任委員	中井川、添田(兼)	△議報委員 長野高一、池田清秋、北原阿智之助、	喜三太、小林三郎、村瀬武男、土屋清
【三・三】 民政黨の常任委員左の如し	議事、交渉、庶務係 武知、小山、	林平馬、中川重春、中西三郎、坂東幸	喜三郎、宇賀四郎
泉純也、成島勇、今成留之助、森田重	長野長廣、小林房之助、坂下仙一郎、	太郎、片岡恒一、渡邊玉三郎、津倉	△決算委員 中村梅吉、飯田助夫、古島義英、木村
次郎、福田悌夫、田中邦治、土田壯助	松尾三造、卯尾毅太郎	作、伊東東一郎、池本甚四郎、川添隆	太郎、遠山房吉、土屋竜、塚本三、山
長野長廣、小林房之助、坂下仙一郎、	田悌夫、長野長廣	愛野時一郎、清鶴、卯尾田毅太郎、福	田順策、福田鬪次郎、西田郁平、古田
松尾三造、卯尾毅太郎	午後二時より總務會を開會した、即ち當日午後零時半より總務會、一時より幹部會、一時半より常議員會を開いて諸般の準備を完了	太郎、片岡恒一、渡邊玉三郎、津倉	喜三太、小林三郎、村瀬武男、土屋清
午後二時より議員總會に入り、鳩山、前	午後二時より議員總會に入り、鳩山、前	作、伊東東一郎、池本甚四郎、川添隆	喜三郎、宇賀四郎
豫算委員	午後二時より議員總會に入り、鳩山、前	愛野時一郎、清鶴、卯尾田毅太郎、福	△決算委員 中村梅吉、飯田助夫、古島義英、木村
中島彌蔵次、眞野儀十、多田滿長、豊	田、中島、鳥田谷代行、小久保、川村、	太郎、片岡恒一、渡邊玉三郎、津倉	太郎、遠山房吉、土屋竜、塚本三、山
田豊吉、濱野徹太郎、松田竹千代、山	宮田、濱田以下各顧問、總務、幹事長、	作、伊東東一郎、池本甚四郎、川添隆	田順策、福田鬪次郎、西田郁平、古田
本厚三、宮澤胤勇、北條吉、櫻井兵五	幹事、貴衆兩院議員等百八十餘名出席、	愛野時一郎、清鶴、卯尾田毅太郎、福	喜三太、小林三郎、村瀬武男、土屋清
本厚三郎、中山龍藏、前田房之助、小	先づ堀切善兵衛氏を會長に推したる後砂	太郎、片岡恒一、渡邊玉三郎、津倉	喜三郎、宇賀四郎
山谷藏、小川郷太郎、矢野庄太郎、牧	集されます、今期議會は日支聖戰下に	作、伊東東一郎、池本甚四郎、川添隆	△決算委員 中村梅吉、飯田助夫、古島義英、木村
郎、川崎克、加藤綱一、堤康次郎、西	第七十四議會はいよ／＼明日を以て召	愛野時一郎、清鶴、卯尾田毅太郎、福	太郎、遠山房吉、土屋竜、塚本三、山
村金三郎、中山龍藏、前田房之助、小	集されます、今期議會は日支聖戰下に	太郎、片岡恒一、渡邊玉三郎、津倉	田順策、福田鬪次郎、西田郁平、古田
山谷藏、小川郷太郎、矢野庄太郎、牧	第七十四議會はいよ／＼明日を以て召	作、伊東東一郎、池本甚四郎、川添隆	喜三太、小林三郎、村瀬武男、土屋清

☆ 政友會

迎へる第四次議會であります。事變は今や長期建設の新段階に入り東亞の再建といふ帝國に課せられた非常重大使命が當面の課題となつて來た今日召集される意味に於て實に我が憲政始つて以來の重大議會であると確信するものであります。謾々として進んで僥幸の帝國の巨歩は今や世界の現状維持國にとつて一大脅威と化し政治經濟の各部面に重大なる摩擦を誘致するやの状勢にあります。即ちこれを検しまするに英米佛三國は共同の歩調を以て事毎に帝國に壓迫を加へんとし又ソ聯は帝國の既得権益を蹂躪し、挑戦にも等しい暴状を繰返して居り、その状勢は遼東遷附時代にも匹敵する四國干渉時代を現出せんとしてゐる有様であります。この重大時機に於て政府の施政にして誤りあらんか、帝國の興廢忽ち岐れる所となるのであります。この意旨に於て近衛内閣を総撻支援して國政運用に誤りながらしめることは今次議會に課されたる重大使命なりと信するのみならず、又蹇々躬射の節を效す所以なりと信じます。爰に我黨はこの使命達成のため立憲民政黨と緊密なる聯携を保ち大政翼賛の責を遂行するにつき特に諸君の協心戮力を希望して止まぬ次第であります。

一 常任委員候補者豫選の件
一 勅語奉答文起草委員選定の件
三件を幹部一任として代議士會を開後四時より一同打揃つて芝三線亭の件
懇親會に臨み爰に勢揃ひを完了、同散會した

島田代行委員採擇【三・三】廿三日
友会議員總會に於ける島田代行委員採擇は左の如くである

今次事變の進展は既に武漢三鎮、廣等の攻略により支那に於ける殆んどの要衝は皇軍の席捲するところとなり、蔭政権も事實に於て一地方政權轉落し去つたのであります。

是れ偏へに上 御稟威の下に殉國の誠に燃ゆる皇軍武威の然らしむるところでありまして、深く我等國民の感歎能はざるところであります。

然れども今次聖戰の目標は新支那の設にあることは勿論でありますて此段階に到達せる今日こそ國民は更に一段の覺悟を要するの秋なりと信じます。思ふにす筈末履の諺の如く前途は多難でありませう、先般の事變一週に際し賜はれた御勅語に於て畏々と官民愈々其ノ本分ヲ盡シ艱難ヲ克べき總てと詣誦致すのであります。

而して此が禦旨に剖ふの道は物心兩困苦ニ堪へ益々國家ノ總力ヲ擲ケラムに亘る全國民の一人残らずの參加、ち國民の衷心よりの協力であります。而も國民は今やその決心と覺悟の程成セムコトヲ期セヨ

事に觸れ、折に臨んで遺憾なく發現しつゝあることは邦家のため誠に欣快に堪へませぬ。この時に於て國民を指導し此に方向を與ふる政府當局の責任の重且つ大なることは申すまでもあります。故に政府は再思三省常に思を茲に致し聖戰目的達成のため内治外交の各部門に亘り常に検討を怠てはなりません。而して我等國政に參與しまする者も同時に深く自戒自肅の要ありと存じます。即ち講政翼賛の重任を帯びる我々と致しましては殊に國家休戚の爲に是なりと信ずるところは忌憚なく議を盡して政府當局をして誤りながらして之をこそ聖戰下奉公の所以なりと信じます。此の意味に於て今議會は誠に重大なる意義を有するのであります。若し夫れ時局に處すべき諸政策に至りますては今茲に之を省略致しまするが、我等多年の主張たる大陸政策の根幹が今日の時局に於ても寸毫の變更を要せず愈々益々此が積極的遂行を必要とするに至りましたことは我黨の心密に國家のため欣快に存する所であります。

小串清一、江原三郎、小笠原八十美、

庄司一郎、池田七郎、兵衛、馬岡次郎、

森榮藏、山川頼三郎、松浦伊平、浅井

茂猪、藤生安太郎、増永元也

政友院内役員事務分擔

【三・四】政友會の院内役員事務分擔は左の如く決定した

△議事係

総務 堀切、高橋、岡田、西岡、深澤

幹事 篠原、立川(平)、藤生、増永

高橋(圓)

△委員係

總務 志賀、西村、上田、原口

幹事 東條、羽田、松浦、池田

△政務調査係

総務 大口、若宮、松村、加藤(知)

幹事 鈴木、服部

幹事 松川、田中、小笠原(八)、小串

△各派交渉係

總務 今井、寺田、宮澤(裕)、土倉、

幹事 小高、綾部、依光、江原、馬岡

△庶務係

總務 木下(成)、松野、宮脇

幹事 庄司、鹽川、森、山川、太田

△議場内交渉係 小高、綾部、依光

△議事會報告書起草委員

政友會常任委員

起草委員は廿六日左の如く決定した

松村光三、小林絹治、東條貞、羽田武

嗣郎、増永元也

【三・五】政友會の第七十四議會報告書

起草委員は廿六日左の如く決定した

星川正次郎、同 紅曉昭、同

森榮藏、山川頼三郎、松浦伊平、浅井

茂猪、藤生安太郎、増永元也

【三・六】政友會選出の常任委員は左の如く決定した

△總算委員

安藤正純、河野一郎、佐藤洋之助、東

武、西方利馬、星一、猪野毛利策、武

田徳三郎、大野伴睦、小笠原三九郎、

板野友造、世耕弘一、中井一夫、小谷

節夫、森田福市、大本貞太郎、田中亮

一、永田良吉、松村光三、大口喜六、

若宮貞大

△決算委員

理事 松尾孝之、同 稲田直道

坪山徳彌、金澤正雄、瀧澤七郎、中田

儀、箸本太吉、樋口義右衛門、濱地

文平、松山常次郎、森幸太郎、西川貢

一、沖田鑑三、國光五郎、石井徳久次

小野廉、一ノ瀬俊民

△總算委員

一 勅語奉答文起草委員 鈴木文治

一 全院委員長 非常時議會なるに鑑み

全院一致を以て選舉し得る者を推すこ

とゞ各派に合流すること

△請願委員

理事 立川平

本田義成、大内竹之助、大石倫治、泉

國三郎、松本弘、木村作次郎、曾和義

式、林讓治、崎山嗣朝

(一) 決算委員 佐竹晴記、井上良一

(二) 決算委員 佐保華雄、理事 川崎巳之太

委員長 佐保華雄、理事 川崎巳之太

郎、同 伊東岩男

△請願委員

木下(成)、松野、宮脇

高橋泰雄、田中源、小平重吉、工藤十

三雄、田代正治、庄司一郎、丸山辨三

郎、高見之通、倉元要一、庄晋太郎、

森田政義、高畠鶴太郎、行吉角治、井

上知治

△建議委員

委員長 青山憲三、理事 田中源三郎

石坂慶平、吉植庄亮、小山田義孝、宮

本雄一郎、江羅直三郎、松浦伊平、鶴

市、小見山七十五郎

社大代議士會

【三・三】社大代議士會では議會對策協議

のため廿三日午前十時より本部で開催され

て後、安部委員長より別項の如き採用され

り、終つて協議に入り左の事項を決定し

正午過ぎ散會した

一 勅語奉答文起草委員 鈴木文治

一 全院委員長 非常時議會なるに鑑み

全院一致を以て選舉し得る者を推すこ

とゞ各常任委員

(イ) 決算委員 水谷長三郎、鶴井貢

一郎、山崎劍一、川村保太郎、永井

一夫

(ロ) 決算委員 佐竹晴記、井上良一

(ハ) 請願委員 杉山元治郎

(ニ) 請願委員 中村高一、米澤滿亮

(ホ) 建議委員 緑本重蔵、阿部茂夫

蒲地慶之輔

△請願委員

河合義一

杉山元治郎

(一) 請願委員 松永義雄、岡崎憲、

(二) 請願委員 中村高一、米澤滿亮

(ホ) 建議委員 緑本重蔵、阿部茂夫

蒲地慶之輔

△建議委員

庄司一郎、池田七郎、兵衛、馬岡次郎、

森榮藏、山川頼三郎、松浦伊平、浅井

茂猪、藤生安太郎、増永元也

△議事會報告書起草委員

政友會常任委員

起草委員は廿六日左の如く決定した

星川正次郎、同 紅曉昭、同

森榮藏、山川頼三郎、松浦伊平、浅井

茂猪、藤生安太郎、増永元也

△議事會報告書起草委員

政友會常任委員

起草委員は廿六日左の如く決定した

第一ある。思ふに今次事變の前途は尙遠く東亞の天地に新しい協同體の出現を見

るまで事變の完成は斷じてなく、東亞協

同體建設の途上に於ては第三國との關係

議士並に本部各常任委員出席、本部一體

極めて微妙であり常に危機を胎むものと

信するが故に、國民の一人々々に至るま

でよく時局の重大性を理解し喜んで國難

突破に協力するの意悟を有すべきである

然しながら長期建設をなすべき方策があるので

自ら長期建設をなすべき方策があるので

あつて、最も急務なることは國內の改革

である、國內革新の第一歩は事變處理の

ためによる國內の政治的統一的勢力の結

果である、我が黨はこの目的のためにも

己を犠牲して大馬の勞を執るべきことを

誓つたのである、我が黨は勿論近衛内閣

を積極的に支援して、革新政策の執行を

期するのであるが、そのためには内閣自

體も自らを強化し、進んで時難克服の熱

情を披瀝すべきである、我々は近衛内閣

に更に積極的態度を要望して止まぬ

この意味に於て將に開かんとする第七十

四議會は眞の國策議會なりと云ふことが

出来る、議會の前途に就ては頃來兎角の

意見あるも、下意上達の眞の國策機關は

議會の他にない、從つて議會が充分にそ

の機能を發揮し得るや否やは我が國政治

の將來にとつても至大なる關係を有つ、

それ故我が黨としては來るべき議會が戰

時議會たるに適しき活動をなし得るや

う既にその方針を定めそれが具體化を講

められたる事變は既に一年有半の歳月に閑した

が、御威威の下外は軍隊將兵の並々なら

ぬ御勞苦に依つて殆んど全ての重要な據點

を占據し、内は統領國民の熱誠に依つて

微動だもすることなく益々長期建設の態

勢を堅へつゝあるのは同様に堪へざる次

は第七十四議會に臨むに當り各派に率先

△安達總裁演説

米國は縣政權に對し二千五百萬ドルの

借款を許與しました、英國もまた自下

國同下院で討議せられたる輸出保

證擴張案が通過すれば右政權に對し一

千萬ポンドの信用を與ふる方針である

ことが明白となりました、右兩國の國

民政府に許與する信用なるものはその

金額に於ては大なるものではありませ

ぬ(邦貨に換算すれば億に二億六千三

百萬圓に過ぎず)然し乍ら其の用途は

往時の棉麥借款などとは全然その趣を

異にし、鐵道資材、トラック等の對支

輸出用であります、これ等の物資は近

世の戰爭に於ては純然たる軍需品であ

ります、現在在支の英國民及び米國民

が煦へて居る種々の不便なるものは一

に日支間の戰鬪の繼續に由るのであり

ますが、今英米が蔭を援助するといふ

事はこの日支の戰爭を永びさせる有力

な原因であります、今後戰鬪が永びく

事に由りて生ずる不便と損害は實に英

米兩國自身の責任に由來するのであり

ます、現地機關に於ても、亦、寸毫もこ

悟すべきであります、我國の外交指針

は常に正義と公平を念と致して居りま

す、現地機關に於ても、亦、寸毫もこ

悟すべきであります、我國の精神に於て相違はありません、然し

乍ら軍事行動の現実に行はれつゝある邦士に於て、公平なる第三國と敵國を援助しつゝある第三國との間には自ら取扱上の差別を生ずることあるは、是れ亦止むを得ないのです。斯る事態の生ずる場合に於ても我方には責任はないのであります。

韓國が漁業協定取締めを拒みつゝあるは全然理由のない事であります。彼が斯の如き態度に出で始めたのは、一昨年秋彼が日獨防共協定を覺知して以來のことであります。近時リトヴィノフ委員の主張する各種の抗辯は殊更に考案作出せられたるものに他なりません。北洋漁業權はボーツマス條約に明記せられ、大正十四年の日露基本條約に確認せられたる所でありますから先方がこの権利行使方法の協定に應ざるべきは自由且無制限に根本的権利行使すべきであります。

日本國民は帝國政府のこの決心には一致して支援を與へるのであります。新東亜建設のために必要なことは全國民の一一致努力であります。しかしながら政府の計画しつゝある國民再組織を益々謹密にしてその活動を能率的たらしめることは肝要であります。しかし只今政府の計画しつゝある國民再組織なるものが此の目的を達するに適當なる考案なりや否やは大なる疑問であります。

實變は長期建設の時期に入りました。所謂統制經濟は好むと好まざると拘らず今後は長期に亘りこれを施行する必要とします。統制の運営の當りは當局に廣範圍の裁量權が委ねられます。大石氏は議長に推し由谷幹事長よりの議報報告後、大石議長より院内役員並に議會常任委員を左の如く指名、休會明け

邦士に於て、公平なる第三國と敵國を援助しつゝある第三國との間には自ら取扱上の差別を生ずることあるは、是れ亦止むを得ないのであります。斯る事態の生ずる場合に於ても我方には責任はないのであります。

韓國が漁業協定取締めを拒みつゝあるは全然理由のない事であります。彼が斯の如き態度に出で始めたのは、一昨年秋彼が日獨防共協定を覺知して以來のことであります。近時リトヴィノフ

委員の主張する各種の抗辯は殊更に考案作出せられたるものに他なりません。北洋漁業權はボーツマス條約に明記せられ、大正十四年の日露基本條約に確認せられたる所でありますから先方がこの権利行使方法の協定に應ざるべきは自由且無制限に根本的権利行使すべきであります。

東方會代議士會

【三二】 東方會では廿一日午後一時より溜池の本部に代議士會を開き中野會長由谷幹事長外所屬代議士參集對議會策に關して協議を行つた結果左の諸事項を決定して同三時半散會した

一 菲律賓兼議會對策部長には大石大氏が當ること

一 院內役員は廿一日午後本部に全體會議を開き大石大氏より之を指名すること

一 東方會の對議會起居並に時局對策案は之を聲明とし廿一日全體會議終了後直ちに公表すること

一 東方會は廿一日午後五時より丸の内會館の總會に付議すべき聲明を左の如く發表せしめ東京に開くこと

天皇陛下萬歳
日本帝國萬歳

第一議員俱樂部議會陣容

【三三】 第一議員俱樂部の對議會策討議並に各常任委員銓衡に關する理事會は廿三日午後一時より丸の内國民同盟本部に開會青木(舊昭和會)小池(舊第一塾室)伊豆(國同)の各氏參集午後五時より丸の内會館の總會に付議すべき聲明を左の如く決定、終つて議會に際しての各常任委員を大々決定して四時散會した

△常任委員

一 決算委員 王野知義、鈴木正吾、朴徹也、小池四郎、笠井車治、安部賀春琴、坂本宗太郎、長谷長治、

一 諸議委員 陣軍吉、北勝太郎、安藤幸三、山崎常吉、曾木重貴、

一 建議委員 永山忠則、熊谷五右衛門、中野寅吉、藏原敏徳、井阪豊光、

一 懲罰委員 蔡國三四郎、江藤源九郎、筒牛凡夫

第一次戰の準備は第一次戰の徹底より直前東京に全國大會開催の件を決定し中野會長より同志激勵の演説あり別項聲明を發表、聖壽萬歲を三唱して四時半散會した

在支外國租界撤廢の日支國民運動を捲き起せ
國連民命を託せられたる閻僚諸氏は謹慎自戒、身を以て範を示し或は時に必要な指示を發し風氣の緊張に努力せらるべきであります。

☆ 東 方 會

△院內役員

一 院內純務 大石、三津、杉浦、田中
一 院內交涉係 木村、三田村、馬場
△常任委員

一 理算委員 由谷、渡邊
一 決算委員 小野
一 建議委員 三田村
一 諸議委員 青木
一 徵罰委員 馬場

最大犠牲を

革新の假面を被る反動強權政治を駁撃せよ
官僚統制經濟の是正
民間能力總調査の實施

國民は總てを擧げよ、血と力と生活の

天皇陛下萬歳
日本帝國萬歳

第一議員俱樂部議會陣容

【三三】 第一議員俱樂部の對議會策討議並に各常任委員銓衡に關する理事會は廿三日午後一時より丸の内國民同盟本部に開會青木(舊昭和會)小池(舊第一塾室)伊豆(國同)の各氏參集午後五時より丸の内會館の總會に付議すべき聲明を左の如く決定、終つて議會に際しての各常任委員を大々決定して四時散會した

△常任委員

一 決算委員 王野知義、鈴木正吾、朴徹也、小池四郎、笠井車治、安部賀春琴、坂本宗太郎、長谷長治、

一 諸議委員 陣軍吉、北勝太郎、安藤幸三、山崎常吉、曾木重貴、

一 建議委員 永山忠則、熊谷五右衛門、中野寅吉、藏原敏徳、井阪豊光、

一 懲罰委員 蔡國三四郎、江藤源九郎、筒牛凡夫

第一次戰の準備は第一次戰の徹底より直前東京に全國大會開催の件を決定し中野會長より同志激勵の演説あり別項聲明を發表、聖壽萬歲を三唱して四時半散會した

在支外國租界撤廢の日支國民運動を捲き起せ
國連民命を託せられたる閻僚諸氏は謹慎自戒、身を以て範を示し或は時に必要な指示を發し風氣の緊張に努力せらるべきであります。

☆ 東 方 會

△院內役員

一 院內純務 大石、三津、杉浦、田中
一 院內交涉係 木村、三田村、馬場
△常任委員

一 理算委員 由谷、渡邊
一 決算委員 小野
一 建議委員 三田村
一 諸議委員 青木
一 徵罰委員 馬場

最大犠牲を

革新の假面を被る反動強權政治を駁撃せよ
官僚統制經濟の是正
民間能力總調査の實施

國民は總てを擧げよ、血と力と生活の

天皇陛下萬歳
日本帝國萬歳

第一議員俱樂部議會陣容

【三三】 第一議員俱樂部の對議會策討議並に各常任委員銓衡に關する理事會は廿三日午後一時より丸の内國民同盟本部に開會青木(舊昭和會)小池(舊第一塾室)伊豆(國同)の各氏參集午後五時より丸の内會館の總會に付議すべき聲明を左の如く決定、終つて議會に際しての各常任委員を大々決定して四時散會した

△常任委員

一 決算委員 王野知義、鈴木正吾、朴徹也、小池四郎、笠井車治、安部賀春琴、坂本宗太郎、長谷長治、

一 諸議委員 陣軍吉、北勝太郎、安藤幸三、山崎常吉、曾木重貴、

一 建議委員 永山忠則、熊谷五右衛門、中野寅吉、藏原敏徳、井阪豊光、

一 懲罰委員 蔡國三四郎、江藤源九郎、筒牛凡夫

第一次戰の準備は第一次戰の徹底より直前東京に全國大會開催の件を決定し中野會長より同志激勵の演説あり別項聲明を發表、聖壽萬歲を三唱して四時半散會した

在支外國租界撤廢の日支國民運動を捲き起せ
國連民命を託せられたる閻僚諸氏は謹慎自戒、身を以て範を示し或は時に必要な指示を發し風氣の緊張に努力せらるべきであります。

☆ 東 方 會

△院內役員

一 院內純務 大石、三津、杉浦、田中
一 院內交涉係 木村、三田村、馬場
△常任委員

一 理算委員 由谷、渡邊
一 決算委員 小野
一 建議委員 三田村
一 諸議委員 青木
一 徵罰委員 馬場

最大犠牲を

革新の假面を被る反動強權政治を駁撃せよ
官僚統制經濟の是正
民間能力總調査の實施

國民は總てを擧げよ、血と力と生活の

天皇陛下萬歳
日本帝國萬歳

第一議員俱樂部議會陣容

【三三】 第一議員俱樂部の對議會策討議並に各常任委員銓衡に關する理事會は廿三日午後一時より丸の内國民同盟本部に開會青木(舊昭和會)小池(舊第一塾室)伊豆(國同)の各氏參集午後五時より丸の内會館の總會に付議すべき聲明を左の如く決定、終つて議會に際しての各常任委員を大々決定して四時散會した

△常任委員

一 決算委員 王野知義、鈴木正吾、朴徹也、小池四郎、笠井車治、安部賀春琴、坂本宗太郎、長谷長治、

一 諸議委員 陣軍吉、北勝太郎、安藤幸三、山崎常吉、曾木重貴、

一 建議委員 永山忠則、熊谷五右衛門、中野寅吉、藏原敏徳、井阪豊光、

一 懲罰委員 蔡國三四郎、江藤源九郎、筒牛凡夫

外・治政

句間大觀

満日注視の對支國交調整方針が近衛首相談の形式を以て宣明された。世界史に類なき我が獰然たる處士は猶太的帝國主義に對て一大痛撃たるを失はない。既に英米佛ソの反撃、抵抗も露骨な動きを見せてゐる。

かくて長期戦が愈々本格的となり戰時經濟強化の必要から、勵勤員法關係重要六勅令案が決定し、近く公布されることとなつたが、一方精神總動員機關改組の國民再組織は内務省中心の官僚色が過して又々立往生となり、更に議會制度審議會も貴族院改革案へ結論に達せず、多難な選舉法改正答申を以て一段落となる始末。之等を如何にするか、第七十四議會開會と共に緊切の問題となり、内閣再組織が先決問題として政界にも慌しい師走氣氛が展開された。

北洋漁業問題はソ聯の不誠意から交渉不調の懸念となり、無條約といつても日ソ基本條約は既存し、權益は炳乎として我物。いざといへば自由出漁の前例もあり、粘るに不足なし。こゝにも一つの總力戰がある。

権密院

定例本會議

【三・二】廿一日の定例本會議は議案なきため平沼、原正副議長を始め各顧問官は午前十時宮中控室に參集一同打拂ふて天機を奉伺して退下した

泰伺して御前を退下後再び控室に參集、本年は格別の議案もなきため本日を以て納會することとし年末の採擇を交して退下した

東亞新秩序建設方針宣言

【三・三】政府は歲に廟議決定せる日支國交調整に關する根本方針に基き東亞新秩序建設方針を中外に開明することに決し廿二日首相、外相、陸相、海相の四相

協議の結果同日午後九時廿五分近衛首相は午前十時宮中控室に參集の上午前

△近衛内閣總理大臣談

生の勢澎湃として起り、建設の氣運愈々高まる感を得せしむるものがある。是に於て政府は、更生新支那との關係に於てはその資源の開發利用上、日本に於てはその資源の開發利用上、日本に對し積極的に便宜を與ふることを以て帝國の眞實徹底を期するものである、日滿支三國は東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し、相互に連携友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである、之れが爲めには支那は先づ何よりも舊來の偏狹なる觀念を清算して抗日の愚と滿洲國に對する拘泥の情とを一擣することが必要である、即ち日本は支那が進んで滿洲國と完全なる國交を修めんことを卒直に要望するものである、次に東亞の天地にはコモンウェルスの勢力の存在を許すべからざるが故に、日本は日獨伊防共協定の精神に則り日支防共協定の締結を以て日支國交調整上喫緊の要件とするものである、而して支那に現存する實情に鑑み、此の防共の目的に對する充分なる保證を擧ぐる爲めには、同協定繼續期間中、特定地點に日本軍の防共駐屯を認むること及び内蒙地方を特殊防共地域とすべきことを要求するものである、日支經濟關係に就いては、日本は何等支那に於て經濟的獨占を行はんとするものに非ず、又新しき東亞を理解し之に即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制限するが如きことを支那に求むるものにも非ず、唯

たる如く、終始實、抗日國民政府の徹底的武力奮闘を期すると共に、支那に於ける同愛眞眼の士と相携へて東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとするものである、今や支那各地に於ては更生新支那の關係を調整すべき根本方針を内外に開明したことは實に時宜を得た

本は何等支那に於て經濟的獨占を行はんとするものに非ず、又新しき東亞を理解し之に即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制限するが如きことを支那に求むるものにも非ず、唯

てある。而して聲明内容が從來の政府聲明に數歩を進めてより具體的なことは財界としても最も重大大視してゐるが先づ日本と支那が彼此の經濟的關係を進一步に深めることを期するものである、即ち日支平等の原則に立つて、支那は

政府は本年再度の廢明に於て明かにし泰伺して御前を退下後再び控室に參集、本年は格別の議案もなきため本日を以て納會することとし年末の採擇を交して退下した

たる如く、終始實、抗日國民政府の徹底的武力奮闘を期すると共に、支那に於ける同愛眞眼の士と相携へて東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとするものである、今や支那各地に於ては更生新支那の關係を調整すべき根本方針を内外に開明したことは實に時宜を得た

▲首相相談 【三・四】池田藏相は廿四日午前九時半

廿三日午後四時興院首腦部會議散會後首相官邸に近衛首相を訪問種々要談した

▲内相、首相に報告 【三・五】未次内相は廿六日正午首相官邸に近衛首相を訪問、今期議會に内務省より提出すべき制案その他につき立案經過を報告し午後

生の勢澎湃として起り、建設の氣運愈々高まる感を得せしむるものがある。是に於て政府は、更生新支那との關係に於てはその資源の開發利用上、日本に於てはその資源の開發利用上、日本に對し積極的に便宜を與ふることを以て帝國の眞實徹底を期するものである、日滿支三國は東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し、相互に連携友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである、之れが爲めには支那は先づ何よりも舊來の偏狹なる觀念を清算して抗日の愚と滿洲國に對する拘泥の情とを一擣することが必要である、即ち日本は支那が進んで滿洲國と完全なる國交を修めんことを卒直に要望するものである、次に東亞の天地にはコモンウェルスの勢力の存在を許すべからざるが故に、日本は日獨伊防共協定の精神に則り日支防共協定の締結を以て日支國交調整上喫緊の要件とするものである、而して支那に現存する實情に鑑み、此の防共の目的に對する充分なる保證を擧ぐる爲めには、同協定繼續期間中、特定地點に日本軍の防共駐屯を認むること及び内蒙地方を特殊防共地域とすべきことを要求するものである、日支經濟關係に就いては、日本は何等支那に於て經濟的獨占を行はんとするものに非ず、又新しき東亞を理解し之に即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制限するが如きことを支那に求むるものにも非ず、唯

てある。而して聲明内容が從來の政府聲明に數歩を進めてより具體的なことは財界としても最も重大大視してゐるが先づ日本と支那が彼此の經濟的關係を進一步に深めることを期するものである、即ち日支平等の原則に立つて、支那は

政府は本年再度の廢明に於て明かにし泰伺して御前を退下後再び控室に參集、本年は格別の議案もなきため本日を以て納會することとし年末の採擇を交して退下した

たる如く、終始實、抗日國民政府の徹底的武力奮闘を期すると共に、支那に於ける同愛眞眼の士と相携へて東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとするものである、今や支那各地に於ては更生新支那の關係を調整すべき根本方針を内外に開明したことは實に時宜を得た

▲首相相談 【三・四】池田藏相は廿四日午前九時半

廿三日午後四時興院首腦部會議散會後首相官邸に近衛首相を訪問種々要談した

▲内相、首相に報告 【三・五】未次内相は廿六日正午首相官邸に近衛首相を訪問、今期議會に内務省より提出すべき制案その他につき立案經過を報告し午後

生の勢澎湃として起り、建設の氣運愈々高まる感を得せしむるものがある。是に於て政府は、更生新支那との關係に於てはその資源の開發利用上、日本に於てはその資源の開發利用上、日本に對し積極的に便宜を與ふることを以て帝國の眞實徹底を期するものである、日滿支三國は東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し、相互に連携友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである、之れが爲めには支那は先づ何よりも舊來の偏狹なる觀念を清算して抗日の愚と滿洲國に對する拘泥の情とを一擣することが必要である、即ち日本は支那が進んで滿洲國と完全なる國交を修めんことを卒直に要望するものである、次に東亞の天地にはコモンウェルスの勢力の存在を許すべからざるが故に、日本は日獨伊防共協定の精神に則り日支防共協定の締結を以て日支國交調整上喫緊の要件とするものである、而して支那に現存する實情に鑑み、此の防共の目的に對する充分なる保證を擧ぐる爲めには、同協定繼續期間中、特定地點に日本軍の防共駐屯を認むること及び内蒙地方を特殊防共地域とすべきことを要求するものである、日支經濟關係に就いては、日本は何等支那に於て經濟的獨占を行はんとするものに非ず、又新しき東亞を理解し之に即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制限するが如きことを支那に求むるものにも非ず、唯

てある。而して聲明内容が從來の政府聲明に數歩を進めてより具體的なことは財界としても最も重大大視してゐるが先づ日本と支那が彼此の經濟的關係を進一步に深めることを期するものである、即ち日支平等の原則に立つて、支那は

政府は本年再度の廢明に於て明かにし泰伺して御前を退下後再び控室に參集、本年は格別の議案もなきため本日を以て納會することとし年末の採擇を交して退下した

たる如く、終始實、抗日國民政府の徹底的武力奮闘を期すると共に、支那に於ける同愛眞眼の士と相携へて東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとするものである、今や支那各地に於ては更生新支那の關係を調整すべき根本方針を内外に開明したことは實に時宜を得た

▲首相相談 【三・四】池田藏相は廿四日午前九時半

廿三日午後四時興院首腦部會議散會後首相官邸に近衛首相を訪問種々要談した

▲内相、首相に報告 【三・五】未次内相は廿六日正午首相官邸に近衛首相を訪問、今期議會に内務省より提出すべき制案その他につき立案經過を報告し午後

(以下事業主と稱す)をして、職時に際し
其の者の實施すべき總動員業務たる事
業に關する計畫を設定せしめんとする

ときは當該事業主に對し其の範圍、程
度其の他必要なる事項を通知すべきこ
と

第二 事業主前號の規定に依り計畫を設
定したときは主務大臣の承認を受く
べきこと

第三 主務大臣は事業主に對し其の設定
したる計畫の補修又は訂正を命じ得る
こと

前號の規定は前項の場合に之を準用す
ること

第四 主務大臣事業主をして其の設定し
たる計畫に基き必要な演練を爲さし
めんとするときは其の要目を事業主に
通知すべきこと

事業主演練を終りたときは主務大臣
に對し其の演練に付必要な報告を爲
すべきこと

第五 主務大臣は計畫の設定又は演練に
關し報告を徵し又は當該官吏をして計
畫の設定若し演練を命ぜられたる者
の工場、事業場又は事務所等に臨檢し業
務の狀況又は帳簿書類其の他の物件を
検査せしめること

第六 主務大臣第一に依る計畫を設定せ
しめんとするときは豫め内閣總理大臣
に協議すること

第七 主務大臣必要あるときは本令の規
定に依る職權の一部を所管官廳等をし
て行はしめること

第八 外地に於ても前號に準じ本制度を
實施すること

〔諮詢第十一號〕

試験研究に關する勅令案要綱(第廿
五條關係)

▲總動員審議會特別委員會【三・四】第
四回國家總動員審議會特別委員會は廿四
日午前十時より首相官邸に開會、渡邊千
冬委員長以下各特別委員、政府側より青
木企畫院次長以下各關係官出席、未決定

修理を業とする者(以下事業主と稱す)
又は試験研究機關の管理者に對し試験
研究の項目其の他必要なる事項を定め

試験研究を命じ得ること。

第二 主務大臣試験研究を命ぜんとする
ときは豫め内閣總理大臣に協議するこ
と

第一の規定に基き試験研究を命ぜ
られたる者は試験研究の實施計畫を提
出すべきこと

主務大臣必要ありと認むるときは前項
の實施計畫の變更を命じ得ること

第四 試験研究を命ぜられたる者其の試
驗研究を終了したときは試験研究成
績を主務大臣に報告すべきこと

試験研究を命ぜられたる者又は試験研
究の擔任者其の試験研究に關し爲した
る發明又は考案に付特許出願又は實用
新案登録出願を爲したるとき亦前項に
同じきこと

一 諒問第十四號工場における就業時間
案要綱

一 諒問第十四號工場における就業時間
制限に關する勅令案要綱

右兩案を一括議題として質疑應答の後採
決に入り満場一致可決、次いで

一 諒問第十五號總動員物資の使用又は
收用に關する勅令案要綱

一 諒問第十七號 工場及び事業場の使
用又は收用に關する勅令案要綱

一 諒問第十八號 土地又は家屋その他
工作物の管理使用又は收用に關する勅
令案要綱

一 諒問第十九號 工場事業場の收用並
同十四號就業時間に關する條項に對し
る質疑應答

豊田豐吉氏 賃金以外に飲食等を與へ
る場合は賃金統制で監督するのか

△諒問第十三號賃金統制に關する條項及
其の他の問題

同十四號就業時間に關する條項に對し
る質疑應答

△諒問第十六號 會社利配當の制限等
に關する勅令案要綱

一 諒問第十六號 會社利配當の制限等
に關する勅令案要綱

を實施すること

旨の希望あつて五時廿分散會した、質疑

應答の主なるもの左の如し

成田局長 今直らにはさうしない

川島正次郎氏 過日來審議しつゝある勅
令案以外最近實施を要する勅令案あり

成田局長 本勅令を施行すれば自ら標準

青木企畫院次長 常當分此の程度に止めた

と考へてゐる

清瀬一郎氏 配當制限の條項は内地の會
社に適用されるが將來支那法人となる

淺沼氏 勞資一體産業報國運動を法制化

会社も相當出來る事と思ふがこれにも

廣瀬次官 同運動は目下宣傳普及時代で

適用するか

青木次長 政治的手段で適當に處理した

いと考へる、北支開發、中支振興兩會

社の如き大陸開發會社の小會社に對し

ては親會社の監督でやりたい

者初給賃金は厚生大臣又は地方長官

目下其の準備はない

小川郷太郎氏 今日迄の物資動員計畫は

軍需貿易、船舶であつたが今後はどう

するか

青木次長 擴充を要するのは重工業のみ

でなく民需に就ても擴充の必要ありと
考へてゐる

△諒問第十三號賃金統制に關する條項及
其の他の問題

同十四號就業時間に關する條項に對し
る質疑應答

△第十二號總動員物資の收用及同十七號
工場事業場の收用並同十八號土地家屋
工作物等の管理に關する各條項に對す
る質疑應答

△諒問第十六號 會社利配當の制限等
に關する勅令案要綱

福井甚三氏 土地の收用は本勅令に依る
算し本條を適用するが臨時特殊の場合
を議題として同様質疑應答の後、何れも
は問題外である

福井甚三氏 土地の收用は本勅令に依る
算し本條を適用するが臨時特殊の場合
を議題として同様質疑應答の後、何れも
は問題外である

は問題外である

成田労働局長 平和産業の技術者保護は

勞務資源の問題で労務者健人制限規則

も申請された、と思ふが如何

灘尾道路課長 内務大臣と總理大臣と協
議する事となつてゐる故必要な場合總

理大臣は農林大臣とも協議するであら

有者が拂下げを受ける規定となつてゐるがその代價如何

灘尾課長 土地は初め買つた時の値段に

より家屋その他の工作物は時價による

川島氏 政府が土地買上げの際の價格は

時價でなく舊所有者が代地換地を取得する爲めに要する價格とされたい

上月陸軍整備局長 本勅令が出来ても直ちにその通りやる譯ではなく、民間側と任意協議の上處理したい

清瀬氏 實際に工場を造らうとすれば土

地の取得だけでは出来ず多くの場合水

利権の獲得が必要である、又漁業権の問題も關聯して来る、之等について政

府は別に勅令案の用意ありや

灘尾課長 水利権については折角立案中

である、漁業権については農林省と協

議してやつて行きたい

△諮詢第十六號會社利益配當の制限に關する條項

岡崎久次郎氏 本勅令の規準配當率は昭和十三年十二月卅一日以前の一年以内の配當率を採用してゐるが昭和十一、

十二年頃に一割配當の會社が本年のみ五分又は六分配當となつた時はどうす

るか

石渡大蔵次官 五分又は六分の低率配當を基準とする外ない、但し會社の内容が極めて堅質なる場合は考慮される餘地はある

犬塚氏 本勅令案は現在の事態を基準と

して立案されてゐるが、將來情勢の變化により變更されるか

石渡次官 情勢の變化によつて變更され

る事勿論である

清瀬氏 會社の出資額廿萬圓以上のもの

に本勅令を適用すると言ふが、開設金額十五萬圓位の合資會社で社員一人よ

り別途十萬圓の借入金をなし合計廿五萬圓で營業する場合は本勅令は適用され

るか

石渡次官 適用されな、

清瀬氏 利益配當を制限した結果、社内に留保される金錢は資産の消却と積立

金に限るか

小川氏 原價消却の率について改正され

ては如何

石渡次官 しかり、その他の事、例へば

公債の買入れや、生産物價格の値下げ等については本勅令案は考案してゐる

い

清瀬氏 興銀が増資又は債券發行限度の額は既に規定されてゐるのか

石渡次官 產業資金供給の爲め左様な事は實行されるが、その限度は未だ決つてゐない

小川氏 本勅令では配當率を一割とおさへてゐるが會社の内容が堅質ならば一割一分乃至二分と言ふが如く、之れを許すもよいではないか

石渡次官 本勅令の精神としては一割とおさへる事が適當と思ふ

小川氏 産業の種別により配當制限の限

度を異にしては如何

石渡次官 それも考へて一應は研究した

が、一律に一割が適當と考へてさよう決定した

石渡大蔵次官 底を異にしては如何

石渡次官 それも考へて一應は研究した

が、一律に一割が適當と考へてさよう

決定した

石渡次官 本勅令によれば既に資本の消却して立案されてゐるが、將來情勢の變化により變更されるか

石渡次官 情勢の變化によつて變更され

る事勿論である

清瀬氏 會社の出資額廿萬圓以上のもの

得するの便法もなきに非ざるなり（第十一條が發動されると會社の負擔が過

七條ノ二）

然れども土地收用法に於ては、内務大

臣事務認定を爲したるときは起業者及

事業の種類並に起業地を公告するもの

なるが故に、これは秘密の保持上考慮を

要する所なるのみならず收用に関する

諸般の手續は、土地所有者及關係者の

保護上、幾多の段階を経て丁寧慎重に

進行せらるゝものなるが故に、其の效

果發生迄には自ら相當の日子を要する

後もその率を變更したいと考へてゐる

△土地家屋管理等勅令案説明要旨【三】

【三】廿四日の總動員審議會特別委員會に於ける土地、家屋、工作物の管理、使用

收用に關する勅令案（第十三條による）に關する内務省の説明要旨の如し

本令は政府に於て國家總動員法第十三條第三項の規定に依り總動員義務に必要なる土地又は家屋其の他の工作物を

管理、使用又は收用する場合に於ける手續を定めたるものなり、抑々總動員

業務遂行の爲土地又は家屋其の他の工

作物を管理、使用又は收用するの必要

を生ずる場合は必ずしも少からざるも

のと思料せらる、然るに土地收用法第

二條に於ては「國防其他軍事に關する事業」及「公用の目的を以て國に於

て施設する事業」は何れも土地を收用

のみならず「軍事上臨時急延を要する事業」となるが積立金には高率の課稅

率が故に、少くとも土地に關しては

同法に依り概ね其の目的を達成し得る

又は使用することを得る事業と定めら

るが故に、少くとも土地に關しては

同法に依り概ね其の目的を達成し得る

又は使用することを得る事業と定めら

るが故に、少くとも土地に關しては

同法に依り概ね其の目的を達成し得る

又は使用することを得る事業と定めら

るが故に、少くとも土地に關しては

同法に依り概ね其の目的を達成し得る

又は使用することを得る事業と定めら

るが故に、少くとも土地に關しては

同法に依り概ね其の目的を達成し得る

又は使用することを得る事業と定めら

たる所以なり

厚生大臣の指定する事業を營むもの

第一 賃金統制を適用すべき事業は左の

第二 常時五十人以上の労働者を使用す

ね目的を達成することを得るにも拘ら

ず、國家總動員法第十三條に、工場、

三 其他厚生大臣の指定する事業

事業場其の他の施設の管理、使用又は

収用の規定と併せ、特に土地の管理、

使用又は収用に關する特別規定を設け

たる所以なり

賃金規則に定むべき事項は命令を以て

之を定むること

地方長官不滿當と認むるときは賃金規

則の變更を命じ得ること

第三 厚生大臣又は地方長官は未經驗勞

働者の初給賃金を定め得ること

事務主未經驗勞働者を雇入れたるとき

は一定期間前項の初給賃金に異ならざ

る賃金を支拂ふべきこと、但し命令に

重となるが政府は減税等について考慮せ

るや」との質問あり、大野大藏省理財局

長より「考慮中である」旨を答へ逐條審

議の結果特別委員會決定通り原案を可決

し同月廿分散會した、よつて政府は十

二月二日の第四回審議會に於て可決され

たる總動員法第廿一條獸醫師の職業能力

審議に附屬法制局に於て案文整理の上速か

に公布施行する方針である、廿八日の總

動員審議會に於て可決されたる勅令案要

計及び演練、同廿五條試驗研究命令等に

關する各勅令案要綱と共に明春早々の閣

議に附屬法制局に於て案文整理の上速か

一號借書の控除部分の認定を主務大臣に申請すべきこと

第三 會社が第一の規定に基き第二の基準配當率を超えて決定したる配當率が年百分の十以下なるときは爾後其の配當率を以て其の會社の基準配當率とすること但し主務大臣が第一の規定に依り許可を爲すに際し基準配當率に算入せざる旨の留保を附したる部分を除く

第四 第一の借書第一號の規定は基準配當率が第二の第二號の規定に依り定めらるゝ會社の本令施行後最初の利益配當率に關しては之を適用せざること

主務大臣は第二の第三號乃至第五號の認定に際し認定後に於ける當該會社の最初の利益配當に關し第一の借書第一號の規定を適用せざる旨を定め得ること

第五 主務大臣は直前事業年度に於て年百分の十以上の配當率に依り利益配當を爲したる會社が資本増加を爲し現在の資本金の倍額を超ゆる資本金の會社と爲る場合に於て必要ありと認むるときは其の資本増加後の配當率に對し必要な命令を爲し得ること

第六 第一、第二及第五の規定に依る許可、認定又は命令にして事案の重要なものに付ては會社配當審査委員會（假稱）の譲を經べきこと

第七 會社は其の經營の堅實を圖る爲經理に關し左の各號に掲ぐる事項の遵守を旨とすべきこと
一 經費支出を適正ならしむること
二 利益配當に關する制限等に依り會社の經營上生ずべき餘裕は之を必要

なる資產の償却又は積立金の積立て充つること

主務大臣は必要ありと認むるときは會社に對し前項各號の事項に關し勸告を發し又は會社配當審査委員會の議を経て必要なる「令」を爲し得ること

第八 主務大臣は會社の資產、負債、損益の内容、利益金の處分其の他經理に關し報告を徵し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類その他の物件を検査せしめ得ること

第九 外地に於ても前各號に準じ本制度を實施すること

第十 大藏大臣生産力擴充資金其の他局に緊要なる産業資金の供給を圓滑ならしむる爲必要ありと認むるときは日本興業銀行をして大藏大臣の定むる所により資金の融通（有價證券の應募、引受け及買入を含む以下同じ）を爲さし得ること

第十一 政府は第十の第一項の融通に關する命令に因り日本興業銀行が損失を受けてたるときは同行に對し通常生ずべき損失を補償すること

第十二 第十一の第一項の規定に依り前項の損失を決定する基準其の他損失補償に關し必要な事項は大藏大臣之を定むること

第十三 會社が日本興業銀行に對して支拂ふべき損失補償金は國債證券を以て之を交付し得ること

前項の規定に依り交付する國債證券の

交付價格は時價を參照して大藏大臣之を定むること

「諮詢第十七號」

工場事業場の使用又は收用に關する

「諮詢第十八號」

主務大臣は軍用に供する物資の生産若は修理を爲す事業に屬する工場若は事業場之に轉用することを得る施設又は命令を以て定むる總動員物資の生産若は修理を爲す事業に屬する工場若は事業場又は之に轉用することを得る施設（以下工場事業場と稱す）を使用又は收用し得ること

第一 主務大臣は軍用に供する物資の生産若は修理を爲す事業に屬する工場若は事業場之に轉用することを得る施設（以下工場事業場と稱す）を使用又は收用し得ること

第二 主務大臣工場事業場を使用又は收用せんとするときは内閣總理大臣に協議すること

第三 主務大臣工場事業場を使用又は收用せんとするときは當該工場事業場の所有者に對し使用令書を送達すること

第四 主務大臣工場事業場を使用又は收用せんとするときは當該工場事業場の所有者又は其の一般承繼人に其の旨を通知すること、但し之を確知すること

第五 主務大臣工場事業場を使用又は收用せんとするときは當該工場事業場の所有者又は其の一般承繼人が買受の申出を爲さざるべきことを示す

第六 主務大臣工場事業場を使用又は收用せんとするときは當該工場事業場の所有者が公報の日より六月内に舊所有者又は

其の旨及實施權の範圍を特許權者又は

又は收用し得ること

第七 國家總動員法第十三條第二項の規定に依り特許發明又は登録實用新案の権利を取得したるときは當該工場事業場は

施設（以下工場事業場と稱す）を使用又は收用し得ること

第八 前號の實施權は其の登録なき場合と雖も其の特許權又は實用新案權を爾後取得したる者及其の特許權又は實用新案權を目的とする賃權を有する者に對しても其の效力を有すること

第九 補償すべき損失は工場事業場の使用若は收用、從業者の供用又は特許發明若は登録實用新案の實施に因る通常工場事業場に關し報告を徵し又は當該工場事業場に關し報告を徵し又は當該工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣若は帳簿書類其の他の物件を検査せし得ること

第十 補償すべき損失は工場事業場の使用若は收用、從業者の供用又は特許發明若は登録實用新案の實施に因る通常工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣若は帳簿書類其の他の物件を検査せし得ること

第十一 工場事業場の一部を收用するに因りて殘部を從來用ひたる目的に供する

第十二 外地に於ても前各號に準じ本制度を實施すること

第十三 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第十四 主務大臣は使用又は收用すべき工場事業場に關し報告を徵し又は當該工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣若は帳簿書類其の他の物件を検査せし得ること

第十五 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第十六 外地に於ても前各號に準じ本制度を實施すること

第十七 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第十八 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第十九 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第二十 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第二十一 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第二十二 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第二十三 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第二十四 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第二十五 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第二十六 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第二十七 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第二十八 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第二十九 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第三十 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第三十一 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第三十二 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第三十三 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第三十四 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第三十五 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第三十六 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第三十七 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

第三十八 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣

止せらるること

工場事業場を收用するときは令書に定める時期に於て所有權は政府之を取得し其の他の權利は消滅すること

第十三 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第十四 外地に於ても前各號に準じ本制度を實施すること

第十五 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第十六 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第十七 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第十八 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第十九 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十一 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十二 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十三 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十四 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十五 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十六 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十七 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十八 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十九 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十一 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十二 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十三 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十四 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十五 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十六 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十七 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十八 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十九 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十一 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十二 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十三 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十四 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十五 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十六 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十七 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十八 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十九 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第五十 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第五十一 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第五十二 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第五十三 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第五十四 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第五十五 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第五十六 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

的たる場合に於ては政府は交付すべき補償金を供託すること

先取特權者、質權者又は抵當權者は前項の供託金に對しても其の權利を行ひ得ること

第十三 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第十四 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第十五 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第十六 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第十七 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第十八 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第十九 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十一 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十二 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十三 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十四 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十五 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十六 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十七 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十八 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第二十九 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十一 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十二 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十三 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十四 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十五 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十六 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十七 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十八 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第三十九 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十一 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十二 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十三 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十四 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十五 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十六 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十七 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十八 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第四十九 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第五十 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第五十一 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第五十二 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第五十三 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第五十四 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

第五十五 收用したる工場事業場が不用に於て拂下ぐるときは舊

地又は工作者の所有者（已むを得ざる場合に於ては占有者）に管理令書、使用令書又は收用令書を送達すること。主務大臣令書の送達を爲したときは土地又は工作物に付知れたる権利者に對し其の旨を通知して且公告を爲すこと。

第三 占有者令書の送達を受けたるときは満滞なく其の旨を所有者に通知すべきこと。

所有者令書の送達を受け又は占有者より令書の送達ありたる旨の通知を受けるときは満滞なく其の旨を権利者に通知すべきこと。

第四 管理、使用又は收用すべき土地には工作物其の他の物件に付必要あるときは所有者をして之を移轉せしめ得ること。

第五 管理、使用又は收用すべき土地又は工作物の引渡を受けたるときは其の所有者に證書を交付すること。

第六 土地又は工作物を管理又は使用するときは令書に定むる時期に於て其の権利は政府之を取得し其の他の権利は管理又は使用を妨げざるものと除き管

理又は使用の期間其の行使を停止せらるゝこと。

第七 土地又は工作物を使用するときは令書に定むる時期に於て所有権は政府之を取得し其の他の権利は消滅すること。

第八 管理、使用又は收用すべき損失は土地又は工作物の管理、使用又は收用に因る通常生ずべき損失とすること。

第九 土地又は工作物の一部を收用せらるため残部を從來用ゐたる目的に供すること能はざるに至りたるときは

第九 土地又は工作物の一部を收用せらるため残部を從來用ゐたる目的に供すること能はざるときは

度を實施すること。

議會制度審議會總會

▲貴族院制度部會【三・二】 貴族院制度

に關する議會制度改革審議會は廿一日後

午二時より首相官邸に開會、水野總裁、

児玉部長以下各委員、政府側より末次内

相以下各關係官出席、會審議過報告に基き審議を行ひ野村嘉

六委員より議員定數減少反対の意見開陳

六月に於て從來用ひたる目的に供すること

能はざるときは其の收用を請求し得ること

第十一 工作物其の他の物件を移轉する

第三以上に亘るとき又は管理若は使用が

因り其の形質を變更し若は此の效用

を著しく毀損するときは其の收用を請

求ること

第十二 管理、使用若は收用したる土地

に因りて從來用ひたる目的に供すること

能はざるときは其の收用を請求し得ること

第十三 收用したる土地又は工作物不用

若は工作物又は其の土地にある工作物

にして先取特權、質權又は抵當權の目

得たる場合は政府は交付すべき補償金

を供託すること

第十四 收用したる土地又は工作物不用

に歸したる場合に於て拂下ぐときは

舊所有者又は基の一般承繼人に其の旨

を通知すること、但し之を確知すること

とは貴院方面的反対意向を代表するもの

として注目される

六號の特殊犯罪中に加ふること

（ロ）法第六條第七號の犯罪者につき被

議會總會は廿三日午後二時より首相官邸

に開會、水野總裁、児玉部長以下各委員

及び末次内相、八田拓相以下關係官出席

先づ高橋清吾委員より貴院改革について

繰々意見開陳あり

最も小限度の貴院改革は實行されたい

と述べ、清瀬一郎委員も之に賛成したる

に對し伊澤多喜男、黒田長和男兩委員よ

り（ホ）衆議院議員を相兼ねるを得る官吏

の制限に付き裁判所の宣告により之を削除

すること

（ニ）應召軍人に対する召集解除

後選舉權の行使に支障なからしむる方

法を講ずること

（ホ）衆議院議員を相兼ねるを得る官吏

の範圍を適當に擴張すること

△賛成意見

貴院改革は現在その時期でないから總

會の決定も急ぐ必要はないと思ふ

と反対意見を開陳、容易に意見の一致を

見ないので一旦論議を打切つて懇談に入

つた結果水野總裁より

（イ）現行中選舉區制を改め定數五人乃

付することに決しては如何

第十五 外地に於ても前各號に準じ本制

と提議あり、結局多數決で之を可決、茲に事實上貴院制度に關する審議會は終了

を見た、而して該部會報告は小委員會、（ロ）各道府縣に對する議員數の配當に

ついては左の趣旨による

（一）人口激增の地方に對しては議員

數を適當に増配すること

（2）議員數の減少する地方となるべ

く少からしむること

△議員定數

（イ）議員總數は現在通りとすること

以上につき多數を以て可決、尙ほ未決定

議會に提出するかの點に至つたわけで

議員總數の減少反対項目毎に委員の意

見を改めたるもので、政府は之が報告を

斜酌して法制局に命じ政府案を作成する

ものと見られる

（2）議員數の減少する地方となるべ

く少からしむること

△大選舉區制可決さる【三・三】 選舉制

度に關する議會制度審議會は廿六日午後

至九人（特殊の少數縣を除く）の大選舉區制を採用すること

▲政府は大選舉區制に賛成【三・三】 廿

度を實施すること

議會制度審議會總會

▲貴族院制度部會【三・二】 貴族院制度

に關する議會制度改革審議會は廿一日後

見を改めたもので、政府は之が報告を

斜酌して法制局に命じ政府案を作成する

ものと見られる

（2）議員數の減少する地方となるべ

く少からしむること

△議員定數

（イ）議員總數は現在通りとすること

以上につき多數を以て可決、尙ほ未決定

議會に提出するかの點に至つたわけで

議員總數の減少反対項目毎に委員の意

見を改めたもので、政府は之が報告を

斜酌して法制局に命じ政府案を作成する

ものと見られる

（2）議員數の減少する地方となるべ

く少からしむること

△大選舉區制可決さる【三・三】 選舉制

度に關する議會制度審議會は廿六日午後

度に關する議會制度審議會は廿六日午

- (四) 第三者が演説及推薦状に依る選舉運動を爲す場合之と同居する親族及常備の使用人は其の選舉運動の爲務を提供し得ることとする
- (七) 個々面接行爲
- (一) 個々面接行爲の禁止に關する規定(法第九十八條第二項)に付單に
- (二) 社交儀禮の範圍に屬する談話又は特に選舉運動として爲すに非ずして候補者の身分、經歷等を語るに過ぎざる行爲は法の關與する所に非ざる趣旨を徹底せしむること
- (八) 選舉公報發行區域に於ける文書の頒布
- (イ) 選舉公報發行区域に關する文書
- (二) 頒布の制限(法第九十八條の二)に付議選運動の事務の爲にする文書
- (特定少數人に對し推薦狀の發送又は演説會の開催を依頼する文書を含む)は之を差出する支障なき様適當に改正を加ふること
- (九) 演説會
- (イ) 瑞士に對し日當を供與し得ることとすること
- (ロ) 演説會告知の爲使用する張札の數は各讀賣候補者に付一選舉期間を通じて三千枚を超ゆることを得ざることとすること
- 尙第三者的開催する演説會に付ては
- (一) 形式犯
- (イ) 形式犯に對しては科刑その他の制裁を適當に緩和すること
- (ハ) 選舉演説會は選舉の當日は之を開催することを得ざることとすること
- (ニ) 共同演説會の開催を容易ならし

(四) 第三者が演説及推薦状に依る選舉運動を爲す場合之と同居する親族及常備の使用人は其の選舉運動の爲務を提供し得ることとする

むること

(五) 地方議會議員の選舉運動

(一) 地方議會議員と衆議院議員の選舉運動とを切離すやう考究すること

(二) 立看板及ポスター

(イ) 立看板は之を廢止し、相當數のポスターの掲出を認むること

(二) 選舉運動費用

(イ) 選舉事務長又は其の職務を行ふ者が費用超過支出の罪に依る刑に處せられたるときは當然に當該選舉の當選を無効とする趣旨を以て必要なる改正を加ふること

(四) 選舉運動の費用に關する帳簿の様式及記載方法を簡易化すること

(五) 選舉公報に第三者的推薦文の掲載を許すこと

(六) 推薦候補者が選舉公報に政見の掲載を爲さざる場合候補者の文書に依る承諾を得て推薦層出代表者の名を以て選舉公報に推薦理由を掲載し得ることを認むること

(七) 選舉公報の内容を運用上成るべき改善すること

(八) 選舉公報の内に於ける半井清氏は昭和十一年三月社會局長官より改善すること

(九) 演説會告知の爲使用する張札の數は各讀賣候補者に付一選舉期間を通じて三千枚を超ゆることを得ざることとすること

(十) 尚第三者的開催する演説會に付ては

(一) 形式犯

(イ) 形式犯に對しては科刑その他の制裁を適當に緩和すること

(ハ) 選舉演説會は選舉の當日は之を開催することを得ざることとすること

(ニ) 共同演説會の開催を容易ならし

の實費を供與したる場合の處罰に付

法第百卅四條に準する規定を設くること

を捨て浪入してゐた警衛局長富田健治氏は十年出の若手で末次内相もその英才

が十年出の若手で末次内相もその英才

更迭に際し羽生氏に殉じ警衛局長の椅子

より首相内相に開會、町田參議外各參議

を惜しみ復活の機會を待つてゐたが今回

氏は十年出の若手で末次内相もその英才

が十年出の若手で末次内相もその英才

首相内相會議

【三・三】廿一日の近衛首相と末次内相の

定期會議は都合に依り取止めとなつた

期待されてゐる、要するに今回の異動は

正問題等に關しても意見の交換を行ひ國民總動員組織については政黨側より國民

精神總動員運動の改組強化の程度のもので、豫算も多額を要しないものならば強いて反対ではない旨を述べて首相の諒解に資した

☆ 閣 員 參 內

▲近衛首相參内【三・二】近衛首相は廿八日午前十時十分宮中に參内 天皇陛下に拜謁仰付けられ、所管事項に關して奏上、種々御下間に奏答して退下した

▲首相祝詞言上【三・二】近衛首相は廿八日午前十時十七分宮中に參内 天皇陛下に拜謁仰付けられ、所管事項に關して奏上、種々御下間に奏答して退下した

▲陸相參内【三・元】板垣陸相は廿九日午後四時卅分宮中に參内 天皇陛下に拜謁仰付けられ、所管事項に關して奏上、種々御下間に奏答して退下した

▲近衛首相參内【三・二】近衛首相は廿八日午前十時十七分宮中に參内 天皇陛下に拜謁仰付けられ、所管事項に關して奏上、種々御下間に奏答して退下した

☆ 往 来

▲國策研究會農相と懇談【三・三】國策研究會では廿一日正午有馬農相を大阪ビル内の同會に招き會員廿餘名出席、同相より國民再組織運動について説明を聽取し農相を中心には意なき懇談を遂げて同三時散會した

▲農相・海相要談【三・三】有馬農相は廿二日午後五時海軍省に來内海相を訪問日ソ漁業問題の措置其他に關し要談を遂げた

▲東京府、市會議長以下首相訪問【三・一】東京市自治擁護聯盟は内務省が強硬に官選都長を骨子とする東京都制案を今議會に提案する方針であるため廿三日午前十時卅分大橋府會議長、松永市會議長、倉持理事長以下聯盟首腦部四十五名は首

相官邸に近衛首相を訪問し内務省案に反對の陳情を行ひ明治神宮に参拝した

▲芳澤元外相京城發【三・三】渡溝中の元外相芳澤謙吉氏は廿一日午前九時四十

分京城驛着列車で入城直に朝鮮ホテルに入り午後六時南總督招待の晩餐會に出席同夜一泊廿二日午後三時發列車で歸京の途についた

▲近衛首相參内【三・二】近衛首相は廿八日午前十時十分宮中に參内 天皇陛下に拜謁仰付けられ歲末の一殷政務に關し委曲奏上種々御下間に奏答して退下した

▲法 令 公 布

△廿一日(勅令)

一 檢察院官制中改正の件

一 豐潤總督府法院職員定員令中改正の件

一 贈東保護觀察會官制

一 贈東局部內臨時職員設置制中改正の件

一 關東局官制中改正の件

一 關東州思想犯保護觀察會

一 關東保護觀察會官制

一 朝鮮總督府部內臨時職員設置制中改正の件

一 豐潤總督府交通局官制中改正の件

一 豐潤總督府專賣局官制中改正の件

一 關東局官制中改正の件

一 關東州思想犯保護觀察會

一 關東保護觀察會官制

しては現實の情勢に立脚すると共に之を以て今後の映畫國策の具現を期し新しき國文化の創造に貢献せんと力増を入れてゐる

映畫法案要項

映畫製作業及映畫配給業の濫立を防止し其の健全なる發達を圖る爲めに之を許可事業たらしむること

映畫事業の健全なる發達を圖る爲めに之を許可されたる業者又は映畫配給業者にして法令又は許可條件に違反する等の場合は其の業務を停止し制限し又は許可の取消を行ふこと

可を受けたる映畫製作業者又は映畫配給業者にして法令又は許可條件に違反する等の場合は其の業務を停止し制限し又は許可の取消を行ふこと

監督手當當給令中改正の件

高等官等俸給令中改正の件

在滿學校組合待遇職員令中改正の件

勸勉手當當給令中改正の件

監督併償等の登録制度を探ると

又もに不適當なる者に對し必要な監督規定を設くること

映畫法要綱

【三・三】内務省では多年懇意の映畫法の制定に關し、豫て文部當局とも合議の結果今回漸く成案を得たので廿六日午後一時より内相官邸にて日本映畫協會の理事會並に評議員會を開き會長山本達雄副會長藤文夫氏以下幹部十數名を招致し大要左の如き映畫法要綱案を提示し協力を求むると共に直ちに立法化に着手し第一國民兵役に在りて海軍に召集せられたる者の任用等に關する件

四 本法施行の際に映畫の製作又は配給の業を經營するもの及映畫の製作の業に從事する者にして一定期間内に届出を爲したる者は之を本法に依り許可

五 優良なる映畫の製作を獎勵し日本映畫の質的發達を促進が爲めに之を本法に依り許可及は登録せられたるものと看做すこと

六 映畫を通じ國民教化の目的を達する

七 映畫を通じ啓發宣傳の目的を達する

八 公益上特に常樂に於ても保存の必要

九 映畫の檢閱の際に於ける不測の損害を防止すると共に題質なる映畫の出現を防止する爲豫め其の撮影開始前撮影

十 國内に於ける多衆觀覽の用に供する映畫及輸出映畫に付ては從來通り檢閱を行ふことし且檢閱に合格せざる部

十一 公安、風俗、衛生、教育其の他公

十二 外國映畫の國民道義並に我國映畫事業に及ぼす影響に鑑み其の國內配給年少者の觀覽等映畫の上映に關し適當總數量並に映畫興業場に於ける上映數の制限を爲すを得ること

十三 映畫の製作に關し危害豫防及衛生

十四 映畫製作業者、映畫配給業者又は

十五 映畫に關する重要事項を調查審議せしむる爲映畫委員會を置くこと

十六 右各號の違反に對する處罰規定、監督上の必要に基く行政規定等別に

十七 他の制限を爲すこと

十八 上の見地より映畫の製作の現業に從事する女子及年少者の深夜業の禁止其の量に就き制限を爲すこと

十九 映畫の製作に關し危害豫防及衛生

二十 映畫製作業者、映畫配給業者又は

廿一 映畫興業者にして映畫の健全なる發達を圖る爲めに之を本法に依り許可及は登録せられたるものと看做すこと

しては現實の情勢に立脚すると共に之を以て今後の映畫國策の具現を期し新しき國文化の創造に貢献せんと力増を入れてゐる

映畫の檢閱の際に於ける不測の損害を防止すると共に題質なる映畫の出現を防止する爲豫め其の撮影開始前撮影

臺灣總督府部內臨時職員設置制中改正の件

臺灣總督府交通局官制中改正の件

臺灣總督府專賣局官制中改正の件

關東局官制中改正の件

關東州思想犯保護觀察會

關東保護觀察會官制

九 を防止すること

九 映畫の檢閱の際に於ける不測の損害

九 を防止すると共に題質なる映畫の出現

九 を防止する爲豫め其の撮影開始前撮影

貴族院議員	子爵	野村 益三
産業組合中央金庫理事長	石黒 忠篤	
衆議院議員	月田藤三郎	
衆議院議員	岡本實太郎	
全國競馬組合聯合會々長	小林嘉平治	
衆議院議員	稻田 昌植	
△幹事 農林書記官	河野 一郎	横川 重次
中央農業會常務理事	森 森	沖島 鎌三
衆議院議員	村上 國吉	村上 三宅 正一
同 同 同 同 同 同 同	千石興太郎 石黒 武重 井出 正孝 重政 誠之 梶原 茂嘉 西村 彰一 伊藤 佐 片柳 眞吉	
競馬研究委員會初總會	【三・三】今秋樹立された内地馬政計畫に 依れば競馬法に依る競馬は馬の改良に必 要なる種馬の能力を検定し種馬取得を容 易ならしむるやうに實施方法に改善を加 へることゝなつてゐるので農林省では今 回廿二名の委員を以て競馬研究委員會を 設置し會長に有馬農相、副會長に荷見馬 政局長官を推しこの第二回總會を廿一日 午前十時農相官邸に開催「競馬の施行方 法に付改善を加ふべき事項如何」を諮問 種々質疑應答あつたが結果左記十二名の 特別委員會において答申案を研究作成す ることゝなり正午散會した	〔特別委員〕

【三・三】農林省馬政局では茲の馬政調査會第十四回總會に於ける馬の價格調整に關する希望決議に基き今回馬の價格の安定を期す取引の改善を圖り以て内地馬政計畫の一端に資すべく農林、陸軍兩省關係官を以て「馬取引改善協議會」を組織することとなつたがその第一回總會は廿二日午前十時より農相官邸に開催、會長有馬農相以下各委員出席、先づ有馬農相より挨拶あり、次いで

諮問第一號 馬の價格の安定を期し取引の改善を圖る爲適當なる方策如何

馬の生産者及利用者の經濟の安定を期する爲馬の價格の調整、取引の改善を圖るは最も肝要なりと認む

仍て右に關し意見を求めんとす

の審議に入り荷見馬政局長官より詳細なる説明の後種々質疑應答を重ねた結果左記六委員を以て特別委員會を設け今後更に具體案の研究を行ふことに決定、正午散會した

【三・四】農林省では明年より實施する農業生産の計畫經濟化の前提として農山漁村の各權威者に依頼して全國農山漁村の

競馬監督課長、佐々田馬產課長、佐原種馬育成所々長、安田、村上、長森（以上日本競馬會）安井（馬西協會）山本少將（軍馬補充部）遊侍少將

金融、經濟、生活、思想等の各資源に
き明年一月中専念に徹底的調査を行ふ
とになった。右調査に基き一月廿日農村
官邸に右調查報告會を開き戰時農村對策
の資料を纏る預定であるが調査員並に地
當地區は左の如くである

△石黒忠篤(三重、福知)、△小西千牛
吉(茨城、千葉)、△間部鶴(岡山)、△
本位田群男(岐阜、三重)、△長島貞(大分、
鹿児島)、△鷲川虎三(静岡、山口)、△石
庫(北海道外十一縣)、△高橋龜吉(松
馬)、△暉峻義(岐阜)、△伊藤兆司(岡
岡、佐賀)、△村上國吉(山形、新潟)、
△西川貞一(廣島、山口)、△喜多莊
郎(未定)、△岡田喜久治(未定)、△
宅正一(新潟、富山)、△東浦庄治(福
島、高知)、△辻誠(大分、宮崎)、△
國枝益二(香川、愛知)、△小石季一(三
川、愛媛)、△片田銀五郎(佐賀)、山梨
長野)、△鹽田定一(兵庫、山口)、△
小林平左衛門(新潟、岡山)、△中澤靖
治郎(宮城、福岡)

水產六團體決議

【三・三】日ソ漁業條約改訂交渉は東郷、
リトヴィノフ第八次会談の結果に従事し
に暫定取締の年内捺印も絶望視され我が
北洋漁業權は今や極度に脅かされたとす
るに至つたので農林省では廿六日午後二
時赤坂三會堂にて

帝國水產會(高草、高木兩副會長)、十
日本水產會(三井會長)、全漁船(木下)
岡兩常務理事)、母船式漁業水產組合
(松崎組長、顧問植村中將)、海洋漁業
協會(越田理事長)、露頭水產組合(田
中丸副組長)

集を求める農林省よりは田中水産局長、田同監督課長出席して先づ田中水産局長、相より條約改訂交渉の經過に關し詳細に告説をなし次で今後之事態に對處し、北洋漁業権行使に關し重要協議をなされた結果、我が水産團體の總意を以て斷り聯邦の不信を排し權益の確保にあくまで邁進することに意見の一一致を見た。この結果に基き前記六團體では同日中に左記の如き共同決議を行ひ廿七日簡首相以下關係各大臣に對しこの旨陳述することとなつた。

【三・三】農林省では昭和十三年度に於て左の通獎勵金を交付する旨廿三日の官報を以て發表した（單位圓）
△青森七、一五六△愛媛六、二四一△長崎八、二九七
△高知三〇△高知六九〇△京都三九〇△和歌山八、〇〇〇△佐賀八、五〇〇△大分一二、六〇〇△鹿兒島一六、四〇〇△宮崎六九〇△福井四五〇△宮崎一、〇五〇
【三・四】農林省では兵庫縣に對し農業資源開發地方試驗獎勵費として昭和十三年度において千八百五十圓を交付する旨廿六日官報を以て發表した（單位圓）
△三重農林省では茶種苗圃設置獎勵のため左記の如く交付する旨廿八日官報を以て發表した（單位圓）
△埼玉六九〇△福井四五〇△宮崎一、〇五〇
【三・五】農林省では三重、鳥取兩縣に對し昭和十三年度に於て左の通り補助金を交付する旨廿二日官報を以て發表した（單位圓）
△三重縣農用公共施設新設改良事業補助要項に依る補助一一、〇三五△鳥取縣暗渠排水、床継及客土事業補助要項に依る補助二、五七三
【三・六】農林省では暗渠排水、床継及客土事業補助要項に依る昭和十三年度に於て左の通り補助金を交付する旨廿三日の官報を以て發表した（單位圓）
△宮城五八、八四〇△山形六一、三六六△栃木四、二五五△千葉四、二二五△東京二、三三一△神奈川一二、五七四△新潟三、〇一三△富山四、三二二△岐阜三、九三四△靜岡七、一一三△愛知三、五四△三重四、二二五△滋賀三、〇一

三△京都一、七一四△大阪三、一八七△ 和歌山一、一二五△鳥根四、三一二△岡

和歌山二、如く公布、明春一月一日より實施すること

に

信

は既に遞信省において電話規則の改正其の他關係法規の整備を了し又民間事業者側に於いてもこれに必要な諸般の準備

【二・六】醫藥制度調査會第二特別委員會第一回小委員會は廿六日午後二時より

山三、三九四△廣島三、六九三△德島

三、五四四△香川一、八六四△媛媛三、

【二・七】支滿電報制度刷新

とになった、その要旨は左の如くである

四六一△高知七、二二二△長崎四、〇七五△

△佐賀四、三二二△福岡四、三一

△鹿兒島三、五六九△沖繩

とされたのでこれが中間工業試験を行ふため

四六二△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四六三△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四六四△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四六五△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四六六△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四六七△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四六八△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四六九△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四七〇△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四七一△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四七二△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四七三△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四七四△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四七五△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四七六△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四七七△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四七八△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四七八△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四八〇△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四八一△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四八二△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四八三△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四八四△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四八五△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四八六△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四八七△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四八八△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四八九△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四九〇△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四九一△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四九二△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四九三△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四九四△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四九五△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

四九六△高知七、二六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

したのでこれが中間工業試験を行ふため

和歌山一、一二五△鳥根四、三一二△岡

山三、三九四△廣島三、六九三△德島

三四、五四四△香川一、八六四△媛媛三、

△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△

△鹿兒島三、五六九△沖繩

【二・九】農林省では農業公共施設新設改

良事業補助要項により昭和十三年度に於

て愛媛縣に對し一萬千六百圓を交付す

る旨廿九日官報を以て發表した

(單位圓)

一、また燃料研究所では液體燃料の消費

一節とひ石炭の有効利用のため炭粉を

使用するデーゼル機関の實用化を圖る

試験を行ふため必要な技術專任一人

人を設けること

商工部内臨時職員設置制中左の通改正す

第五條の四に左の二號を加ふ

四、高壓合成法に依る膠質燃料製造の

試験に關する事務に從事する者

技術專任一人

技術專任二人

關する事務に從事する者

技術專任一人

技術專任二人

本令は昭和十四年一月一日より之を施行す

る

陳容を擴充増員することになり商工部内

臨時職員設置制の改正を行ひ廿八日左の

▲堀内大使信任狀捧呈 ワシントン【三・一】

三】堀内新駐米大使の信任狀捧呈式は廿二日午後五時ホワイトハウスの「空色の間」に於てウエルズ國務長官代理立會の下に舉行されたがその際大統領との間に

捧呈の挨拶並に之に對する答辭を文書を以て左の如く交換した

△堀内大使「余は本日までの自己米國觀に基き米國民は寛容なる國民であると信じてゐる。同時に日本國民が常に米國に對して善意を有してゐる點を認められるものと信じて疑はない。余は今後日米關係改善のため全力を盡したい」と期してゐる

△ルーズベルト大統領「前大使齋藤博士が健康を害されたことは誠に同情に堪へない、速かに快癒を祈るものである。余は日本國民の善意は深く諒じてゐる。貴下は米人間に知己が多いし任者であることを疑はない。最後に聖上陛下の聖壽無窮を祈るものである」

▲ソ聯領事團館長と會見 【三・四】

日露漁業交渉を繰り返す動向を注目され

られたソ聯領事團館長は廿四日突如齋藤市長に會見を申込み午後一時より市長室に於て會見が行はれた、席上ダガルギー・

バクリチエフ領事は

日本との國交關係が今のやうな狀態になり誠に遺憾ではあるが大使館の命令によつて國館領事館を開鎖することに

なりました、然し國交が整調し次第再び開鎖するだらうと存りますが、それまでは誠に殘念ではあるが一時引揚げることになりました、色々御世話をな

りました

と閉鎖引揚げの挨拶を爲し會談十分にし

て辭去了た

白鳥駐伊大使着任 ローマ【三・五】

白鳥新駐伊大使は廿九日午後九時卅五分ローマに到着した、驛頭には日伊官民多数出迎へ早くも親善風景を點出した、尙同大使の親仕事奉呈は來春早々行はれる管である

△堀内大使「余は本日までの自己米國觀に基き米國民は寛容なる國民であると信じてゐる。同時に日本國民が常に米國に對して善意を有してゐる點を認められるものと信じて疑はない。余は今後日米關係改善のため全力を盡したい」と期してゐる

☆一般事項

日蘇漁業問題

東郷・ソ第七次會談内容 【三・三】

日ソ漁業暫定協定に關する第七次東郷・

リトヴィノフ會議は廿一日午後外務省へ

の公電に依れば右會談は廿日午後三時半より約三時間に亘つて行はれ、東郷大使

は條理をつくして論議したが如何の結論に達せず相互主張討時のまゝ夫々會談經過を政府に報告する事として會見を終つたが廿三日午前外務省議報部から左の如く第七次會談内容を發表した

△日ソ漁業問題交渉東郷リト

ヴィノフ廿日會談要領

廿日午後五時(莫斯科時間)東郷大使はリ

トヴィノフ外務人民委員を往訪十七日の會談に引き続き漁業暫定協定に關する交渉を爲し會談三時間に亘んだ、東郷大使は

蘇側從來の誠意なき態度に對する我國全

てゐたソ聯領事團館長は廿四日突如齋藤市長に會見を申込み午後一時より市長室に於て會見が行はれた、席上ダガルギー・

バクリチエフ領事は

日本との國交關係が今のやうな狀態に

なり誠に遺憾ではあるが大使館の命令によつて國館領事館を開鎖することに

なりました、然し國交が整調し次第再び開鎖するだらうと存りますが、それまでは誠に殘念ではあるが一時引揚げることになりました、色々御世話をな

りました

とを約した、會談の要點は左の通りであ

る

一 蘇側の態度に付暫定協定が妥結を見

ること能はざる場合の責任は短時日内に無理な託文を押通さうとする蘇政

府の負ふべきもので日本國民は國を擧げて蘇政府の態度に付大なる不満を有

つて居り本件は政治問題として重大化しつゝあるから蘇政府も爲とこの點を考慮に入れて問題の急遽妥協に付最善

の努力を拂ふべきである、莫斯科に居る多數外國人も亦日本側の主張の正當なことを諒解してゐる、兩國關係を少くとも之以上悪化せしめないことが在

蘇大使としての任務であるが問題は今

やに纏つて蘇側の態度にある

二 安定漁區を競賣に附さうとする案に付いては一體廣田・カラハン協定に依

つて漁區が安定されたがその代價として蘇例の國營漁區の漁獲制限高が二百萬ブードから五百萬ブードに増加され

付いては蘇側も國營してゐる中から三百萬ブードを吐出すべきもので

ある、安定協定が日ソ間の紛争を除去する上に貢献したことはソ側も充分認めて居るのである

三 四十漁區を除外する問題に付いては

ソ側は軍略上の考慮に基いて日本人經濟的不滿を傳へて彼の反省を促し且つ帝國政府の訓令として

一 安定漁區を一ヶ年間延長すること

二 閉鎖漁區に關しては前回同様ソ側の除外せんとする四十漁區中の一部

の主張をも考慮し四十漁區の一部の漁區に付することは政府

の確定方針である、又競賣に附する場合借區料を値上げしないことに就ても

保證せしめ外は現狀維持とするの

の主張をも考慮し四十漁區の一部の漁區に付いてソ側が同種同價値の漁區を提供するならば之と交換し他のこと

は今迄通の暫定協定を結ぶことを提議しソ側が之に同意するならば右案を政府に上申する旨を說いたのに對しソ側は此

に上申する旨を說いたのに對しソ側は此に實際的解決案にさへ回避的態度に出て從來の不當な主張を繰返し何等反省の色示さず話は何の進歩も見せなかつた

▲四相重要協議 【三・三】 日ソ漁業條約は全くソ聯側にある旨的重大申入れをな

改訂に關する交渉は十一月初旬以來モスコーに於て東郷駐ソ大使となり外務人民委員との間に前後七回に亘り行はれ來つたのであるがソ聯側は依然何等の誠意を

持して譲らず依つて東郷大使はソ聯側に於て我方の條理を盡しての主張を容れざるに於ては漁業暫定協定不成立の全責任

は全くソ聯側にある旨の大申入れをな

した、かくて會談は結局物分れに終り年内には最早正式會談は行はれぬものと見

られるので遂に暫定協定の年内妥結は絶

望となるに到つた、然し無條約状態に陥

る責任を回避し飽くまで引延し策に出で

る措置に出でつゝあるので政府に於ても

之が成行きを重視し近衛首相は廿一日の

定例參議會散會後午後零時半より板垣陸

相・米内海相・有田外相の三相と共に別

室に於て重要協議を遂げる處あつた、即ち席上有田外相は今回の交渉經緯に關し

之が成行きを重視し近衛首相は廿一日の

定例參議會散會後午後零時半より板垣陸

相の訓令として

▲年内の成立絶望 【三・三】 年内最終會

二 除外漁區問題に就ては四十漁區中

を申し入れた、之に對しソ側は

一 安定漁區を競賣に付することは政府

の確定方針である、又競賣に附する場

合借區料を値上げしないことに就ても

保證せしめ外は現狀維持とするの

を申し入れた、之に對しソ側は

一 安定漁區を一ヶ年間延長すること

二 閉鎖漁區に關しては前回同様ソ側

の除外せんとする四十漁區中の一部

の除外せんとする四十漁區の一部の漁區に付することは政府

の確定方針である、又競賣に附する場

合借區料を値上げしないことに就ても

保證せしめ外は現狀維持とするの

を申し入れた、之に對しソ側は

一 安定漁區を一ヶ年間延長すること

二 閉鎖漁區に關しては前回同様ソ側

- 一 潤洲國產業開發五ヶ年計畫
- (一) 鐵鋼(鋼材、鐵塊、銹鐵、鐵鑄石)
 - (二) 軸金屬(アルミニウム、マグネシウム)
 - (三) 非鐵金屬(銅、鉛、亞鉛)
 - (四) 液體燃料(揮發油、重油)
 - (五) ソーダ及鹽(ソーダ灰、苛性ソーダ、鹽)
 - (六) 硫酸アンモニア
 - (七) バルブ
 - (八) 金
 - (九) 工作機械
 - (十) 自動車
 - (十一) 羊毛(改良種、在來種)
 - (十二) 電力
 - (十三) 北支生產力擴充計畫
 - (一) 鐵鋼(鋼材、銹鐵、鐵鑄石)
 - (二) 石炭
 - (三) 液體燃料(揮發油、重油)
 - (四) ソーダ及鹽(ソーダ灰、苛性ソーダ、鹽)
 - (五) 羊毛(改良種、在來種)
 - (六) 電力

▲閣議決定春に持越【11・12】日満支

を一體とする生産力の綜合的計畫たる生

産力擴充計畫は廿六日の企畫審議會に

おいてその要綱の決定をみたので廿七日

の閣議において潤洲企畫院總裁より詳細な

説明報告を行つたが明春廿日過ぎの閣

議に更めて上程し正式決定をなすことになつた

商工省營業對策を計畫化

【三・五】商工省では戰時下的轉業對策を實施するため本年九月轉業對策部を省

工業組合への轉業共同設備補助費

内に新設して以來、全國各府縣廳を密接

に連絡して萬全を期してゐるが未だ應急

措置の域を脱してゐないのに鑑み十四年

(14) 石炭

度よりはその轉業對策を計畫的なものと

し我が國產業が輕工業より重工業、化學

工業に移行しつゝある發展方面に沿ひて

その教導指導の積極の方策を新たに樹立

してこれが強行を期する方針である。即ち商工當局では十四年度物資對策計畫實

施期の四、五月頃から現在ストック及び

貯蓄により食ひついでいる重壓下の中

小商工業者も遂に轉業を決意せざるを得

ざるべく、かくて物資の非常管理が中小

工業部面に與へた影響が表面的にあらは

れて來ることは必至と見、これが對策樹

立に關する萬般の準備を進めてゐるが、

目下考究されてゐるものには大體左の如く

である

同業組合法改正期成同盟會組織

【三・五】商工省では犠牲產業事業主の

軍需品、代用品及輸出品工業轉換のため

本年度算四百廿萬圓を以て工業組合の

共同設備費半額補助を實施して來た

が、本年末迄に補助金交付指令の發令済

となるものは申請組合五百組合中百十四

組合、その他補助金總額二百卅八萬三千

五百圓に達した、而して當局では本年度

末の明年三月迄に引續き残りの三百八十

〇、宮崎六、鹿兒島〇、沖繩〇

八、佐賀〇、長崎二六、熊本〇、大分

〇、宮崎六、鹿兒島〇、沖繩〇

〇、宮崎六、鹿兒島〇

- 一 水害罹災者救濟施設費補助
一 旱害罹災者救濟施設費補助
一 鐵道線路其他風水害復舊費
一 道路堤防其他風水害復舊費
一 著地交通路其他風水害復舊費
一 道路堤防其他風水害復舊費
一 南支那及南洋施設費補足

- 一 購付戻金
一、賃、出金
政府貸付金處理委員會
【三三】大藏省では廿一日午後二時より該相官邸に政府貸付金處理委員會を開催、左記要旨の決議をなし同四時散會した
第一 一般會計の震災關係貸付金にして貸付先が更に轉貸したもの（東京市及横濱市が轉貸先と爲れるもの）を除くに付ては昭和十三年度及十四年度兩年度中の利息に關しては後日之を決定し得ること
第二 私立學校に対する一般會計の震災關係貸付金にして神奈川縣平塚市外廿五箇町村に於て債務を承継したる神奈川縣元中郡私立英學校分に付ては昭和十三年度及十四年度に於ては之が元利の償還を猶豫し且右兩年度度中の利息に關しては後日之を決定し得ること
第三 天津居留民國に對する一般會計の天津日本專管居留地内埠頭築造資金貸付金中利子に相當する分にして支拂

- 法は左記に依り變更し得ること
一 昭和十二年度首現在延滞元利金並に昭和十二年度及同十三年度償還年賦の支拂は昭和十三年度に於ては之を猶豫し得ること
一 現在條件に依る各年度償還年賦金の總額中昭和十年度首現在延滞元利金に相當する分並に昭和十年度以降同十三年度迄の各年度償還年賦金中利子に相當する分に付ては之を無利子とし別表に定むる年額を以て昭和十四年度以降廿箇年度間に之を支拂はしむること
三 昭和十一年度及同十二年度償還年賦金中元金に相當する分に付ては各年度償還年賦金中元金に相當する分に付ては各年度償還年

- 度首現在償還期未到來元金に付ては同年度以降昭和十七年度迄之を無利子とし別表に定むる年額を以て昭和十八年度以降廿箇年度間に之を支拂はしむること
四 各償還期に於て支拂を遲延したるときは該延滞額に付日歩三錢以内の割合を以て遲延利息を徵すること
第五 濱南居留民國に對する一般會計の居留民業務復活資金貸付金の貸付條件及延滞元利金の支拂方法は左記に依り變更し得ること
一 昭和十二年度首現在延滞元利金並に昭和十二年度及同十三年度償還年賦金の支拂は昭和十三年度に於ては之を猶豫し得ること
二 昭和十二年度償還年賦金中利子に相當する分に付ては之を無利子とし別表に定むる年額を以て昭和十八年度以降十箇年度間に之を支拂はしむること
三 昭和十二年度首現在延滞元利金並に昭和十二年度及同十三年度償還年賦金中利子に相當する分及び昭和十三年度に於ては之を猶豫し得ること
一 昭和十二年度首現在延滞元利金並に昭和十二年度及同十三年度償還年賦金中利子に相當する分に付ては各年度償還年

- 度首現在償還期未到來元金に付ては同年度以降昭和十五年度迄之を無利子とし昭和十六年度以降其の貸付利率を年三分とし元利均等を以て同年度以降十箇年度間に之を支拂はしむること
五 各償還期に支拂を遲延したるときは該延滞額に付日歩三錢以内の割合を以て遲延利息を徵すること
第七 昭和七年法律第十二號第二項の規定に依る支那在留邦人事業復興資金貸付金の貸付條件は左記に依り變更し得ること

金額三九元八九、三三、六七、萬一千圓、即ち七割一分強の激増を示す。尙十二月中に於ける計賛資本額は左表の如くで、十一月に引続き着真、新設は共に前月比減少の傾向を示して居り、生産力擴充も秋頃を以て本年は一服したことを語つてゐる。同月の計賛資本中主なるものとしては新設に北海道人造石油(七千萬圓)、東洋アルミ(二千萬圓)社債に東北振興電力(一千萬圓)等がある(單位千圓、△印滅)

新設	増資	社債
原輔業	1,000	—
	600	—
	—	1,200

と断つては早計でおらう。たゞ本年は金調査法の全年に亘りての適用を受け

電氣、瓦斯業	—	110,100
製造工業	—	114,000
農業	—	115,000
不動産業	—	116,100
卸賣業	—	117,000

	銀行債	會社債	郵便券	三國、大正
株式	一、六五、四〇	△二、九		
合計	一、三八、〇四	△一、〇四		
尙本年十一月中に於ける拂込金額は左の如くで、前月者無の國債が本月は事公債二口の發行により五億八千九百萬圓に達した爲め其他は軒並みに可成減少したものゝなほ前月比四百萬圓の増加をした(単位千圓△印減)	一、六五、四〇	△二、九		
十二月中 前月比 前年同月				
國債 天九、四〇 △ 天九、三〇 天九、三〇				
地方債 一、一六 △ 一、一〇 一、一〇				
銀行債 先、先、三〇 △ 先、三〇 △ 先、三〇				
會社債 二、七、三〇 △ 二、〇、三一 二、〇、三一				
株式 二、三、三〇 △ 一、七、三〇 △ 一、五、三〇				
合計 二〇、八一 四、四〇 △ 二〇、六六				

六百餘萬圓超過した、更に金額を上期、下期に區別して昨年同期に比較すれば、上期は百八十三億五千九百餘萬圓で、下期は百九十一億一千二百餘萬圓(八分三厘)を増加し、下期は百九十一億一千二百餘萬圓(一割八厘)を増加した。これは郵便局の公債賣出額を手形種類別に依つて前年同期比較を自ら示す所である。即ち、上期は常座小切手は上期八億二千百萬圓の増加に対し、下期(十一月迄)は廿億四千一百萬圓を激増した。之は云ふ迄もなく、時局新設銀行の株式拝込に伴ふ資金移動等によるものと思はれる。一方此種小切手の激増のために株界不振に基く受渡済小切手の減少が相殺されて現はれない事が注目される。約束手形は上、下期を通じて三億六千五百萬圓、爲替手形は六千九百萬圓を乞加し、預金手形は上期七千五百萬圓を少、下期三千八百萬圓増加、送金小切手は上、下期を通じて二億五千二百萬圓を増加した。雜類は上期四億一千四百萬圓を下期三億六千七百萬圓を増加したが之は公債利息及配當金領收證の交換金額の増加もあるが之のが主因と思はれるものと見られる。尙コール手形は上期三千八百萬圓を手数料も含め増加してゐる。これは郵便局の公債賣出額がその後交換經由を以つて決済されたものと見られる。尙コール手形は上期四億五千萬圓を一億三千八百萬圓、下期十億三千百萬圓を左の如し(單位千圓△印減)△東京手形交換高

△手形種類別前年同期比較		上期	下期十一月迄
當座小切手	△三、六百	△一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
送金小切手	△四、五五	△一五〇、〇〇〇	
約束手形	△一、九〇	△一〇〇、〇〇〇	
爲替手形	△一、七五	△一〇〇、〇〇〇	
預金手形	△一、七五	△一〇〇、〇〇〇	
小計	△一、一五〇	△二、五〇〇、〇〇〇	
雜類	△一、六〇	△一、五〇〇	
コール手形△(一六、五一)	△一〇、〇〇〇、〇〇〇	△一〇、〇〇〇、〇〇〇	
十三年中の預金部活動状況			
【三・八】大蔵省發表　總ての經濟活動 が事變目的の達成を目標として體制を整 へるに至つた本年中に於ける大蔵省預金 部の活動状況は次の通りである。即ち預 金部資金局は昭和十三年中に五回に亘り 預金部資金運用決定額十一億圓 を超過する巨額なる資金の新規運用を 決定した、この新規運用決定額十一億圓 の内容を極く大括みに分類して見ると、 其の内最も大きな部分を占めるものは國 債に対する放資であつて其の額は七億五 千萬圓に達する。次に道府縣市町村、各 種組合、其の他廣く農村、中小商工業に 融通せられる低利資金が合計して二億四 千萬圓に上る、残りの約一億一千萬圓は 特殊銀行會社等の債券に對する投資等に 依つて占められて居る、右の國債、地方 資金、社債の全部を包括した昭和十三年 中十一億圓の決定額に對し同年中(十二 月廿二日迄)に運用實行済となつた額は 十億三千餘萬圓に達する、此の内には前 年決定額の融通未済で継続されたものと 融通實行額をも包含して居るが、大體に 於て決定額に近い金額の融通が實行され			

△輸出		昭和十三年	前年同期比
内地	△	△六一、七九	△
朝鮮	△	△六一、四六	△
臺灣	△	△五、四三	△
計	△	△一、九八、六六	△
△輸出入合計	△	△一、九八、六六	△
内地	△	△一、六五、一七	△
朝鮮	△	△一、六五、一七	△
臺灣	△	△一、六五、一七	△
計	△	△一、六五、一七	△
△差引超過(△印入超)	△	△一、五八、七〇	△
内地	△	△一、一〇八	△
朝鮮	△	△一、一〇八	△
臺灣	△	△一、一〇八	△
計	△	△一、一〇八	△
右の如く大藏省發表本年度本邦對外貿易概算によれば本年度に於ける朝鮮、臺灣を含む我が企士貿易は輸出廿八億一千二百萬圓、輸入廿七億六千四百萬圓であつて差引貿易尾は四千八百萬圓の出超となつた。本邦對外貿易が出超を示したのは大正七年以來實に廿一年振りの現象で右の如く出超に轉じたことはまことに異例的なことである。これは我が對外貿易が自由主義的傾向を完全に脱却し強力な貿易統制の下に置かれたことを物語るものであるが、本年の我が對朝的對外貿易の推移は今後に於ける動向を明瞭に示唆	△	△	

したるものとして注目される、即ち本年貿易を前年同期に比すれば輸出は四億四千五百萬圓(一四%)を又輸入は十一億三千五百萬圓(二九%)を何れも激減し就中輸入の減少が目立つてゐる、この結果貿易尻は前年の記録的入超額六億三千五百萬圓より一舉に出超を轉換するに至つたがこれと言ふまでもなく輸入に於て嚴重な制限が加へられたことによるもので貿易が計画性を帯びるに至つた譲左である。

年 度	生 地	前年同期		比 較增減
		数量	金額	
生地	数量	一、六三〇	一、六三〇	△一、六三〇
晒	数量	一、六二五	一、六二五	△一、六二五
加工	数量	一、六二四	一、六二四	△一、六二四
合计	数量	一、六二四	一、六二四	△一、六二四

原材料の爲替許可額は一様でない、總體的に見て平均三割となつてゐる。商品別リンクとの關係 特殊リンクは商品別リンクを多數一括して運めたるもので兩者の間に二質的機能の差異はないが、異なる點は左記諸點である。

1 商品別リンク適用品目を除外してあること

商品別リンクに於ては輸入品は直接原料に限られ副原料たる材料を包

含してゐないが、特殊リンクは原料の外材料を包含し例へばセメントの輸出に附し原料に非ざる單なる材料

輸出用原燃料の内地轉用阻止に關する商

業者では輸出用原燃料配給會社を全國主

要產地府縣に生産者、輸出入關係業者等

工省令を同じく廿九日付官報を以つて公

布一月十日より施行することとなつた、

同省令の題旨は左の如くで、之に違反す

れば措置法第五條により一年以下の懲役

又は五千圓以下の罰金に處せられる

各類商品をも包含した一般的なものとす

るかの二つの方法が考へられるが商工省

作成中である、輸出用原燃料配給會社の

具體案としては、商品別に設立するか、

各種商品をも包含した一般的なものとす

るの二つの方法が考へられるが商工省

ととしては後者の方法をとつて會社を設立して輸出用原燃料配給會社の設立する旨は、商品別に設立するか、

具體案としては、商品別に設立するか、

各種商品をも包含した一般的なものとす

るかの二つの方法が考へられるが商工省

が更に事業別利益率は左の如く金属精錬

	本年 上期	前年 同期	本年 下期	前年 同期	本年 上期	前年 同期
製造工業	一割 六分	一割 七分	一割 六分	一割 七分	一割 七分	一割 七分
染織工業	一・六	一・五	一・六	一・五	一・六	一・五
化學工業	一・五	一・四	一・五	一・四	一・五	一・四
機械工業	一・九	一・八	一・九	一・八	一・九	一・八
金屬精鍊業	二・六	一・八	二・六	一・八	二・六	一・八
石油精製業	二・三	一・六	二・三	一・六	二・三	一・六
飲食物工業	一・七	一・六	一・七	一・六	一・七	一・六
雜工業	一・九	一・七	一・九	一・七	一・九	一・七
製造工業平均	一・七	一・六	一・七	一・六	一・七	一・六
電氣業	一・三	一・二	一・三	一・二	一・三	一・二
瓦斯業	一・三	一・二	一・三	一・二	一・三	一・二
總平均	一・六	一・五	一・六	一・五	一・六	一・五
△利益金屬分狀況						
製造工業の利益金額社外分配（株主配當、役員賞與金）は三割六厘、社内保留（諸種資本立金、固定資產銷却、後期繰越金）は六分九厘、電氣瓦斯は社外分配四割四分三厘、社内保留五割五分七厘、總平均は社外分配三割三分四厘、社内保留四厘に比し遙かに小さく、その原因に時局産業の社外分配抑制が平和産業の収益減に加したが製造工業の増加率は電氣瓦斯は二割三厘に次ぎ、最低は電氣業の一割二分三厘であるが、前期に比較すれば飲食物工業及石油精製業を除き較も増加率によつて収益狀況を見るも製造工業は十八割一分五厘（前期比較三分六厘増）電氣瓦斯は二割六分九厘（一七七厘增）總平均十一割八分（五分三厘增）と上進を示した。						

に求められる、事業別左の如き

航空機製造事業許可會社決定

〔三・五〕 政府はさきに航空機工業の開拓、促進の爲め防衛業上の重要性に鑑みてこれが急速なる確立振興を期するため前議會の協賛を得て、申請することを要するため續々申請書を提出し遞信省ではこれ等の申請書の審査に關する事項を明確化したが同法によれば既存の社と雖も改めて事業經營の許可を遞信省より申請することを要するため、(一)土地收用法の適用、(二)所得稅、(三)營業収益稅、(四)機械材料等の輸入稅免除、(五)資本增加社債募債金の交付、(六)資金額拡大による増資及び拂込株金額の二倍割の引價募集を爲し得る資金調達上の便益、(七)機械設備の擴張、改良、軍用機の製造、技術者の養成等に關し必要な命令を爲すことになつてゐるので、國航空機製造事業は今後一大飛躍をなすことが決定されるに至つた。

中島喜代一 機械の製造事業

〔三・三〕政府は防産業上の重要性を確立振興を期す。經て航空機製造事業日より施行した社と雖も改めて事臣に申請すること書を提出し遞信省許否に關し過般來と連絡審議の結果うち相當の規模と十四社に對し一括した、この許可社(一)土地收用法、び營業収益稅、具機械材料等の、獎勵金の交付、につき商法の特前の増資及び拠債集卷を爲し得與へること

許可會社決定
中島喜代一 發動機の製造事業

中島喜代一 搭動機の製造事業

川崎航空機工業株式會社 愛知時計電機株式會社 立川飛行機株式會社
昭和飛行機工業株式會社 青木鎌太郎 取締役社長 立川正義
日本樂器製造株式 春日弘 取締役社長 渡邊福 取締役社長
佳友金屬工業株式 堀悌 取締役社長 渡邊繁 取締役社長
株式會社渡邊工
日本飛行機株式會社 川西航空機株式會社 松方五
川西 龍

一 発動機の製造事業

時總會は廿二日正午より上野精養軒に開催され、各地方組合代表者百餘名出席、美濃部官選議事論長席につき議論の挨拶、諸般の報告ありたる後講事に入り、定款變更の件並に各種規程變更の件及び昭和十四年度各種歲入歲出豫算更生案の件も異議なく可決された。而して今回の定期の改正は長期經濟建設に伴ふ我が產業界一般の統制強化に即應すると共に多年の懸案たる紡織織布部門の紡工聯加盟を中心として爲されたものでその重要點は左の如くである。

一 構成並に資格の變更

イ 従來合體されてゐた染色部門を分離し紡工聯は紡織關係のみの團體としたこと

ロ 紡聯織布部門加盟に伴ふ過渡的處置として單獨加入の資格を左の如くしたところ

A 千臺以上の會社の單獨加入は之を認める。

B 千臺以下にして現在地方組合に工場單位で加入してゐるものばそのまゝとする

C 千臺以下のものと雖も現在地方組合に加盟してゐないものは此際單獨加入を認める。(而して右は一體の經済的處置であり今後地區的整理を行ふと共に根本的整備を行ふことになつてゐる)

二 役員會の構成 統制の強化と共に綱領を以て政府の代行機關たらしむべ

イ 役員會の構成を理事十名、監事三名意圖並に從來の業者代表の弊害を除去する目的を以つて

昭和十四年度各種歲入歲出豫算案等を附議何れも異議なく可決された。而して今回の定期の改正は長期經濟建設に伴ふ我が產業

中心として爲されたものでその重要點は左の如くである。

△監事のうち一名は當任とし、會計

監査の確實を期したこと

ハ 參與として學識經驗あるものを選任すること(參與には商工省工務局長、工業組合長、鐵道工業課長が就任することになつてゐる)

ニ 業者の希望並に意見開陳の機關として評議員會を設け(員數は廿名、紡聯、紡工聯より各十名選出)評議員會の議決を経るに非ざればそれとを得ずとしたこと

三 統制規程の改正 リンク制實施に伴ひ既に實際上廢止されてゐた生産統制の希望、意見は總會に附議することを得ずとしたこと

四 不合格品の處理 輸出不合格品については物資節約の目的を以つて圓プロ

ク並に内地に供給し得るやうにした

尙ほ當日の總會に於てはこのほか、理事、

監事に左の諸氏が選任されたが、殘餘の

組合に加盟してゐないものは此際

單獨加入を認める。(而して右は

一體の經済的處置であり今後地區

的整理を行ふと共に根本的整備を

行ふことになつてゐる)

又綱系統制委員は新理事によつて選任せられることとなつた

△理事

長尾義光(阿波)加茂喜一郎(遠州永久)

(社)中井力太郎(大阪)名倉一巳(前愛知

縣商工主事)

名とし、理事の内一名を理事長、三

名を常務理事とし、理事機關は單

なる事務執行機關ならしめたこと

○ 監事のうち一名は當任とし、會計

監査の確實を期したこと

△監事 小泉善一郎(佐野)

名とし、理事の内一名を理事長、三

名を常務理事とし、理事機關は單

なる事務執行機關ならしめたこと

○ 監事のうち一名は當任とし、會計

監査の確實を期したこと

鐵製避難所の構築が本計畫中の主要な部分を占めている。

英を脅威する獨の航空母艦

透

海軍の機頭振りは自覺しいもの

があるが目下建造計畫中の航空母艦は極めて優秀な性能を有するものと傳へられ英國海軍當局の恐怖的的となつてゐる、即ち今年度の建造計畫中に豫定されるコルセア型の新航空母艦は六吋砲十六門、四吋高角砲十門、高角機關砲乃至機關銃廿二門を裝備し相當の重装甲を備へながら卅二節の快速を有するものでこれに比較すれば英國海軍が目下建造中のアーチロイアル型の航空母艦は砲數、装甲、速力の何れに於ても遙かに劣弱なものである、この航空母艦を以てすれば巡洋艦の如きは到底太刀打ち出来ず主

要の間で意見の交換を開始した、因に

た

▲獨の對英並牒と佛の見解 パリ

【三・一】英獨海軍會議終る ロンドン

【三・二】英獨海軍會議終る ドイツ

【三・三】米海軍當局では大西洋艦隊を明

確に規定された潜水艦保有量とする時は相

互に協議する旨を規定してゐる

▲英獨海軍會議終る ロンドン

【三・四】米海軍當局では大西洋艦隊を明

確に規定された潜水艦保有量とする時は相

互に協議する旨を規定してゐる

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

あるが全艦隊はアンドリューース提督指揮下の「黒」艦隊(防禦軍)とカルブフス提督指揮下の「白」艦隊(攻撃軍)との兩軍に分れ、南はパナマ運河、カリビア海から北は米國東海岸に至る廣大な大西洋上に於て壯烈なる攻防戦が展開されることとなり、尙演習中の主要作戦は次の如きものと云はれる。

一 パナマ運河攻防戦
一 カリビア海に於ける作戦第廿號の實

一 米國東海岸に於ける攻防戦

白 下院防空豫算通過
義 耳 ブリュッセル【三・三】ベルギー
一 下院は二十四日總額六億フランに達する厖大な防空特別豫算を可決した。右防空豫算によつて實施されるベルギーの防空計畫は第一段として機員一萬五千名の特別防空隊を編成し、飛行機、高射砲等を整備せしめ次いで全國に大々的にガス・マスクを配給せんとするにある。



英首相の演説と英紙
ロンドン【三・三】チエンバレン英首相は十九日下院に於て英獨關係に言及し、イタリアに對しても首相の立場は強固である。日支事變に對する政府の眼目は機會を待ち公平且つ合理的條

紙の論說左の通り

△タイムズ紙 チエンバレン首相のドイ

ツに対する態度に就いては異論の餘地なく又イタリアに對しても首相の立場

は強固である。日支事變に對する政府

の眼目は機會を待ち公平且つ合理的條

件の下に紛争終結を援助するに在る。

英米は共に對支貸付の用意あり英米の利害及び見解は殆ど同一である。

△デーリー・テレグラフ紙(保守系)英國の輿論は首相と等しくドイツよりの平和的ヂエスチニアを期待し居るも獨紙

の論調はミュンヘン協定の精神に添はざること甚しく從つて首相は國民よりも一層焦慮してゐるに違ひなく、極東中歐、スペイン等に於ける不安は右の如きヂエスチニアの示されない結果である。又反對黨の政敵は外國に於ける反感を強め且英國民の一致を疑はしめ政策成功の機會を奪ふものである。

△マンチエスター・ガーディアン紙(自由黨系)首相の政策は漸く現実に即しつゝあり、拒まれるに決つてゐる友情の手をさし伸べるのを控へドイツよりのヂエスチニアを俟つことは國民の感

情をよく表明したもので又極東問題に關しても現實政策に出で英國の立場を日本に知らしめることが出来たがイタリアに關しては首相は現實に即せず依然諒解増進或は個人的接觸の古文句を弄してゐる。更に注意すべきは労働黨の政策は日獨伊並にフランコ政權を同時に敵に廻すこととなるとの言であつて若し政府がフランコ政權が防共協定

は十二月二十日開催の緊急院内大會を開催しサミュエル・ホアード氏又は現空相キン

ダーウィン(深洲)【郵信】去る十一月

ロンドン【三・三】約一週間に亘る米國訪問より廿一日歸米せるイーデン前外相

△デーリー・ヘラルド紙(保守系)英國が常に退却するならば英國は間もなく保全を維持せざるに到るであら、ミュンヘン會談から

チエンバレン首相は國際關係が大に改善せられたと確信して歸つたが今首

相がドイツより何等かの平和的ヂエス

チニアの表示を待つと告白する處を見ると英獨平和宣言は首相にとりヂエス

チニアできへない譯である

△デーリー・ヘラルド紙(保守系)英國は常に退却するならば英國は間もなく保全を維持せざるに到るであら、ミュンヘン會談から

チエンバレン首相は國際關係が大に改善せられたと確信して歸つたが今首

相がドイツより何等かの平和的ヂエス

チニアの表示を待つと告白する處を見ると英獨平和宣言は首相にとりヂエス

チニアできへない譯である

英内閣明春改造か

ロンドン【三・三】チエンバレン首相は明年一月ローマ訪問後内閣の改造を斷行

△デーリー・ヘラルド紙(保守系)英國に於ける所によるとイーデン前外相は右報告に際し米國政府の全體主義國

問題のホア・ベリシヤ陸相については自

然諒解増進或は個人的接觸の古文句を弄してゐる。更に注意すべきは労働黨の政策は日獨伊並にフランコ政權を同

時に敵に廻すこととなるとの言であつて若し政府がフランコ政權が防共協定

は廿一日下院で緊急院内大會を開催しサミュエル・ホアード氏又は現空相キン

ダーウィン(深洲)【郵信】去る十一月

ロンドン【三・三】約一週間に亘る米國訪問より廿一日歸米せるイーデン前外相

△デーリー・ヘラルド紙(保守系)英國が常に退却するならば英國は間もなく保全を維持せざるに到るであら、ミュンヘン會談から

チエンバレン首相は國際關係が大に改善せられたと確信して歸つたが今首

相がドイツより何等かの平和的ヂエス

チニアの表示を待つと告白する處を見ると英獨平和宣言は首相にとりヂエス

チニアできへない譯である

エンバレン首相が明春のローマ訪問に

エーデン前外相イーデン

△デーリー・ヘラルド紙(保守系)英國が常に退却するならば英國は間もなく保全を維持せざるに到るであら、ミュンヘン會談から

チエンバレン首相は國際關係が大に改善せられたと確信して歸つたが今首

相がドイツより何等かの平和的ヂエス

チニアの表示を待つと告白する處を見ると英獨平和宣言は首相にとりヂエス

チニアできへない譯である

英陸相パリ訪問

△デーリー・ヘラルド紙(保守系)英國が常に退却するならば英國は間もなく保全を維持せざるに到るであら、ミュンヘン會談から

チエンバレン首相は國際關係が大に改善せられたと確信して歸つたが今首

相がドイツより何等かの平和的ヂエス

チニアの表示を待つと告白する處を見ると英獨平和宣言は首相にとりヂエス

チニアできへない譯である

△デーリー・ヘラルド紙(保守系)英國が常に退却するならば英國は間もなく保全を維持せざるに到るであら、ミュンヘン會談から

パリ【三・三】北佛ストラスブルグでク

リスマス休暇を利用し静養中だつたボア

・ベリシヤ英陸相は卅一日午前パリに到着した、同氏はパリに二日間滞在の豫定

である

△デーリー・ヘラルド紙(保守系)英國が常に退却するならば英國は間もなく保全を維持せざるに到るであら、ミュンヘン會談から

チエンバレン首相は國際關係が大に改善せられたと確信して歸つたが今首

相がドイツより何等かの平和的ヂエス

チニアの表示を待つと告白する處を見ると英獨平和宣言は首相にとりヂエス

チニアできへない譯である

△デーリー・ヘラルド紙(保守系)英國が常に退却するならば英國は間もなく保全を維持せざるに到るであら、ミュンヘン會談から

チエンバレン首相は國際關係が大に改善せられたと確信して歸つたが今首

相がドイツより何等かの平和的ヂエス

チニアの表示を待つと告白する處を見ると英獨平和宣言は首相にとりヂエス

チニアできへない譯である

△デーリー・ヘラルド紙(保守系)英國が常に退却するならば英國は間もなく保全を維持せざるに到るであら、ミュンヘン會談から

チエンバレン首相は國際關係が大に改善せられたと確信して歸つたが今首

相がドイツより何等かの平和的ヂエス

チニアの表示を待つと告白する處を見ると英獨平和宣言は首相にとりヂエス

チニアできへない譯である

△デーリー・ヘラルド紙(保守系)英國が常に退却するならば英國は間もなく保全を維持せざるに到るであら、ミュンヘン會談から

チエンバレン首相は國際關係が大に改善せられたと確信して歸つたが今首

相がドイツより何等かの平和的ヂエス

チニア

外國貨付再禁止とボンド貸

△デーリー・ヘラルド紙(保守系)英國が常に退却するならば英國は間もなく保全を維持せざるに到るであら、ミュンヘン會談から

チエンバレン首相は國際關係が大に改善せられたと確信して歸つたが今首

相がドイツより何等かの平和的ヂエス

チニアの表示を待つと告白する處を見ると英獨平和宣言は首相にとりヂエス

チニアできへない譯である

シチーフ方面では何等か斯くの如き手段が示さず一方歐大陸筋も大してこれを意図せずしてポンド貨賣の續けて居た外とせずしてボンド貨賣の續けて居た政府によりとられるであらうと豫期して居つたところでこれに對して大して關心を示さず一方歐大陸筋も大してこれを意図せずしてボンド貨賣の續けて居た尤も英米クロス・レートが四弗六五仙七仙五の相場に達するとイギリス爲替平衡資金が活潑に市場に干渉しこのため相場は引緊り其後亦自力で僅か乍ら昇騰を示し大引相場は四弗六六仙一二と前日より三八ポイント安に止つた

東歐の暗雲次第に濃くならへて來たがチニコ問題の例に鑑みフランスがソ聯及びボーランドと如何なる關係にあるかは各人の關心を禁じ得ざるところである、ソ聯との約束は主として一九三五年の相互援助條約と附屬議定書に基くものだが當時はロカルノ條約が歐洲半島の基礎をなしてゐた頃で自然東歐にも同様の平和機構を設けんとしたのである、然しこれがドイツの不參加により單なる佛ソ協定に終つた次第は當時の附屬議定書に見るも明瞭だ、而して條約そのものは聯盟規約殊に第十五、十六、十七條と關聯せしめこれ等規定の發動する場合に限り援助の義務も亦發動するものであるが其後これ等規定の解決に非常なる論議を見たのは周知の通りである、次にボーランドとの關係は佛波ロカルノ協定及び一九二二年二月のパリ協定に基くもので前者はロカルノ平和機構と不可分の一部をなしてゐること明かなるのみならず聯盟規約にその基礎を置いてゐる、然るにベック波外相は從來ボーランドが規約によるものかカルノ機構とも信賴を置かざる旨屢々明言したことあり又一九二一年協定は元來ソ聯に對するもので且その第一條以下の規定を見るも同盟ではなく協議の義務を約せるに過ぎず而もボーランドは一九三四年一月獨波宣言の際にも亦先般チニコに對して敵對的態度を探つた時もフランスは何等協議しなかつた、他方現實に眼を蔽ふことの

左岸再武装、ジーラード線の築造
ロカルノ機構の瓦壊、集團平和機構の
衰退、小國の中立化、ソ聯内部種々の
出来事等聯盟機構の下に生れた各種條約
約締結當時豫見されなかつた事態に吾
人は直面してゐる、而してこれ等條約
が如何なる程度に於て今なほ有效と見
らるべきや、又如何にこれ等を強化し
又は解消せしむべきや、又その結果は
どうなるかは問題である、抑々フラン
スはその植民地の完全なる防衛に當り
つゝ他方同時に歐洲大陸に於ける危險
なる脅険に引きづり込まれることを許
し得るや、即ち一方イタリアの要求を
斷乎としてはねつけると同時に他方東
歐に於てドイツをしてイタリアの要求
を支持せしむるに至る如き政策を取り
得るや、國家の眞の利害は何處に有り
や、以上の疑問は孰れも判斷の材料を
完備してゐる政府のみが答へ得るもの
である、政府としてはこの國際國氏に問
題の眞相を知らすべきである

面から猛烈な反対あり熱烈的討議が行われた揚句ダライエ首相の提議に基く投票により採否を決することにならなかった。賛成は右翼派中央派並差であつた、賛成は右翼派中央派並進社会黨大多数で、共産黨、社会黨一部反対、社会同盟の大部分、急進社会党名も之に参加した、右投票結果はどうも内閣の弱體性を曝露したものと見て注目されるが續いて午後行はれた時所得税増徴案の投票では賛成三百廿一反対二百六十五票で稍持直した、尙ほ度豫算提出（六百六十三億三千百万、百廿九票を以て明年度豫算案を可決、）に關する財政第一案は既に下院を過してゐる。

上院に回附した

重要國務會議

總豫算案下院通過

パリ【三・二】 フランス下院は廿二日、日一九三九年度豫算案の討議を行つた結果、廿三日拂曉に至り三百六十六票反対二百六十五票で稍持直した、尙ほ度豫算提出（六百六十三億三千百万、百廿九票を以て明年度豫算案を可決、）に關する財政第一案は既に下院を過してゐる。

とする舉國一致内閣なる自己の主張を撤回し「真正共和政府樹立」といふフォール派の提案に譲歩した事實もあり愈々右傾するダラディエ内閣を前にして議會論争の第一黨たる社會黨の悩みは深刻である

と鋼鐵の價格は百姓に付ナフラン方引上げが期待され
ける様である。なほフランスの鍛鋼
價格は一九三七年十一月以來改訂されず
今日に至つて居るがこの間生産原價は著
しく昇騰して居るので價格引上げが期待

佛伊關係

パリ【三】 フランス労働組合の総元老
緒たる労働同盟（CGT）は一九三四年以來人民戦線運動の波に乗り一躍膨脹し數百萬の會員を擁して宛然政府の一敵

國の觀を呈してゐるが、最近その勢力が急速に減退してゐることは注目される。右は人民戰線の崩壊、緊迫した國際情勢に應じての産業の準戰時體制への轉換等によるものである。

た農業労働者組合などは著しい例であるが、この因するものたる最近數ヶ月來の減退傾向は過般の總罷業失敗により更に拍車をかけられる結果となつた。廿一日のマタナン紙が推定する所によれば一九三六年五百萬に達した總同盟會員は明一九三九年には二百萬に減少しようといはれる。加開組合では一九三六年の組合員數五十五萬から現在十萬に減少した建築労働者組合、同じく廿五萬から二萬五千に減少し、

佛大使獨次官と會見
ベルリン【三・三】駐獨フランス大使クーロンドル氏は廿一日ドイツ外務省にワイヤーを送り、外務次官を訪問、長時間に亘り意見交換を行った。クーロンドル大使が齋任當時ワイヤーを休暇で不在だった爲これが最初の會見である。

鐵鋼價格引上げ期待

十八日ボンセ駐伊大使を通じ一九三五年佛伊協定無効を通告したが右通告は直ちに翌十九日英國政府へ傳達されてゐる事が明かとなつた。イタリア政府の右通告に對し英國政府は来る一月チエンバレン首相がローマを訪問する際佛伊關係が好轉して居る事を期待してゐたのに不満の色藏ひ難いが何等か妥協の道は見出されようと鑑識してゐる様様である。即ちチエンバレン首相はムソリーニ首相に對し

フランスは現在の所何等譲歩を行ふ餘地はない、但しイタリア側が對佛友好的ゼスチニアを取れば別である旨警告を發し局面の打開を圖るのではなかと見られてゐる

佛伊協定廢棄の對策協議

バリ【三・三】イタリアのチニニス回復要求に端を発する佛伊關係の悪化は去る十八日イタリア政府がフランスに對し一九三五年一月七日締結の佛伊協定は無効であると思惟する旨通告した結果一段と緊張の度を加へてゐるがフランス政府は明廿四日エリザベ宮に國務會議を開催イタリア政府の廢棄通告に對するフランス側の對策につき重要協議を擧げることとなつた。フランスとしては一九三八年當初佛伊會談に續いて佛伊會談の開始などをイタリア側に申入れた事實がありミンヘン協定の成立後はローマに正式大使を任命エチオピア併合承認の舉に出るなど一九三五年佛伊協定の線に沿つて極力對伊關係の調整策を講つて來てゐるのとて頗る不満を抱いてゐる模様である

ボン外相は既に上下両院に於いてフランスは一時たりともその領土を他國に譲渡しない旨の強硬決意を表明、チニス、コルシカ等の回復には一切曉じ得ない旨を示唆してをりイタリア政府が佛伊協定締結以後に於ける生態の變化を理由に謝辯これが無効を主張するならばフランスも情勢の變化を理由としてチニス在住イタリア人の地位を保障した一八九六年とのチニス協定を廢棄するだらうと観測をしてゐる

佛の對伊回答決定
パリ【三・四】 フランス政府は廿四日午前國務會議に於てイタリア政府の佛伊協定廢棄通告に對するフランス政府の回答文を決定、同回答文は廿七日又は廿八日午後セ駐伊大使を通じイタリア政府に傳達される所である。回答内容は大體左の如きものと解されてゐる

一九三五年の佛伊協定はイタリア、フランス兩國間に凡ての懸案を解決して居る事實に鑑みフランス政府はイタリア政府の同協定廢棄を以て現狀を覆しめることを認め遺憾とせざるを得ない

尙ボンヌ外相は右國務會議に際し對伊回答の他

一 チエンバレン首相の訪伊に關しフィーヴー
ツブス駐佛英國大使と行つた會談内容
一 ルカシニエヴィツツ駐佛ボーランド大使との會談内容
一 スペイン内亂をクリスマス中休戰状態とすべく交渉せる經過等に關しても報告を行つたものと言はれる

伊慶賽を英獨にも通告
ローマ【三・五】 イタリア政府は去る十八日フランス政府に對して一九三五年の佛伊協定を廢棄する旨通告したが更に廿四日駐伊ベース英大使、マッケンゼン獨大使を通じ夫々英獨兩國政府に對して同様に佛伊協定廢棄通告に對するフランス

政府の回答を手交した。フランス政府の回答は先づイタリア政府が譲棄通告に舉げた廢棄の理由三ヶ条を反駁し佛伊協定が依然有効なる事を主張したものである。回答裏文左の通り。

イタリア政府は十二月十八日の覺書に於て一九三五年の佛伊協定の廢棄を通告しその理由として次の三項を舉げて居る。

一 同協定はまだ批准書の交換が行はれなかつた。

二 一九三五の協定にはチニス在住イタリア人の地位に關する一八九六年の協定に代るべき協定締結のため佛伊間に交渉を行ふ事が規定してあるが爾後フランスは一度もかゝる交渉を開始しなかつた。

三 フランスは對伊制裁を強行して一九三五年の協定の精神を蹂躪した。イタリア政府の右主張に對しフランス政府は之を反駁し左の如く主張するものである。

一 フランス議會は既に一九三五年の佛伊協定に批准を了して居り批准書が交換されて居なくともこれはフランス政府の責任ではないのである。且つチヂ、アヂスアベバ鐵道株一千五百株は既にイタリア政府に譲渡されイタリア政府もこれを受理してゐるのであるからイタリア政府の主張にも拘らず同協定は既に效力を發してゐる。

二 チニス問題の解決遲延はフランスの如きによつて齎されたのではない。エチオピア戦争中に於けるフランス政府の態度は何等佛伊協定の成文

乃至精神に違反するものでは無い、何となればフランスは聯盟國の防衛の爲聯盟によつて決定せられた集團的行爲に參加したまゝあつてイタリアに對する計画的敵對行爲は自制したのであつた。フランスは却つて

聯盟に對する義務とイタリアに約する友好關係を調和せしむる努力し來つたのである。又イタリア政府自身もフランスのこの友誼的態度により好影響を及ぼしたことを認めてゐる。

なほチノ外相は右會見終了後直ちに目下クリスマス休暇でロマーニヤの別墅にて滞在中のムソリーニ首相に同回答の内容を通達した。

伊作家代表遣放せらる。

パリ【三・三】チニス問題を繞り佛伊關係惡化の折柄情勢は遂に文化方面にも飛火し廿一日フランス政府當局はイタリ

ア側がフランス作家協會ローマ代表エマヌエル・オーディシオ氏を國外退去處分に附したのに對抗しイタリア作家協會ペリ代表フーゴー・ジエラルディ氏を同じく國外退去處分に附した旨發表した。

チニス總督訪佛

パリ【三・三】イタリアの佛領チニス要求示威を繞る佛伊關係はイタリア政府のラヴァール・ムソリーニ協定廢棄通告に依つてその成形が憂慮されてゐるがチニス總督エリーカ・ラボンヌ氏は廿六日午前チニスよりパリに到着、直ちに首相官邸にダラディエ首相を訪問、チニスの現狀を報告すると共に明春一月

早々行はれる首相のチニス訪問につき

スのみによつて齎されたのではない。

三 エチオピア戦争中に於けるフランス政府の態度は何等佛伊協定の成文

佛政府地中海對策協議

一 マを訪問することとなつたが佛伊關係が最近急角度に悪化するに至つたので連

が最近急角度に悪化するに至つたので連

に豫定を變更しローマへの途次一月九日頃特にパリに立寄りフランス政府當局と

ダライアの對佛示威に對抗してチニス・コルシカを訪問し屬地保護の強硬決

意を表明する豫定であるがこれに先立ちしたのであつた。フランスは却つて

聯盟に對する義務とイタリアに約する友好關係を調和せしむる努力し來つたのである。又イタリア政府自身もフランスのこの友誼的態度によつて

身もフランスのこの友誼的態度によつて

聯盟に對する義務とイタリアに約する友好關係を調和せしむる努力し來つたのである。又イタリア政府自身もフランスのこの友誼的態度によつて

身もフランスのこの友誼的態度によつて

聯盟に對する義務とイタリアに約する友好關係を調和せしむる努力し來つたのである。又イタリア政府自身もフランスのこの友誼的態度によつて

身もフランスのこの友誼的態度によつて

聯盟に對する義務とイタリアに約する友好關係を調和せしむる努力し來つたのである。又イタリア政府自身もフランスのこの友誼的態度によつて

身もフランスのこの友誼的態度によつて

聯盟に對する義務とイタリアに約する友好關係を調和せしむる努力し來つたのである。又イタリア政府自身もフランスのこの友誼的態度によつて

身もフランスのこの友誼的態度によつて

聯盟に對する義務とイタリアに約する友好關係を調和せしむる努力し來つたのである。又イタリア政府自身もフランスのこの友誼的態度によつて

身もフランスのこの友誼的態度によつて

身もフランスのこの友誼的態度によつて

身もフランスのこの友誼的態度によつて

身もフランスのこの友誼的態度によつて

身もフランスのこの友誼的態度によつて

へ叩き込むことならうと呼稱してゐる、軍用道路は既に伊領エリトリアのアツサバから佛領スマリーランドの國境迄建設された、更にエチオピアに於ても盛んに土民軍の新配備が行はれつてある模様である、これに對しフラン

ス側では萬一の場合にはデブチ並にア

モ佛伊關係の重大化に鑑みナエンバレ

ン英首相、ハリファツクス同外相は明春とくなつたと傳へられる

ローマ訪問の途次一月九日頃パリに立ち

寄り英伊會談に關する打合せを行ふだらうと傳へられてゐたが廿七日フランス官

僚では「自下のところチエン・ペレン、ハ

リニア側のチニス回復要求に對抗して明

年早々佛領チニス、コルシカを訪問、

佛領殖民地不割譲の決意を示威すること

となつたがダラディエ首相は廿七日午後

陸軍省に於て最終打合せを行つた結果旅

行日程を次の如く正式決定した

一 ダラディエ首相一行は明年一月二日

乃至三日議會に於て三九年度豫算が可

決されるのを待つて直ちにツーロン軍

港を出發巡洋艦に搭乗して屬地艦隊の

護衛の下にコルシカに向ふ

一 コルシカ島のバスチアに上陸コルシ

カ出身のカンパンキ海相以下コルシカ

佛兵デブチに驅逐艦派遣

バリ【三・元】チニス問題を繞る佛伊關係はイタリアの

關係の惡化はイタリアの佛伊關係

も斐イップス英國大使も英國政府首腦の

リファツクス兩氏のパリ訪問は計畫され

てゐない」旨言明し右の聲を否定した、又廿七日午後ボンヌ外相は斐イップス駐

佛英國大使と會見佛伊關係に關するフ

ラニス政府の見解を説明したがボンヌ外相

も斐イップス英國大使も英國政府首腦の

リファツクス兩氏のパリ訪問は計畫され

たがフラン西當局は廿九日萬一の

機説によつて一層拍車をかけられるに至

る、尙右會議に關聯し佛伊關係の進展

は注目されてゐるがフラン西當局では

「伊領ソマリーランドでイタリア兵が移動してゐるがソマリーランドでは軍大な問題は起るまい」と事態を樂觀してゐる

問題は起るまい」と事態を樂觀してゐる

無根である

佛兵デブチヘ マルセーヌ【三・三】

政府はデブチに於ける事態が急惡化し

た場合に備へて艦隊艦隊モーベルヴィエ

(二、五〇〇噸) 艦隊艦隊モーベルヴィエ

(一、九九六噸) 並にセネガール狙擊

兵一個大隊約一千名をデブチに派遣す

るに決定した、それ以上デブチに對し

大兵を派遣したとの風説は全く事實

た

佛兵デブチヘ マルセーヌ【三・三】

右艦隊軍の一部セネガル兵一個大隊は卅

一日午前運送船スフィンクス號、シャン

ルタを訪問頗してチニスに向ふ

一 チニス南方の國防施設を視察した

一 アルゼリアには一日間滞在、一月十

日議會再開前にパリに歸還する

佛兵デブチヘ マルセーヌ【三・三】

佛兵ソマリーランドのデブチから次の如

きセンセーションナルな報道がパリに傳へ

られ一般に多大の衝撃を與へた

イタリア側は最近ソマリーランドの士

ヨルナーレ・ディタリアは廿八日紙上に

「チニスの統治」と題する主筆ガイダ

ローマ【三・三】ファシスト黨機關紙ジ

下に提出、攝政はこれを一旦受理して直ちに同氏に再組閣を委嘱した、新内閣は若干閣僚の入替を以て廿一日中に成立する見込だが内閣の方針には何等變更がない模様である。

ユーロー新内閣成立

ベオグランード【三・三】 ユーロースラヴ

ニア議會改選の結果恒例により總辭職を行つたストヤデイノヴィツチ内閣はパウル攝政より再組閣の委嘱を受けて廿一日

組閣を完了した、新内閣は舊閣僚を中心として若干の入替を行つたものに過ぎず

施政方針にも何ら變更を見ない模様であ

る、新内閣の頃觸れ左の通り

首相兼外相 ミラン・ストヤデイノヴィ

イツチ

交通相 メームド・スペホ

法相 スタンコヴィツチ

文相 クユンドジツチ・ボコル

蔵相 レティッア・ドゥカン

陸相兼海相 ミルテイン・ホヴィチ將軍

内相 ミラン・アチモヴィチ

希臘國王御動辭 ブリュッセル【三・三】 ブリュッセルに

御罷在中だったギリシャ國王ガオルギオス二世は廿一日ブリュッセル發リエージ

ニに向はれた、同地に於て軍需工場を視察される豫定である

第二インター指導者逝く

ブリュッセル【三・三】 國際社會主義連

動界の宿宿エミール・ヴァンデルベル

デ博士は廿七日早朝ブリュッセルに於て逝去了した、享年七十三、ヴァンデルベル

ルデ博士は一八六五年ブリュッセルに生れ、ブリュッセル大學卒業後經濟學者と

ロンドン【三・三】 駐英フランコ政權外交代表アルバ公は廿一日英國外務省を訪

は第二インター・ナショナルの幹部として

非戰論を唱へたがベルギーの參戰と共に

愛國主義者に轉向、一九一四年入閣して

食糧相、法相等を歴任、大戰後も外相と

してロカルノ會議に出席、最近では一

九三六年迄ヴァン・ゼーランド内閣の無任

所相、保健相であつた、ベルギー社會黨の長老、又第二インター・ナショナルの大幹部であり、ブリュッセル大學法學部教

授として社會主義史に關する著述も多い

日本にも二度來朝したことがある

スペイン

フ政權の輸出品差押令

ブルゴス【郵信】スペイン・フランコ政權

は人民戰線政府側よりの輸出品はその取扱者の國籍如何に拘はらず抑留或は差押

處分に付することに決定し十一月廿日各

國駐劄大使に訓令を發し關係國政府に對しこの旨通告せしめた、フランコ政府の訓令内容左の通り

最近スペイン共產黨の一昧のため大規

模の掠奪を蒙つた地方の農産物及其他の物產が諸外國に輸出されてゐる實情

に鑑み本政府は今後本政府軍隊未占領

地域より搬出されたと認定される物產

は取扱者の如何に拘はらずこれを敵軍

援助行爲と見做し發見次第抑留或は差

押處分に付す事につき關係各方面に通達され度し

フランコ政權英に抗議

ロンドン【三・三】 駐英フランコ政權外交代表アルバ公は廿一日英國外務省を訪

セ・ルイス・ディエズ號に對し多數の軍需品が積み込まれた事實を指摘して右は不

干渉の原則に違反する旨抗議を提出した

ス汽船からスペイン人民戰線軍艦深艦ホ

セ・ルイス・ディエズ號に對し多數の軍需品が積み込まれた事實を指摘して右は不

干渉の原則に違反する旨抗議を提出した

ブルゴス【三・三】 スペイン戰局は數ヶ月來膠着状態を續けてゐたがカタロニア

戰線のフランコ軍は廿三日午前突如攻撃

を開始歩兵部隊は砲兵の掩護射擊の下に

四ヶ所に於て人民戰線軍の第一線を突破し引續き進撃を續けてゐる模様である

▲フランコ軍壓倒的進出 サラマンカ

【三・三】 カタロニア戰線で久しく膠着状態を續けてゐたフランコ軍は廿三日突如人民戰線軍に對し總攻擊の火薬を切つたが總攻擊開始以來僅か一日にしてフランコ軍に捕へられた人民戰線軍捕虜は既に二千名を超えるに至つた、一方人民戰線軍は頗る旗色悪く四戰區に於ける前線は完全に突破されフランコ軍歩兵は空軍の有效的なる擁護の下に署々前進を續けてゐるが廿四日にはその最前線は十哩進出を示し完全に人民戰線軍を壓倒する態勢にある

▲フランコ軍壓倒的進出 サラマンカ

【三・三】 フランコ軍は久しき沈黙を破り去る廿三日以來カタロニア戰線に於て總攻擊を開始し陣地を死守する人民戰線軍との間に日下激戦を展開中である、フランコ軍は戰車其他機械化部隊及び空軍

部隊等空陸相呼應し人民戰線軍の牙城バルセロナを目指し攻撃を續けてゐるが戰局は宿々フランコ軍側に有利に展開して

ランコ軍は頗る旗色悪く四戰區に於ける前線

は完全に突破されフランコ軍歩兵は空軍

の有効なる擁護の下に署々前進を續けてゐるが廿四日にはその最前線は十哩進出を示し完全に人民戰線軍を壓倒する態勢にある

▲人戰政府側の發表 ベルセロナ【三・

三】 スペイン人民戰線側では廿三日フランコ軍の總攻擊は擊退された旨左の如く

公表した

坂軍はカタロニア全戰線に亘つて進撃

を開始したが各方面とも我軍の爲に擊退された、目下激戦が行はれつゝあり

占領した後廿七日には遂にリバロハに遷

▲フランコ政府發表 ブルゴス【三・四】 した

フランコ政府は廿三日開始されたフラン

コ軍の總攻擊は着々戰果を收め人民戰線軍は續々敗退してゐる旨廿四日夜左の如く公表した

廿三日早朝を期してカタロニア戰線全體に亘り總攻擊を開始した我軍は人民戰線軍の抵抗を排除しつゝ進撃を續け

廿四日午後九時迄に約十五哩前進した進撃の途中我軍は多くの村落を占領し

人民戰線軍兵士を多數捕虜とした、更に我軍は人民戰線軍飛行機廿三機を射落した

▲フランコ軍總攻撃開始 ブルゴス【三・三】 スペイン戰局は數ヶ月來膠着状態を續けてゐたがデイエズ號は二

月來膠着状態を續けてゐたがカタロニア

戰線のフランコ軍は廿三日午前突如攻撃

を開始歩兵部隊は砲兵の掩護射擊の下に

四ヶ所に於て人民戰線軍の第一線を突破し引續き進撃を續けてゐる模様である

▲フランコ軍壓倒的進出 サラマンカ

【三・三】 フランコ軍は久しき沈黙を破り去る廿三日以來カタロニア戰線に於て總攻擊を開始し陣地を死守する人民戰線軍との間に日下激戦を展開中である、フランコ軍は戰車其他機械化部隊及び空軍

部隊等空陸相呼應し人民戰線軍の牙城バルセロナを目指し攻撃を續けてゐるが戰局は宿々フランコ軍側に有利に展開して

ランコ軍は頗る旗色悪く四戰區に於ける前線

は完全に突破されフランコ軍歩兵は空軍

の有効なる擁護の下に署々前進を續けてゐるが廿四日にはその最前線は十哩進出を示し完全に人民戰線軍を壓倒する態勢にある

▲人戰政府側の發表 ベルセロナ【三・

三】 スペイン人民戰線側では廿三日フランコ軍の總攻擊は擊退された旨左の如く

公表した

坂軍はカタロニア全戰線に亘つて進撃

を開始したが各方面とも我軍の爲に擊退された、目下激戦が行はれつゝあり

占領した後廿七日には遂にリバロハに遷

る

ジブラルタル沖の海戰

ジブラルタル【三・三】 スペイン人民戰線政府所屬驅逐艦ホセ・ルイス・ディエズ號（一、六五〇噸）は過級ジブラルタル

軍港に遁入逸早くこれを探知してその脱出を監視するジブラルタル沖に集結した

フランコ軍所屬艦隊との間に不氣味な睨み合ひを續けてゐたがデイエズ號は二

十九日夜突如フランコ軍艦隊監視の眼を離れて總攻撃を開始した我軍は人民戰線軍を多數捕虜とした、更に我軍は人民戰線軍飛行機廿三機を射落した

▲フランコ軍總攻撃開始 ブルゴス【三・三】 スペイン戰局は數ヶ月來膠着状態を續けてゐたがカタロニア

戰線のフランコ軍は廿三日午前突如攻撃

を開始歩兵部隊は砲兵の掩護射擊の下に

四ヶ所に於て人民戰線軍の第一線を突破し引續き進撃を續けてゐる模様である

▲フランコ軍壓倒的進出 サラマンカ

【三・三】 フランコ軍は遅く沈黙を破り去る廿三日以來カタロニア戰線に於て總攻擊を開始し陣地を死守する人民戰線軍との間に日下激戦を展開中である、フランコ軍は戰車其他機械化部隊及び空軍

部隊等空陸相呼應し人民戰線軍の牙城バルセロナを目指し攻撃を續けてゐるが戰局は宿々フランコ軍側に有利に展開して

ランコ軍は頗る旗色悪く四戰區に於ける前線

は完全に突破されフランコ軍歩兵は空軍

の有効なる擁護の下に署々前進を續けてゐるが廿四日にはその最前線は十哩進出を示し完全に人民戰線軍を壓倒する態勢にある

▲人戰政府側の發表 ベルセロナ【三・

三】 スペイン人民戰線側では廿三日フランコ軍の總攻擊は擊退された旨左の如く

公表した

坂軍はカタロニア全戰線に亘つて進撃

を開始したが各方面とも我軍の爲に擊退された、目下激戦が行はれつゝあり

占領した後廿七日には遂にリバロハに遷

る

▲人戰政府側の發表 ベルセロナ【三・

三】 スペイン人民戰線側では廿三日フランコ軍の總攻擊は擊退された旨左の如く

公表した

當てられる筈である

フランコ政府内相急逝

ヴァラドリッド【三・三】 フランコ政府内相マルチネス・アドニ将軍は廿四日午前内務部の所在地たるヴァラドリッドに於て急逝した、原因は不明だが何等かの陰謀行為の犠牲となつたのではないかといはれる

米獨關係緊迫化

イツクス長官の反獨演説

クリーヴランド【三・三】 イツクス内務長官は去る十八日クリーヴランドのシオニスト協會に於ける出生權を拋棄したが

その内容要旨の通り
米國人の中には獨裁者から斬削されたものがあるが彼等はそれによつて自動的にアメリカに於ける出生權を拋棄したものである、リンドバーグ大佐やヘンリー・フォード氏は數千の人間の財貨を奪ひこれを苦惱に陥し入れてゐる残酷な人間から唾棄すべき勳功の表徴を受け取つたのである

イツクス長官の演説に獨抗議

ワシントン【三・三】 トムゼン駐米大使代理は廿二日午前國務省にウェズルズ國務長官代理を訪問、過歎クリーヴランドで行はれたイツクス内相の反獨演説を提出したがウエルズ次官はかゝる抗議を受ける理由はないと之を一蹴した

米獨關係大戰以來の危機

ワシントン【三・三】 ウエルズ國務長官

代理は廿二日イツクス内務長官の反獨演説に對するトムゼン獨代理大使の正式陳謝要求につき極めて強硬な言辭を以て之を一蹴したがこの事件はこゝ一年來米國外交の最大ニュースと見られ非常なセンセーションを起してゐる、一部にはこれ

を機會に米獨外交關係の斷絶乃至は報復的手段としての最悪國條約の廢棄に至り發展しようとの說さへ行はれてゐるが果して國交斷絶に至るかどうかは尙多分に疑問の餘地がある、何れにせよ既に悪化してゐる對獨感情が右事件を契機に一層悪化することは必定で米獨關係は大戰以來最惡の關係にあるといつても過言ではない、しかし右が今後益々米國の對南米政策に現はれドイツの進出牽制に向ふことは明らかに看取される

一 イツクス長官の演説は反ユダヤ人運動に對する米國民の大多數の感情を率直に吐露したものに過ぎない
一 ドイツ國內に於いて米國官吏に對する攻撃が行はれてゐる以上ドイツ政府は米國內の反獨言論の中止を要求する

一 イツクス長官がリンドバーグ夫人

一 ベルリン【三・三】 イツクス米國務長官の反獨演説に對しベルリン輿論は憤慨する誹謗が公然行はれることは兩國の友好關係を促進する所以ではない

一 何れにせよ一國內に於て他國に對する反獨演説を行ひ

一 ハンリ・フォード氏がドイツから勵章を贈與されたことを批判したのは全く國家的問題である

一 何れにせよ一國內に於て他國に對する反獨演説を行ひ

一 ベルリン【三・三】 イツクス米國務長官の反獨演説に對しベルリン輿論は憤慨する誹謗が公然行はれることは兩國の友好關係を促進する所以ではない

と驟然するなど會見は極めて緊張した空氣を示し米獨兩國關係は今後急度に悪化するものと懸念されるに至つた

米國政府はイツクス内務長官の演説に關するドイツ政府の陳謝要求を承認するとは出來ないがその理由とする所

は次の通りである

一 言論を統制してなりながらヴィル

ソ恩元大統領を初め米國現閣僚に對する攻撃を默認してゐる政府が米國

内反獨言論に對し陳謝を要求する

一 ワシントン【三・三】 ドイツのユダヤ人

ソ恩元大統領を初め米國現閣僚に對する攻撃を默認してゐる政府が米國

ワシントン【三・三】 イツクス内務長官の反獨演説を繞つて米獨關係が悪化の光

を示してゐる折柄米國上院議員キング氏は廿三日國務省宛に書簡を送り最近獨墨兩國間に結ばれた獨墨ペーター制貿易協定に對し米國政府は諭反對下すべき旨勸告した、同書簡の内容左の通り

ドイツは今回の獨墨ペーター制貿易協定によりメキシコが米國石油会社より收用した石油を獲得せんとしてゐる、若しドイツが既に迄野蠻なユダヤ人排擣を繼續するならばこの經濟問題の干渉を遮断する

米獨關係は結局國交斷絶に至るものと想してゐる、然し國務省當局では廿三日「米獨交國條約を云々する」は未だ時期尚早で國務省としてはドイツ側から強要されぬ限りこれ以上の措置を講ぜぬ方針である」と言明し極めて慎重な態度を示してゐる

一 ワシントン【三・三】 ドイツのユダヤ人

ソ恩元大統領を初め米國現閣僚に對する攻撃を默認してゐる政府が米國

内反獨言論に對し陳謝を要求する

一 ワシントン【三・三】 ドイツのユダヤ人

ソ恩元大統領を初め米國現閣僚に對する攻撃を默認してゐる政府が米國

の際すべく外國との一切の紛糾を

調整してもつて國防強化の完璧を期せねばならぬ

米商務官後任決定

ワシントン【三・二】ルーズヴェルト大統領は去る十五日辭職した商務長官ダニエル・ローバー氏の後任として事業促進

局長ハリー・ホブキンス氏を商務長官に任命した。ホブキンス氏はニューヨーク・タイムズの開拓でかねてから産業統制に關する聯邦政府の権力擴大を主張ルーズベルト大統領の懷刀として知られてゐる

無電會社從業員同情罷業

ニューヨーク【三・三】米國プレス・ワイヤー電信會社從業員は去る十一日以降待遇改善を要求して罷業に入つてゐるが廿二日に至りマッケイ、RCA両電

會社の西海岸從業員もプレス・ワイヤー電會社從業員に對する同情罷業に入り横東向へ新聞電報の受付けを拒否してゐる

☆ 經 濟
チリー銅會社建設に融資
ニユーヨーク【三・三】アメリカの輸出入銀行は最近支那及び中南米に對して積極的活動を開始してゐるが今度はチリー小獨立銅山の銅精錬會社の創立に對し資金貸出を計畫中と言はれる、因みにチリーの銅礦は現在日本に輸出されてゐるものでその成行は注目されてゐる

商船、山下兩社運賃同盟加入
ワシントン【三・三】最近日米海運業者間に南米のコーヒー積競争が激化し去る十二日には右實情調査のためアメリカ政府海事委員會は大阪商船及び山下汽船の兩社に對し取引關係書類の提出を命ず

る等成行懸念されてゐたが今廿二日海事委員會は右日本兩社が太平洋岸・リヴァ

ブレーント・ブラジル運賃同盟に加入することに同意し從つて右兩社も今後はブラン

ジル珈琲取協定運賃たる一袋當り九十分の運賃を遵守する事となつた旨發

表した。尙爾社の同盟加入によつて海事委員會の帳簿取調べなどは自然消滅するに至るものと見られてゐる

歐羅巴屑鋼カルテル米屑鋼購入

ニューヨーク【三・三】アメリカの屑鐵業者は最近ヨーロッパ屑鋼カルテルとの間に販賣交渉を行つてゐたが右商内は今

廿二日遂に成立、その條件は第一號ヘヴィ・メルチング總額十萬噸、價格々々當り五弗と言はれる、なほニューヨークの

當業者は近々更に多量の商内が行はれるものと見てゐる

日本米屑鋼買付

ニューヨーク【三・三】日本筋は今回十五萬噸の屑鋼を買付けたが右價格は一般屑鋼相場嘆當り一五弗二五セント乃至一五弗五〇セントであつた

米銀買上値据置

ワシントン【三・三】ルーズヴェルト大統領は卅一日米國政府の國內新產銀の買上値を依然一オンスに付六四仙六四に据置く旨次の如く發表した

チリー銅會社建設に融資
ニユーヨーク【三・三】アメリカの輸出

入銀行は最近支那及び中南米に對して積極的活動を開始してゐるが今度はチリー小獨立銅山の銅精錬會社の創立に對し資金貸出を計畫中と言はれる、因みにチリーの銅礦は現在日本に輸出されてゐるものでその成行は注目されてゐる

商船、山下兩社運賃同盟加入
ワシントン【三・三】最近日米海運業者間に南米のコーヒー積競争が激化し去る十二日には右實情調査のためアメリカ政府海事委員會は大阪商船及び山下汽船の兩社に對し取引關係書類の提出を命ず

汎米會議

共同防衛案遂に骨抜き

リマ【三・三】第八回汎米會議は中心問題たる米洲共同防衛案を纏つて各國代表

の意見が對立し成行は注目されてゐたが廿日夜米國、ブラジル、アルゼンチンの四國代表が會合し廿一日午前一時迄折衝を續けた結果遂に妥協案成立し模様である、確聞するに同會議では共

同防衛案の内容につき米國代表とアルゼンチン代表との間に最終的意見の應酬が

行はれ米國代表は「武力侵略乃至武力侵

犯の脅威」の前に「米洲外部からの」と

いふ字句を挿入することを主張したがア

ルゼンチン代表は頑強に反対して譲らず

遂に共同防衛案の骨抜きに成功、一般的な侵略反対宣言案として本會議に上程す

るに意見一致したといはれる、宣言案内

容として傳へられる所左の通り

汎米會議參加諸國は米洲の如何なる共

和國の平和、安全及び領土保全に對する武力侵略乃至その脅威に對しても抵

抗する旨を茲に宣言する

「リマ宣言」成る
リマ【三・三】第八回汎米會議の中心問

題たる米洲共同防衛案は米國對アルゼン

チの意見正面對立し紛糾を重ねてゐた

財務省は米國の國內新產銀を依然一オ

ンスに付六四仙六四で買上げを續行す

る、但し右の有效期間は一九三九年六月卅日迄とならう、何とならば大統領

遂にその削除に成功したもので宣言案は米國の意圖失敗

共同防衛の趣旨が骨抜きとされ一般的な

侵略反対宣言に終つてゐる、同宣言は「リ

マ宣言」と名付けられ各本國政府の諮詢を仰いだ後多分廿四日の本會議で調印さ

れる段取である

された結果抽象的な侵略に對する共同行動を商議するに止まり米國が他の米洲國家

を侵略する場合も適用される様な事となつた、宣言案の第二項で武力によらぬ侵

犯の脅威」の前に「米洲外部からの」と

いふ字句を挿入することを主張したがアルゼンチン代表は頑強に反対して譲らず

遂に共同防衛案の骨抜きに成功、一般的な侵略反対宣言案として本會議に上程す

るに意見一致したといはれる、宣言案内

容として傳へられる所左の通り

汎米會議參加諸國は米洲の如何なる共

和國の平和、安全及び領土保全に對する武力侵略乃至その脅威に對しても抵

抗する旨を茲に宣言する

「リマ宣言」成る
リマ【三・三】第八回汎米會議の中心問

題たる米洲共同防衛案は米國對アルゼン

チの意見正面對立し紛糾を重ねてゐた

財務省は米國の國內新產銀を依然一オ

ンスに付六四仙六四で買上げを續行す

る、但し右の有效期間は一九三九年六月卅日迄とならう、何とならば大統領

米國の意圖失敗

リマ【三・三】廿一日の四國代表會談で

成立した「リマ宣言」案は結局米國政府

マ宣言」と名付けられ各本國政府の諮詢を仰いだ後多分廿四日の本會議で調印さ

れる段取である

された結果抽象的な侵略に對する共同行動を商議するに止まり米國が他の米洲國家

を侵略する場合も適用される様な事となつた、宣言案の第二項で武力によらぬ侵

犯の脅威」の前に「米洲外部からの」と

いふ字句を挿入することを主張したがアルゼンチン代表は頑強に反対して譲らず

遂に共同防衛案の骨抜きに成功、一般的な侵略反対宣言案として本會議に上程す

るに意見一致したといはれる、宣言案内

容として傳へられる所左の通り

汎米會議參加諸國は米洲の如何なる共

和國の平和、安全及び領土保全に對する武力侵略乃至その脅威に對しても抵

抗する旨を茲に宣言する

「リマ宣言」成る
リマ【三・三】第八回汎米會議の中心問

題たる米洲共同防衛案は米國對アルゼン

チの意見正面對立し紛糾を重ねてゐた

財務省は米國の國內新產銀を依然一オ

ンスに付六四仙六四で買上げを續行す

る、但し右の有效期間は一九三九年六月卅日迄とならう、何とならば大統領

反対により會議の見送しは全く混沌に陥り今や決裂の危機が懸念されてゐる

非戰闘空爆禁止決議

リマ【三・三】汎米會議平和委員會は廿一日午後の會議に於て戰時に於ける非戰闘用建造物に對する空爆禁止

圓員並に非軍用建造物に對する空爆禁止に關する宣言案を採擇、直ちに本會議にて事實上委員會で握り潰しとなつた

する提案は次期會議まで研究の要ありと

回附することとなつた、尙侵略主義に關して事實上委員會で握り潰しとなつた

重要議題續々擡り立

リマ【三・三】アルゼンチン政府の反對によつて汎米會議の中心議題たるリマ宣言の成立が危懼である折柄汎米會議は廿二日の本會議に於て

一 米洲國際聯盟設置案

一 米洲經濟調查會議提案

一 米洲諸國の民法、商法統一案

の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擡り潰しの運命となつてゐる

米代表の態度にア國硬化

ニューヨーク【三・三】汎米會議は米洲共同防衛宣言案により圓滿解決を期すされてゐた矢先アルゼンチン側の態度硬化により再度有様な状態になつたが廿二日ニューヨークに達したヘラルド・トリビューン紙リマ特電は此の間の事情を左の如く報じてゐる

米國代表の方針を全般に支持してゐる各國代表も汎米會議では歐洲全體主義國に對抗する汎米共同戦線結成の好

機を逸したと公言してゐる、去る十六日アルゼンチン側は米洲共同防衛宣言案に同意したが米國代表はアルゼンチノ側の態度軟化に乘じて強硬態度を示したので遂に行惱み状態となり米國

側は問題解決の絶好の機會を失したの

である

汎米會議の極惡な舉行

リマ【三・三】汎米會議アルゼンチン代表が廿一日本國政府の訓令により本國提案のリマ宣言案を拒否して代案を提出することとなつたとの報道は汎米會議參加諸國に多大の衝撃を與へ各國代表間の往來は俄然煩繁の度を加へてゐる、ペル

コ氏は廿一日夜相携へて米國代表部を訪

問してハル長官と廿二日拂曉に到る迄對

策を討議した後更にウルグワイ代表リオ

ス氏と會見してアルゼンチンとの妥協方

一 代表コンチャヤ氏、ラジル代表フラン

コ氏は廿一日夜相携へて米國代表部を訪

心としてゐるものといはれる

リマ宣言遂に採擇

リマ【三・三】第八回汎米會議は廿二日夜の會議に於て遂に外國の侵略反対に關する宣言案を全會一致採擇した、宣言要旨

旨次の通り

米洲各國は外國からの一切の干涉乃至

反國家的活動に對し連帶防衛すべきこ

とを宣言す

リマ【三・三】汎米會議長コンチャヤ

代表が廿一日本國政府の訓令により本國

提案のリマ宣言案を拒否して代案を提出

することとなつたとの報道は汎米會議參

加諸國に多大の衝撃を與へ各國代表間の

往來は俄然煩繁の度を加へてゐる、ペル

コ氏は廿一日夜相携へて米國代表部を訪

問してハル長官と廿二日拂曉に到る迄對

策を討議した後更にウルグワイ代表リオ

ス氏と會見してアルゼンチンとの妥協方

一 代表コンチャヤ氏、ラジル代表フラン

コ氏は廿一日夜相携へて米國代表部を訪

問してハル長官と廿二日拂曉に到る迄對

策を討議した後更にウルグワイ代表リオ

ス氏と會見してアルゼンチンとの妥協方

一 代表コンチャヤ氏、ラジル代表フラン

コ氏は廿一日夜相携へて米國代表部を訪

問してハル長官と廿二日拂曉に到る迄對

策を討議した後更にウルグワイ代表リオ

ス氏と會見してアルゼンチンとの妥協方

一 代表コンチャヤ氏、ラジル代表フラン

コ氏は廿一日夜相携へて米國代表部を訪

問してハル長官と廿二日拂曉に到る迄對

策を討議した後更にウルグワイ代表リオ

よりまだ承認の回転に接してゐない」と 言明してゐるところより見ればコンチャヤの發表はまだ時期尚早ではないかと

リマ【三・三】第八回汎米會議は廿二日夜の會議に於て遂に外國の侵略反対に關する宣言案を全會一致採擇した、宣言要旨

既に廿二日非公式に成立したがその後アラジル政府から宣傳附註が述べたもので廿二日アラジル代表フランコ氏は

アラジル政府は正規議を梗概するが

将來汎米會議でより廣汎な、より斷言的な連帶關係確認の表明が爲されるこ

とを希望する

リマ【三・三】第八回汎米會議は廿二日夜の會議に於て遂に外國の侵略反対に關する宣言案を全會一致採擇した、宣言要旨

ハル國務長官 リマ宣言案は米洲内諸

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

米

國

の平和、安全、及び領土保全を毀損し或は西半球内の民主主義的制度を危殆に陥れようとする外部からの諸勢力に對抗する汎米共同戰線の成立を示すものである。今回の汎米會議の成績は現下の國際危機に對する吾人の憂慮を尠からず輕減する、余はリマ宣言案の外に特に人種的宗教的偏見及び狹量に反対する決議、西半球に於ける外國分子の政治的活動反對の決議、及び通商障害緩和に關する決議の三決議の意義を指摘したい。

ランソン代表　米國の汎米諸國に對する政策は一貫して紛争の平和的解決及び安全感の相互的促進に向つての協力を基礎にして來た。この政策は米國內で如何なる政黨が權力を把握しようとも漏らぬものである。

ハル代表の努力無駄ならず
リマ【三・五】汎米會議は採みに採んだ揚句アルゼンチン案を鶴呑み同様にしてリマ宣言を通過させた他實質的價值乏しき卅六個の決議を可決、明廿六日或は廿七日に開會の段取りとなつたがリマの有力消息通は汎米會議の成績につき左の如く批評してゐる。

一 ラテン・アメリカカシケ國の内中米諸國全般と南米の北部諸國は米國勢力の影響下にあり進んで若くはやむを得ず米國案支持の態度に出たことがリマ宣言の四章を通り判然としたが南部へ行くほど米國の勢力が弱くなつてゐることが判明した。

一 アルゼンチンの對米反感は傳統的である、即ち人口の半分近くがイタリア系である、金體主義排撃の名の下に共

同防衛を持込まれても容易に動かぬのは寧ろ當然であらう、而してアルゼン

チングがハル案の代案として會議に提出した案は會議に先立て自國で準備され

た案よりは確かに汎米協同に首を突込んだものと相應するからハル米國代表の効力は決して無駄ではなかつたと解される、今後米國が汎米會議を足場とし個別に經濟的接觸或は進出の機運を作らんとする形勢にあるのは注目に値する。

汎米會議閉會

リマ【三・七】第八回汎米會議は米洲共

同防衛に關するリマ宣言以下數々の收穫を残し廿七日を以て閉會した、會議は同

日午後六時からペルー外相コンチャ譯長司會の下に最後の全體會議を開き各國代

表は夫々總數百卅の多きに満する各決議

宣旨等に署名を了したがこれらはいづれ

も米洲各國の提携促進、共同防衛、連絡

改善、文化關係の促進を企圖したもので

ある、會議終了後ペルーのベナヴィデス

大統領は各代表を招待して送別晩餐會を開いた、尚本國代表ハル國務長官の一一行

は廿八日正午リマの外港カイヤオ帆船の汽船で一路歸國の途に就く筈である。

▲リマ宣言調歌　リマ【三・三】ペルー

代表コンチャ相は閉會に當り汎米會議の共同防衛を骨子とするリマ宣言の成立を調歌して次の如く述べた。

リマ宣言の掲擧により米洲諸國の連帶

は終始至大の國心を拂つてその成行

の攻撃の危險が迫つてゐると首傳にこ

幕に當りドイツ各紙は會議を通じて米洲

統領は廿七日の新聞記者團との會見に於て同日閉會した第八回汎米會議の成果に

言及、會議は正に大成功であつた旨次の如く語つた。

リマ會議は非常な成功を收めたものと考へてゐる、米國の代表は會議に於て達成せんとした處を所期通り達成した

のだから正にこれは成功と云はなければならぬ。

ハル大統領汎米會議を讃嘆

ワシントン【三・三】ルーズベルト大

統領は廿七日の新聞記者團との會見に於て同日閉會した第八回汎米會議の成果に

言及、會議は正に大成功であつた旨次の如く語つた。

リマ會議は非常な成功を收めたものと考へてゐる、米國の代表は會議に於て

達成せんとした處を所期通り達成した

のだから正にこれは成功と云はなければならぬ。

リマ會議は米の失敗

(獨外務省見解發表)

ベルリン【三・八】第八回汎米會議の終

幕に當りドイツ各紙は會議を通じて米洲

統領は廿七日の新聞記者團との會見に於て同日閉會した第八回汎米會議の成果に

言及、會議は正に大成功であつた旨次の如く語つた。

リマ會議は非常な成功を收めたものと考へてゐる、米國の代表は會議に於て

達成せんとした處を所期通り達成した

のだから正にこれは成功と云はなければならぬ。

リオデジャネイロ【三・四】近年日伯親

筆動は完全に失敗に歸したと斷じてゐる

がドイツ外務省機関ディプロマティツシ

テ同日閉會した第八回汎米會議の成果に

言及、會議は正に大成功であつた旨次の如く語つた。

リマ會議は非常な成功を收めたものと考へてゐる、米國の代表は會議に於て

達成せんとした處を所期通り達成した

のだから正にこれは成功と云はなければならぬ。

リオデジャネイロ丸は廿五日を入港預定日と

現現在の如き骨抜きのリマ宣言に落着いたことを見れば何人も米國の努力が非

常な成功を收めたと確信することは出

来るまい、事實米洲以外の諸國でこのリ

米諸國に働きかけて全體主義國家から

童を喜ばせた、右日本玩具を積んだリオ

デジャネイロ丸は廿五日を入港預定日と

現現在の如き骨抜きのリマ宣言に落着いたことを見れば何人も米國の努力が非

常な成功を收めたと確信することは出

来るまい、事實米洲以外の諸國でこのリ

オデジャネイロ丸は廿五日を入港預定日と

現現在の如き骨抜きのリマ宣言に落着いたことを見れば何人も米國の努力が非

常な成功を收めたと確信することは出

第八回汎米會議は米國にとつては失敗であつた、ルーズベルト大統領はユ

ダヤ人の金融家と共に弗の力による南

米征服の政略を續けて來たがリマ會議では無殘な黒星を取つた

軍國主義の脅威を強調

リマ【三・七】第八回汎米會議は廿七日

の全體會議を以て前後十九日間に亘る議

事を終了、閉會したが米國首席代表ハル

の努力は決して無駄ではなかつたと解

られる、今後米國が汎米會議を足場と

し個別に經濟的接觸或は進出の機運

を作らんとする形勢にあるのは注目に

値する。

リマ【三・七】第八回汎米會議は廿七日

の全體會議を以て前後十九日間に亘る議

内閣印刷局發行圖書 (昭和14年1月現在)

内閣

官	報	1ヶ月 0.95 1ヶ月部 0.05 外國 3.00 1ヶ月 0.05 1ヶ月前 1.20 1ヶ月金 2.40
週	報	昭和十二年上篇(1号-87号) 1.85 週報合本 下篇(88号-63号) 1.30 昭和十三年上篇(64号-89号) 1.30
寫 真 週 報		1部 0.10 半ヶ月前 2.40 1ヶ月金 4.80
月 刊 法 令 全 書		0.80 (内地送料 0.14)
官 廳 刊 行 圖 書 月 報		0.40 (送料 0.06)
昭和十四年用職 員 手 帖		0.40
職 員 錄 昭和18年7月現在		3.80 (送料 0.30) 3.80
第七十三回帝國議會議事速記録集		(内地送料 0.38)
昭 和 大 禮 要 錄 (第十版)		3.00
昭和十三年列國國勢要覽		0.15
月 刊 統 計 時 報		0.85
昭和十二年死因統計		2.00 (内地送料 0.14)
昭和十二年人口動態統計		1.40 (内地送料 0.14)
月 刊 企		0.80 (昭和十二年)
列 國 資 源 攝 要 第四號		0.45 (送料 0.09)
重 要 鑛 物 資 源 資 料 目 錄		1.00 (昭和十二年第六號)
全 國 公 私 試 試 驗 研 究 項 目 要 覧		2.20 (研究機關)
地 方 財 政 改 善 = 關 スル 内閣審議會中間報告		1.80

外務省

條 約 彙 築 一 般 國 際 條 約 集	第二卷	8.00
大 藏 省		

外國爲替管理法及關係命令	0.20 (送料 0.03)
英 文 日 本 財 政 經 濟 年 報 (1937年)	2.00
昭和十一年度分	
大藏省第六十二回年報	3.50
昭和十一年日本外國貿易年表	上篇 5.00 中篇 5.00 (内地送料 0.22) 下篇 3.00 (内地送料 0.14)
昭和十一年度主税局第六十三回統計年報書	4.50
昭和十二年調金融事項參考書	2.00
昭和十三年臨時資金調整法令	0.16 (送料 0.03)
昭和十二年國債統計年報	2.20 (内地送料 0.10)

發行所

申込所

内閣印刷局直賣所
全国各地官報販賣所
全國書店(週報、寫真週報は)
(駢賣店にもあります)

昭和第十二年第六十二次銀行局年報	3.80 (内地送料 0.14)
銀 行 總 覽	第十四回 昭和十二年末現在 2.50
無 盡 業 關 係 法 令	0.15
國 債 法 規	規 12.00 (内地送料 0.22)

陸軍省

帝國及列國の陸軍	和 (昭和十二年版) 0.30
中部支那明細圖	0.05 (送料 0.03)

文部省

國體の本義解説叢書	0.35
我國風土民性と文る學和道解教錄	各冊 0.20
我國體に於ける神謹行	0.30
我國治後勤備行	第一輯 0.55 第二輯 0.45 第三輯 0.50 (内地送料 0.10)
孝子の德	0.30

教 學 叢 書	0.45 (第一編(教育學) 0.85 第二編(哲學) 1.00 第三編(國語國文學) 1.10 (内地送料 0.10))
學 校 體 操 教 授 要 目	0.15
第一編(教育學)	0.85
日本諸學振興委員會研究報告	1.00 (内地送料 0.10)
第三編(國語國文學)	1.10 (内地送料 0.10)

青年學校關係法令追錄	0.20 (青年學校教授及訓練要目其ノ他)
保 存 行 政 關 係 法 規	0.60

農林省

米 穀 關 係 法 規	0.25
水 產 會 關 係 法 規	0.30
輸 出 水 產 物 取 締 關 係 法 規	0.80
輸出水產物ノ生產並ニ輸出統計表	0.90 (送料 0.06)
中華民國北支中支新政府並滿洲國	0.35 (送料 0.03)
水產物輸入關稅及同輸入統計表	0.25 (送料 0.03)
米國ニ於ケルレイヨン關係業取引	0.25 (送料 0.03)
取締規則ト織物內容表示問題	0.03 (送料 0.03)

商工省

昭和工場統計表	6.50
輸出入品等ニ關スル臨時措置(第一、二、三回)	0.90 (送料 0.06)

厚生省

退職積立金及退職手當法關係法令	0.12
會計検査法規	0.70

昭和帝國決算統計	4.50
會計検査法規	0.70

南洋廳

南洋廳法令類聚	9.00
第一回追錄	2.00

東京市麹町區大手町

内閣印刷局

電話(丸ノ内) (23) 351—359
振替 東京 19000

昭和四十一年版發賣

『時事年鑑』は凡ゆる年鑑と百科辭典を一冊に壓縮した我國唯一の綜合大年鑑であります。その内容は今更申すまでもなく飽く迄も『時事年鑑』二十年の傳統を生かすと共に本社獨特の組織と完備せる通信網と相俟て本社調査部總動員の上取材したその豊富なる資料、正確なる統計數字を以て誇り得る最新のものと確信致します。『昭和十四年版時事年鑑』は政治、外交、軍事、財政、經濟、交通、労働に更に文藝、美術、スポーツ等に、事變下日本の凡る實相と國際非常時局の情勢を克明に記錄しつくしたもので、總ての年鑑中の王座『標準版』の自信を以つて世に贈るものであります。敢へて銀行、會社、工場、學校は勿論御家庭にも是非一部を御備へになる様お奨めする次第であります。

◎ 內容見本進呈
林農產貿保商郵財金陸海國專租財帝外行政衆貴帝政氣土爵皇憲
便界國政政界國地位
融及一政國議族議人勲
販概商外交官展議
業業易險業金親業軍軍防賣稅班交廳望院院會治象口功室法
文文藝家衛婦社警行日裁出學大高近教教社勞航通水鐵道運工鑄水
壇藝庭會常判版術等專界
近美諸知人事法行問學一
目次

番六六七二(57)座銀話電
番〇〇〇五八京東座口金貯賃振
行發社信通盟同團社人法
區橋京市京東九ノ八西座銀

錢五十三金價定

同盟通信社調查部編

時事年鑑

☆四六倍判八百五十餘頁

定 金二圓五十錢
價 送料 地方三十三錢
海外六十二錢

急至
申御下